

中小企業・小規模事業者のための

2019年度版

# 支援制度 ガイドブック



北海道の  
中小企業・小規模事業者を  
支援する

**416** の制度



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

---

## はじめに

---

道内の中小企業・小規模事業者においては、人口の減少・高齢化による人手不足、後継者の不在などの経営課題を抱えており、その取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

本書は、中小企業・小規模事業者の皆様が各種の支援制度を活用する際の手引書として、また、市町村をはじめ、道内の中小企業支援機関等が経営相談などにおいて、活用いただく基礎資料として作成しました。

その内容は、「創業・事業承継」「経営革新・経営改善」「新製品・新技術」「市場開拓・販路拡大」「人材育成・確保」などの12分野に区分し、416の支援制度の概要を紹介しておりますので、中小企業・小規模事業者が、経営課題解決に取り組む際にお役に立つと考えております。

最後に、本書の作成にあたっては、関係機関の方々にご協力いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2019年5月

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター  
代表理事 永井正博

# CONTENTS 目次



<b>1</b>	<b>相談をしたい・ 情報の提供を受けたい</b>	
	(1) 総合相談	1
	(2) 技術相談	3
	(3) 情報提供	4

<b>2</b>	<b>創業や事業承継のための 支援を受けたい</b>	
	(1) 指導・派遣	6
	(2) 補助金・助成金	6
	(3) 融資・出資	8
	(4) 研修・セミナー	11
	(5) 施設等提供	11
	(6) その他	13

<b>3</b>	<b>経営革新や経営改善・安定化の ための支援を受けたい</b>	
	(1) 指導・派遣	14
	(2) 補助金・助成金	15
	(3) 融資・保証等	16
	(4) その他	23

<b>4</b>	<b>新製品・新技術開発や事業化の ための支援を受けたい</b>	
	(1) 指導・派遣	24
	(2) 補助金・助成金	24
	(3) 融資・保証等	33
	(4) その他	33

<b>5</b>	<b>技術課題解決のための 支援を受けたい</b>	
	(1) 指導・派遣	34
	(2) 依頼試験	35
	(3) 設備・施設等利用	37
	(4) インキュベーション施設	38

<b>6</b>	<b>施設拡充や設備導入のための 支援を受けたい</b>	
	(1) 補助金・助成金	39
	(2) 融資・保証等	40

<b>7</b>	<b>市場開拓や販路拡大のための 支援を受けたい</b>	
	(1) 補助金・助成金	44
	(2) 研修・セミナー	45
	(3) 取引あっせん	45
	(4) 商談会・展示会他	45



## 8

### 海外事業展開のための 支援を受けたい

- (1) 相談・指導・派遣 ..... 48
- (2) 補助金・助成金 ..... 50
- (3) 融資 ..... 51
- (4) 研修・セミナー ..... 51
- (5) 商談会・展示会他 ..... 51
- (6) 情報提供 ..... 51

## 9

### 6次産業化・農商工連携の ための支援を受けたい

- (1) 相談・指導・派遣 ..... 53
- (2) 補助金・助成金 ..... 53
- (3) 融資・出資 ..... 53
- (4) 研修・セミナー ..... 54
- (5) その他 ..... 54

## 10

### 地域振興・活性化のための 支援を受けたい

- (1) 相談・指導・派遣 ..... 55
- (2) 補助金・助成金 ..... 55
- (3) 融資 ..... 56
- (4) 研修・セミナー ..... 56
- (5) その他 ..... 57

## 11

### 人材育成・確保のための 支援を受けたい

- (1) 相談・指導・派遣 ..... 58
- (2) 補助金・助成金 ..... 59
- (3) 研修・セミナー ..... 64
- (4) 技能試験 ..... 66

## 12

### 認証と表彰

- (1) 認証 ..... 68
- (2) 表彰 ..... 69

## 13

### 支援機関別の支援制度 ..... 70

## 14

### お問い合わせ先一覧 ..... 72

## (1) 総合相談

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>総合相談窓口</b> [個人・中小企業者等] [無料]	中小企業・小規模事業者や創業者の経営上のさまざまな相談に対応します。 1. 経営相談窓口 (1) 経営相談 中小企業診断士等のスタッフが創業や経営に関する様々な相談に対応します。 <b>【開催日時】</b> 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (2) インターネット経営相談 インターネットから、企業経営に関する相談を随時受け付けています。 (夜間及び土・日・祝日は翌営業日以降の対応となります。) (3) 北海道よろず支援拠点 チーフコーディネーター及び各専門分野のコーディネーターが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。 <b>【開設日時】</b> 札幌本部：月曜日～金曜日 9:00～17:30 地域拠点（センター各支部）：毎週火曜日 9:00～17:30 (4) 北海道6次産業化サポートセンター 農林漁業者等の6次産業化に関する様々な相談にお応えします。 <b>【開設日時】</b> 月曜日～金曜日 9:00～17:30 2. 専門相談窓口 (1) 取引に関する相談 下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続（ADR）による調停手続きに関する相談等に対応します。 <b>【開設日時】</b> 毎週火～金曜日 9:00～17:30 (2) 特許に関する相談 「INPIT 北海道知財総合支援窓口」（（一社）北海道発明協会）の窓口支援担当者が特許の取得、研究機関・大学等が所有する特許の利用・移転等に関する相談に対応します。 <b>【開設日時】</b> 毎週月・火曜日 13:00～16:00（火曜日の相談は要予約） (3) 金融に関する相談 北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。 <b>【開設日時】</b> 毎月第1木曜日 10:00～16:00 (4) 会社法などに関する相談 司法書士会所属の司法書士が会社法に関する相談や、会社登記・契約書の作成に関する相談に対応します。 <b>【開設日時】</b> 毎月第2木曜日 13:00～16:00 (5) 人材に関する相談 マネジメントや販路拡大、生産性向上等の職務経験を持ち、企業の成長戦略を具現化していく人材（プロフェッショナル人材）の活用に関する相談等に対応します。 <b>【開設日時】</b> 月曜日～金曜日 9:00～17:30 3. 北海道の融資制度（中小企業総合振興資金）のあっせん窓口 当センターの支援制度をご利用いただいている企業様を対象に、北海道の融資制度（中小企業総合振興資金）についてのあっせん対応を行っております。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
<b>知的マネジメント事業普及モデル事業</b> [無料]	北海道と日本弁理士会北海道会が連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者を訪問して、弁理士によるコンサルティングを無料で行っていきます。 知的財産の活用や権利化、知的財産を重要な資源とした経営戦略・事業戦略の策定などに対する相談に活用してください。 <b>【対象者】</b> 中小企業等事業者	北海道経済部産業振興局 科学技術振興室 知的財産グループ ☎011-204-5128
<b>総合相談窓口</b> [無料]	技術相談、技術指導、依頼試験などの技術支援、共同研究、特許の利用などに関するさまざまな相談に対応します。 対応曜日：月～金（祝日除く） 対応時間：8:45～17:30	(地独) 北海道立総合研究機構本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail: hq-soudan@hro.or.jp
<b>NPO法人等相談窓口</b> [無料]	NPO法人の設立、法人運営や実務、市民活動に関する相談を実施しています。 <b>【利用時間】</b> 月～金曜日 9時～21時 土・日・祝日 9時～18時 <b>【休館日】</b> 12/29～1/3 <b>【場所】</b> 道民活動センタービル（かでの2・7、8階） <b>【URL】</b> <a href="http://www.do-shiminkatsudo.jp/">http://www.do-shiminkatsudo.jp/</a>	北海道立市民活動促進センター ☎011-261-4440 e-mail: center@do-shiminkatsudo.jp
<b>総合相談窓口</b> [無料]	相談に対応し、専門家とのマッチング、解決策のご提案等を行います。 <b>【対象者】</b> 企業の技術開発や新事業創出について相談したい方 <b>【相談対応日】</b> 毎週月～金曜日（10:00～17:00）※土・日曜日、祝祭日および年末年始は休みます	R&Bパーク札幌 大通サテライト（HiNT） ☎011-219-3359

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>窓口相談</b> [ 無 料 ]	中小企業診断士、金融・経営支援アドバイザーが経営のニーズに沿った相談に応じています。創業者向けの金融相談では、札幌市の融資制度のあっせん業務を担いながら対応します。 <b>【対象者】</b> 札幌市内の中小企業者等、札幌市内で起業を予定している方 <b>【相談場所】</b> 札幌中小企業支援センター（札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階） 毎週月～金曜日（土、日、祝祭日を除く）9：00～17：00 <b>《専門相談窓口》</b> (1) 中小企業診断士相談窓口（訪問による相談にも対応します。） 毎月4回程度、9：00～16：00（12：00～13：00除く） (2) 女性起業家向け相談窓口 <b>《開設日時》</b> 毎週火曜日、9：00～16：00（12：00～13：00除く） (3) 信用保証協会相談窓口 北海道信用保証協会の職員が経営・金融に関する相談に対応します。 <b>《開設日時》</b> 毎月第2木曜日、10：00～16：00（12：00～13：00除く） (4) 司法書士相談窓口 司法書士が商業登記の申請・関連書類の作成に関する相談に対応します。 <b>《開設日時》</b> 毎月第3木曜日、13：00～16：00	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター ☎011-200-5511
<b>メール経営相談</b> [ 個人事業者・中小企業者等 ] [ 無 料 ]	電子メールによる経営相談を受け付けています。 下記制度情報URLより、24時間いつでも相談を受け付けています。 <a href="http://www.smrj.go.jp/sme/consulting/tel/index.html">http://www.smrj.go.jp/sme/consulting/tel/index.html</a>	(独) 中小企業基盤整備機構北海道本部 企業支援課 ☎011-210-7471
<b>経営アドバイス</b> [ 個人事業者・中小企業者等 ] [ 無 料 ]	経営・技術・資金・法律などに関する相談や創業・新規事業についての相談を受け付けています。 <b>【無料経営相談】</b> (独) 中小企業基盤整備機構北海道本部 企業支援課 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階 TEL：011-210-7471 FAX：011-210-7481 北海道本部の他、函館・北見・釧路オフィス及び中小企業大学校旭川校でも定期開催しております。 ※電話、ファックス、ホームページによる事前予約が必要です。 <b>【相談日】</b> ○北海道本部 月曜日～金曜日 13時～17時 ○函館・北見・釧路オフィス、中小企業大学校旭川校月1回実施	(独) 中小企業基盤整備機構北海道本部 企業支援課 ☎011-210-7471
<b>企業相談</b> [ 無 料 ]	地域企業等からの経営課題や知的財産等に関すること、また、起業・創業等技術以外のご相談を随時受け付けています。 <b>【対象者】</b> 十勝地域企業等※個人の場合、創業・起業予定者に限る <b>【相談対応日】</b> 月曜日～金曜日 8：45～17：30（但し、祝日を除く）	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (企業振興グループ) ☎0155-37-8383 特に起業・創業関係 総合企画部 (事業創発支援グループ) ☎0155-38-8850
<b>常設知的財産相談室</b> [ 無 料 ]	<b>【対象者】</b> 個人及び企業 産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関する出願や登録の全般に関する相談 毎週火曜、金曜日の午後2時～4時までに相談会を開催している。 開催場所：日本弁理士会北海道会事務所（旧北海道支部室）	日本弁理士会 北海道会 ☎011-736-9331
<b>北海道食品機能性表示制度相談窓口</b> [ 募集期間：随時 ] [ 無 料 ]	<b>【対象者】</b> 食品製造を行う企業ならびに機能性素材を製造する企業 <b>【内容】</b> 北海道が所管する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー Do）」の認定商品の開発ならびに認定申請にあたっての様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関等への橋渡しを行います。 相談例 ・機能性食品の商品化に取り組みたいので、機能性素材に関する情報が欲しい。 ・科学的エビデンス確保のため、ヒト介入試験を実施したいが自社ではできない。など <b>【北海道食品機能性表示制度について】</b> 制度創設：平成25年 運用：北海道 認定対象食品：加工食品（アルコール飲料は認めない） 対象成分：単一成分又は組成物 科学的根拠：ヒト介入試験（基本的に査読付論文1報で可） 効能表示：不可 認定マーク：あり 申請時期：5月/11月の年2回	(一社) 北海道食産業総合振興機構 (フード特区機構) ☎011-200-7000
<b>一次産業と企業の連携に関する相談窓口</b> <b>【産学連携推進オフィス】</b> [ 募集期間：随時 ] [ 無 料 ]	<b>【対象者】</b> 食品・農林水産物を扱う道内外企業（大手企業も可）道内一次産業生産者・生産団体 <b>【内容】</b> 本道食産業の国際競争力の強化に向けて、一次産業と企業が連携したプロジェクトの成功事例の創出を図るため、(一社) 北海道食産業総合振興機構（フード特区機構）内に産学連携推進オフィスを設置しました（平成29年4月）。 上記オフィスでは連携に関する相談を受け、パートナー機関や企業・産地・研究機関とのマッチングを行います。要望に応じ勉強会設置や公的資金申請書作成補助など、プロジェクト化に向けた支援を行います。	(一社) 北海道食産業総合振興機構 (フード特区機構) ☎011-200-7000
<b>北海道女性の活躍支援センター</b> [ 無 料 ]	女性支援員がコンシェルジュとして専門の相談機関や専門家をご紹介するなど、女性の様々な相談（起業、子育て、就業など）に総合的に対応します。相談は、面談、電話、メールにて承ります。 <b>【対象者】</b> 道内在住の女性 <b>【利用時間】</b> 月・火・木・金 10時～16時、水・土 10時～13時 <b>【休館日】</b> 日曜・祝日・年末年始 <b>【場所】</b> 道立女性プラザ内（かでの2・7、6階） <b>【URL】</b> <a href="http://www.l-north.jp/katsuyaku/spcenter/">http://www.l-north.jp/katsuyaku/spcenter/</a>	北海道女性の活躍支援センター ☎011-272-0008 e-mail：plaza@l-north.jp

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>知財総合支援窓口 (知財のワンストップ サービス)</b> [ 無 料 ]	中小企業等が抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同して解決をするワンストップサービスの提供。 <b>【対象者】</b> 中小・ベンチャー企業、個人等 <b>【内容】</b> 知的財産権制度の概要説明、支援施策の紹介、特許、実用新案、意匠、商標等の出願手続支援（電子出願支援含む）、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）検索指導、農林水産分野と海外展開に向けた知的財産に関する情報提供、企業内における知財人材の育成支援等の知的財産に関わる総合的な支援に係わる窓口の役割を果たします。道内8地域（函館、室蘭、苫小牧、旭川、北見、帯広、釧路、札幌）には、テレビ会議システムを利用した知的財産に関する相談に対応しています。 [より専門性の高い相談には、各分野の専門家による相談を橋渡しします] 1.弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイナー、ブランディングプランナー、企業OB等の専門家派遣 2.窓口配置専門家による支援（※予約制） (1) 弁理士（毎週月/水曜日・・・14：00～17：00） (2) 弁護士（毎月第4金曜日・・・14：00～17：00）	(一社) 北海道発明協会 ☎011-747-8256

(2) 技術相談

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>技 術 相 談</b> [ 無 料 ]	道総研の研究成果や知見等を用いて、技術に関連する質問や疑問に答えます。 <b>【対象者】</b> 企業等 <b>【内容】</b> 相談対応日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail : hq-soudan@hro.or.jp
	<b>【対象者】</b> 渡島・松山管内の企業等 <b>【内容】</b> 企業等からの技術に関する相談を受け付けています。 対応日：平日月～金曜日 9：00～17：00	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
	<b>【対象者】</b> オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る <b>【内容】</b> 地域食品企業等からの食品加工技術に関する相談を随時受け付けています。 (月曜日から金曜日：9：00～17：00) 土日祝祭日休館	北海道立オホーツク圏地域食品 加工技術センター [管理運営：(公財) オホーツク 地域振興機構 ☎0157-36-0680
	相談に対応し、専門家とのマッチング、解決策のご提案等を行います。 <b>【対象者】</b> 産業連携プロジェクトを持つ企業者や技術全般について相談したい方 <b>【相談対応日】</b> 毎週月～金曜日（10：00～17：00）※土・日曜日、祝祭日および年末年始は休みます	R & Bパーク札幌 大通サテライト (HiNT) ☎011-219-3359
	<b>【対象者】</b> 十勝地域企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る <b>【内容】</b> <b>【食品加工技術センター】</b> 地域食品企業等からの食品加工技術に関する相談を随時受け付けています。 <b>【十勝産業振興センター】</b> 地域企業等からの製品開発やサービス開発（メカトロニクス、電子制御装置（ECU）、画像処理、無線通信、IoT）に関する相談を随時受け付けています。 <b>【相談対応日】</b> 月～金曜日8：45～17：30（但し、祝日を除く）	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383 (十勝産業振興センターグループ) ☎0155-38-8850
	<b>【対象者】</b> 苫小牧地域を中心とする企業（地域制限はない） <b>【内容】</b> 企業等からの技術的諸問題に関する相談に対し、助言等を行う。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
<b>食品試作・実証・製造 プラットフォーム 相談窓口</b> [ 無 料 ]	<b>【対象者】</b> 食品製造を行う企業（OEMを含む） <b>【概要】</b> 商品試作やOEM加工に対応できる企業を紹介します。 <b>【内容】</b> 食品の開発には多くの技術要素が必要とされていますが、1社で全て賄うには困難な場合があります。このため道内外の企業、研究機関の参加を得て、企業の商品開発ニーズに応える仕組みとして、「食品試作・実証・製造プラットフォーム」を構築しました。プラットフォームに登録された企業78社の中から、OEMを受託いただけるパートナー企業を紹介します。北海道食産業総合振興機構、北海道科学技術総合振興センター及び北海道立総合研究機構が連携し、相談に応じます。	(一社) 北海道食産業 総合振興機構(フード特区機構) ☎011-200-7000 (公財) 北海道科学技術総合 振興センター ☎011-708-6526 (地独) 北海道立総合研究機構 ☎011-747-0200

(3) 情報提供

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
道産建設資材データベース [ 無 料 ]	道内で製造・加工された建設資材をデータベース化し、道のホームページで公開しています。(登録制) 【制度情報URL】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/kensetsushizai_database.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/kensetsushizai_database.htm</a>	北海道 経済部地域経済局 中小企業課 ☎011-204-5331
北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会 [ 無 料 ]	衛星データ利用分野における新ビジネス創出を促進するため、企業や研究機関、行政等で構成する協議会を設置し、会員登録した企業等を対象に下記の取組を行う。 【事業内容】 ○情報提供 ・道内外のデータ利用最新事例の情報 ・国や関係機関が行うイベント・公募情報 ・衛星データに関する参考情報 ○相談・助言 ・データ利用に関する技術的な課題 ・課題解決に必要な専門家等の紹介 ・新ビジネス立ち上げにかかる各種制度 ○事業化促進 ・協議会内にプロジェクトチームを設置 ・希望する企業を中心に専門家等で構成 ・特定のテーマについて検討会議(数回) ・事業化に向けたプランを策定	北海道 経済部産業振興局 科学技術振興室 産学官連携グループ ☎011-204-5127
人材誘致の推進 [ 無 料 ]	【対象者】 道外在住者の採用を希望する道内事業所 【制度概要】 北海道へのU・Iターン希望者を採用しませんか。北海道では、道外在住の優秀な人材を求める道内の企業と道外在住のU・Iターン希望者それぞれが登録し、登録者に対し情報を提供します。 【内容】 求人登録をしていただくことにより、首都圏等のU・Iターン希望者の専門的知識や資格・免許などを紹介するサイトにアクセスすることができます。また、求職登録者との面談を希望するときは仲介を行います。 ※詳しい情報や登録は下記アドレスにアクセスしてください。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm</a> 【求職登録者の内訳】 コンピュータ関係技術者26人、機械関係技術者14人、電子・電気関係技術者10人、土木・建築関係技術者2人、他の技術者8人、研究職7人、専門職21人、管理職14人、総務・経理・事務45人、販売・営業34人、その他29人(2019年2月末現在)	北海道経済部 労働政策局雇用労政課 人材誘致グループ ☎011-251-3896
北海道産業人材育成ネットワーク [ 無 料 ]	【対象者】 道内中小企業等 【制度概要】 本道の産業人材の育成を図るため、道内の産業人材育成に関する様々な情報を道民の皆さまに分かりやすく提供する手段として、「北海道産業人材育成ネットワーク」を開設しています。 【内容】 道内中小企業における産業人材の育成を支援するため、道内の経済界や教育機関、行政機関が連携して、人材育成ガイドやどさんこサポーターズ、ものづくり体験マップなど、一元的に情報提供を行っています。	北海道経済部 労働政策局人材育成課 産業人材グループ ☎011-204-5098
産業人材育成研修情報提供事業	【対象者】 在職者(全産業対象) 【制度概要】 道内の各機関が実施している産業人材育成を目的とした研修・セミナー情報を収集し、「研修・セミナーポータルサイト」において提供するとともに、利用者ニーズの調査及びニーズの実現を図ります。 【内容】 ・ポータルサイト(毎月更新)の閲覧は、以下のURLより自由に可能 <a href="http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html">http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html</a> ・利用者登録をしていただくとサイトに掲載されていない新着情報をメールで提供	北海道経済部 労働政策局人材育成課 産業人材グループ ☎011-204-5098
北海道UIターン新規就業支援事業	【対象者】 東京圏在住者の採用を希望する企業等 【制度概要】 東京圏から北海道へのU・Iターン就職を促進するとともに、道内中小企業等における人手不足緩和を図るため、道内中小企業等と求職者を結ぶためのマッチングサイトを開設します。(2019年8月開設予定) 【内容】 東京圏のUIターン就職希望者に向けて、北海道が選定した企業及び市町村長が推薦する企業の求人情報をマッチングサイトに掲載します。また効果的な求人情報の作成支援を行います。	北海道経済部 労働政策局雇用労政課 人材誘致グループ ☎011-251-3896
研究成果や技術に関する情報提供 [ 無 料 ]	ホームページ等により研究成果や技術情報を広く発信しています。 北海道立総合研究機構 産業技術研究本部工業試験場 <a href="https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/index.html">https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/index.html</a> 産業技術研究本部食品加工研究センター <a href="https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/food/index.html">https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/food/index.html</a> 農業研究本部 <a href="https://www.hro.or.jp/list/agricultural/index.html">https://www.hro.or.jp/list/agricultural/index.html</a> 水産研究本部 <a href="https://www.hro.or.jp/list/fisheries/index.html">https://www.hro.or.jp/list/fisheries/index.html</a> 森林研究本部 <a href="https://www.hro.or.jp/list/forest/index.html">https://www.hro.or.jp/list/forest/index.html</a> 環境・地質研究本部 <a href="https://www.hro.or.jp/list/environmental/index.html">https://www.hro.or.jp/list/environmental/index.html</a> 建築研究本部北方建築総合研究所 <a href="https://www.hro.or.jp/list/building/research/nrb/index.html">https://www.hro.or.jp/list/building/research/nrb/index.html</a>	(地独)北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>公設研究機関の情報提供</b> [ 無 料 ]	<p>北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターのホームページにより研究成果や業務内容などの情報を提供しています。            ホームページ<a href="http://www.foodohotoku.jp">http://www.foodohotoku.jp</a></p> <p>当財団のホームページにより研究成果や業務内容などの情報を提供しています。  <b>【対象者】</b>            企業、関連団体、個人事業者、創業・起業予定者など  <b>【食品加工技術センター】</b>            食品加工技術に関すること  <b>【十勝産業振興センター】</b>            製品開発及びサービス開発（メカトロニクス、電子制御装置（ECU）、画像処理、無線通信、IoT）に関すること  <a href="http://www.tokachi-zaidan.jp/">http://www.tokachi-zaidan.jp/</a></p>	<p>北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター            [管理運営：(公財) オホーツク地域振興機構]            ☎0157-36-0680</p> <p>(公財) とかち財団            ものづくり支援部            (食品加工技術センターグループ)            ☎0155-37-8383            (十勝産業振興センターグループ)            ☎0155-38-8850</p>
<b>成果発表会</b> [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	<p>試験研究・産業支援機関の事業成果（研究成果・企業支援成果等）を広く普及させるため、成果発表会等を開催しています。            昨年度実績：2019年3月5日（火）開催            今年度開催：2020年3月上旬頃予定</p> <p>試験研究・産業支援機関の事業成果（研究成果・企業支援成果等）を広く普及させるため、成果発表会を開催しています。  <b>【対象者】</b>            企業、関連団体、個人事業者、創業・起業予定者など            2018年度：平成31年3月14日開催</p>	<p>北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター            [管理運営：(公財) オホーツク地域振興機構]            ☎0157-36-0680</p> <p>(公財) とかち財団            ものづくり支援部            ☎0155-37-8383</p>
<b>さっぽろ産業ポータル</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 無 料 ]	<p><b>【対象者】</b>            札幌市内・北海道内の全事業者、メルマガ登録者            札幌の産業・経済の様々な情報を気軽に収集・発信・検索できるサイト。公的機関で行っている補助金などの支援情報や元気にもづくりに取り組んでいる市内企業を紹介しています。            (メルマガ登録者・・・約4,000名、企業データベース登録企業・・・約1,500件)            ・利用者自らが情報発信できる「投稿」機能あり            ・北海道内の1次、2次、3次産業者情報データベース「つながるネット」を通じて簡単に、掲載事業者と連絡を取れるマッチングサイトあり <a href="https://www.sec.jp/">https://www.sec.jp/</a></p>	<p>(一財) さっぽろ産業振興財団            販路拡大支援部            ☎011-820-2062</p>
<b>特許情報の提供および活用への支援</b> [ 無 料 ]	<p>道内中小企業等の特許や実用新案などの産業財産権を活用した事業展開を支援するため、特許流通サポーターが、特許等の流通に関する普及・啓発活動、情報提供の他、企業、大学が保有する開放特許等の導入支援を行っています。  <b>【対象者】</b>            企業、大学、研究機関  <b>【内容】</b>            ・特許所有者からの特許の円滑な導入や自己の保有する特許の活用のため、企業訪問等により仲介・マッチングを行います。            ・特許流通を促進するため、企業や団体に出向いて説明やアドバイスをを行います。            ・地域の大学や研究機関から生まれた研究成果としての特許技術を企業などで活用していくための橋渡しを行います。            ・企業ニーズに応じて、特許技術を紹介します。</p>	<p>北海道知的所有権センター            ☎011-747-7481</p>
<b>J - N e t 2 1</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 無 料 ]	<p><b>【対象者】</b>            個人・中小企業者等  <b>【制度概要】</b>            中小企業ビジネスを支援するポータルサイトです。            中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。  <a href="http://j-net21.smrj.go.jp/">http://j-net21.smrj.go.jp/</a></p>	<p>(独) 中小企業基盤整備機構            広報統括室広報課            ☎03-5470-1519</p>

## (1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>プッシュ型事業承継支援高度化事業</b> [募集期間：随時] [無料]	道内の中小企業者等	早期かつ計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促し、承継コーディネーター等が事業承継に関する相談に対応します。また、相談内容等に応じて、無料で専門家派遣を行います。 (専門家派遣内容) ・派遣専門家 当センターに登録された事業承継アドバイザー ・派遣回数 原則3回以内	(公財) 北海道中小企業総合支援センター プッシュ型事業承継支援強化事業担当 ☎011-232-2012
<b>特定創業支援等事業</b> [募集期間：随時] [無料]	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町のいずれかに主たる事業所を有する予定の創業を希望する方。	創業相談窓口を設置し、創業を希望する方に対して、各種の相談に応じるとともに、創業希望者にあった創業支援メニューをご紹介します。また、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業に参加した創業希望者等に対してポイントを付与し、計8ポイント以上を獲得した場合、主たる事業所を有する自治体から特定創業支援等事業者の証明書が発行されます。 証明書を受けた創業者は、株式会社設立時の登録免許税軽減や信用保証協会の保証枠の拡大などの特典が受けられるようになります。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820
<b>トカチコネクション事業(事業化加速支援等)</b> [募集期間：適宜] [無料]	十勝管内のアーリーステージ(成長初期段階)にある事業の成長・加速化を目指す事業者	アーリーステージ事業者等事業の成長・加速化を目指す意思の高い事業者を対象に、伴走型ハンズオン支援を行い、成果の最大化を図ります。 ※事業の詳細や取組事例は次によりご確認ください。 <a href="http://www.tokachi-zaidan.jp">http://www.tokachi-zaidan.jp</a>	(公財) とかち財団 総合企画部(事業創発グループ) ☎0155-38-8850
<b>研究開発・起業化育成支援事業</b> [募集期間：随時] [無料]	研究開発を目的とする事業者および新規開業や企業内ベンチャーを目指す起業家を対象とします。法人・個人は問いません。	新製品や新サービスの研究開発の事業化または起業に対するコーディネート支援および助成金申請補助。 各種産業分野に精通した「研究・事業支援アドバイザー」を設置し、法人・個人を問わず、研究開発や事業立ち上げをお考えの際の指導や助言を行います。 アドバイザーの派遣を必要とされる場合は、交通費などの実費負担のみで相談を承ります。 ※登録アドバイザー5名(指導実績はありません)	恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株) 企画総務課 ☎0123-36-3113 e-mail: soumu@rbp.co.jp
<b>特定創業支援等事業</b> [募集期間：随時] [無料]	1.市内で創業する者及び創業5年未満で会社を設立しようとしている者 2.市内で中高年齢者が起業し、新たに中高年齢者を雇用した者	創業に関する窓口相談(※)を1カ月以上に渡り、継続的に4回以上利用すると、札幌市から特定創業支援等事業を受けたことの証明書(※※)を受け取ることができます。このことによって、次の支援の資格が得られます。 【会社設立時の登録免許税の軽減】 株式会社・合同会社：資本金の0.7%→0.35%、 最低税額の場合：15万円→7.5万円または6万円→3万円 【信用保証協会の創業関連保証の特例】 【日本政策金融公庫の新創業融資制度の特例・新規開業支援資金の特例】 【生涯現役起業支援助成金(厚生労働省の支援)】  ※窓口相談は、札幌商工会議所、(公財)北海道中小企業総合支援センターにおいても行っています。  ※※このほか創業支援等事業者が行うセミナー、インキュベーション施設、コワーキングスペースの利用も証明書の発行対象となっています。	(一財) さっぽろ産業振興財団札幌中小企業支援センター (さっぽろ創業支援プラザ) ☎011-200-5511
<b>北海道事業引継ぎ支援センター事業</b> [募集期間：随時] [相談無料] ※ただし、企業概要資料の作成支援などにおいて一部費用を負担していただく場合もございます。	事業の存続に課題や悩みを抱える中小企業者	北海道事業引継ぎ支援センターは、中小企業の事業引継ぎに関する支援を行うため、産業競争力強化法に基づき認定支援機関である札幌商工会議所に設置されている公正中立な公的機関です。 事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、事業継続に課題や悩みを抱える中小企業に対して、面談やご提出いただいた資料をもとに事業実態の把握や課題を抽出し、適切なアドバイスを実施します。また、ご相談の結果、第三者への事業の引継ぎを希望される場合には、事業承継やM&Aに関する可能性や課題に対する助言、交渉に必要な資料作成の支援、民間支援機関や金融機関への橋渡しをお手伝いします。 URL: <a href="https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/">https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/</a>	北海道事業引継ぎ支援センター ☎011-222-3111

## (2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>創業促進支援事業(北海道中小企業新応援ファンド事業)</b>	道内の創業者	道内に主たる事務所を設けて新規に事業を開始する個人・中小企業者の事業展開に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、印刷製本費、事務所等改装費、広告宣伝費、出展料等 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
地域課題解決型 起業支援事業 [ 無 料 ]	道内で新たに起業する者  (※) 事業を営んでいない個人であつて、起業支援金の支給対象者の募集を開始した日以降、補助事業の実施期間完了日までに、道内において個人事業の開業又は会社若しくは企業組合の設立若しくは特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者	北海道が地域再生計画に定める地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等の社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するために道内で新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。  【補助上限額】200万円 【補助率】1/2以内 【補助対象経費】 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	公益財団法人 北海道中小企業総合 支援センター 企業振興部 助成支援G ☎011-232-2403
事業承継補助金	平成28年4月1日から補助対象事業期間完了日または、令和元年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った又は行う者で、一定要件を満たすこと。	後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等において、経営者の交代又は事業再編・事業統合を契機とした承継者が行なう経営革新等に係る取組を補助します。 【I型：後継者承継支援型】 ○補助率・補助額・上乗せ額※1 小規模事業者、従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主 ・補助率：2/3以内 ・補助額：100万円～200万円以内 ・上乗せ額：+300万円以内※2（補助上限額の合計は500万円） 上記以外 ・補助率：1/2以内 ・補助額：100万円～150万円以内 ・上乗せ額：+225万円以内※2（補助上限額の合計は375万円） 【II型：事業再編・事業統合支援型】 ○補助率・補助額・上乗せ額※1 審査結果上位 ・補助率：2/3以内 ・補助額：100万円～600万円以内 ・上乗せ額：+600万円以内※2（補助上限額の合計は1,200万円） 審査結果上位以外 ・補助率：1/2以内 ・補助額：100万円～450万円以内 ・上乗せ額：+450万円以内※2（補助上限額の合計は900万円） ※1 事業転換により廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（II型のみ計上可）がある場合のみ認められる補助金額。なお、上乗せ額の対象となる廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（II型のみ計上可）のみの交付申請はできません。 ※2 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費（II型のみ計上可）として計上できる額の上限額となります。 ◎詳細は、事業承継補助金事務局のホームページをご確認ください。 URL：https://www.shokei-hojo.jp/	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-3140
とかち財団学生起業家 育成奨学金	十勝の産業振興の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標としている大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校（4年次以上）に在籍する学生	次代を担う学生に対し、地域の起業家支援プログラム等を通じた人材育成、支援を行い、起業への意欲を喚起し、起業を目指す学生層の拡大を図り、将来、起業家精神を持つ有能な人材を社会に数多く輩出し、もって十勝の地域経済の発展に寄与することを目的に奨学金を給付します。 【奨学金の額】年額36万円 ※詳細は次によりご確認ください http://www.tokachi-zaidan.jp/	(公財) とかち財団 総合企画部（事業創発 グループ） ☎0155-38-8850
アーリーステージ事業者支援 助成金	十勝管内に主たる事業所があるアーリーステージ（成長初期段階）にある中小企業等	地域の稼ぐ力を創り出し、持続可能な地域経済を構築することを目的に、アーリーステージ（成長初期段階）にある地域の有望な企業等に対して助成する事業です。 【助成金限度額】300万円/社 ※詳細は次によりご確認ください http://www.tokachi-zaidan.jp/	(公財) とかち財団 総合企画部（事業創発 グループ） ☎0155-38-8850
十勝人チャレンジ支援事業	十勝管内の満20歳以上（2019年4月1日現在）の農林漁業・商工業の従事者	十勝の産業の発展に寄与する積極的な人材を育成し、地域に輩出するため、国内外の先進地域に入り込み、十勝との違いを学び、当該地域の技術等の応用導入を目指すなど、課題解決方法が明確な調査研究に係る、必要な経費を支援する事業です。 【補助限度額】50万円/人、上限500万円 ※詳細は次によりご確認ください http://www.tokachi-zaidan.jp/	(公財) とかち財団 総合企画部（事業創発 グループ） ☎0155-38-8850
起業化助成事業	函館地域内（函館市、北斗市、七飯町）において製造業又はソフトウェア業を営んでいる方や中小企業者のグループ等	起業化のための「商品開発事業」に係る経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料、治具・工具購入経費、外注加工費等 【補助率】 対象経費の2/3以内 【限度】 50万円	(公財) 函館地域産業 振興財団（産業支援課） ☎0138-34-2600

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>創業バックアップ助成金</b> (一般枠・若者枠)	函館地域に事業拠点を設け、2020年3月31日までに創業する者または創業から5年以内の個人または中小企業者等で、自ら作成した具体的な起業化における事業計画を有する方。	新たな起業化への取組を奨励・促進し、地域経済の活性化を図るため、函館地域(函館市、北斗市及び七飯町)において開業しようとする方及び開業して間もない方の事業計画のうち、優れた事業計画に対して、事業の実施に要する費用の一部を助成する制度。応募のあった事業計画の中から、審査により優秀な事業計画と認められた事業計画に対し、助成金を交付します。 助成額：500万円(一般枠上限)、100万円(若者枠上限) ※若者枠は対象年齢は35歳未満、いずれも審査により決定	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
<b>ものづくり創出支援事業補助金(ものづくり創業支援事業)</b>	室蘭市、登別市内の創業間もない中小企業者(2年以内)	ものづくりに関する事業展開のための事業所経費を助成します。 【対象経費】 光熱水費(基本料金のみ)、通信運搬費(基本料金のみ)、賃借料(家賃・事務機器賃借)等 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度】 月5万円限度 【対象期間】 2年以内	(公財) 室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

### (3) 融資・出資

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>北のふるさと事業承継支援ファンド</b> [募集期間:随時]	親族外後継者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業者(法人に限定)	親族外後継者への事業承継を支援する官民ファンドです。ファンドが事業者等から株式を買取り、一定期間保有後、親族外後継者へ譲渡するもので、ファンドが株式を保有している間、企業に対して経営支援等を行います。 【投資上限額】3,000万円 【投資期間】最長10年間 【申込費用・手数料】なし	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404
<b>中小企業総合振興資金(創業貸付)</b> [事業期間:通年]	1. 事業を営んでいない個人であって、1か月(6ヶ月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6ヶ月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※( )内は認定特定創業支援等事業の支援を受け創業する場合 2. 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	これから新たに事業を始めようとする方や、事業を開始してから間もない事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.1%      5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5%      10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1%(融資期間が3年を超える場合に限り) 【融資金額】 3,500万円以内 ※かつ、融資対象1のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする方については自己資金額の範囲内 【融資期間】 10年以内(うち据置2年以内) 【申込先】 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>創業・雇用創出支援資金</b> [募集期間:随時]	1. 市内で創業する者及び創業5年未満の者 2. 融資申請日前6カ月以内に新たに常用従業員を1名以上雇用した者	市内で創業する方、創業後間もない方、または雇用の創出を図る方の事業を支援する札幌市の融資制度です。 【使途】 運転資金/設備資金 【利率】 年1.1%以内 【限度】 5,000万円 【期間】 10年以内(うち据置2年以内)	(一財) さっぽろ産業振興財団札幌中小企業支援センター ☎011-200-5511

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>創業関連(再挑戦支援)保証・創業等関連保証</b> [募集期間:随時]	1. 現在事業を営んでいない方で、この融資と同額以上の自己資金があり、1カ月※以内に個人で創業しようとする具体的な計画を有する方 2. 現在事業を営んでいない方で、この融資と同額以上の自己資金があり、2カ月※以内に会社を設立しようとする具体的な計画を有する方 3. 中小企業者である会社であって新たに会社を設立して、事業の全部または一部を継承する具体的な計画を有する会社 4. 創業後5年未満の個人(当該事業の創業前に事業を営んでいなかった個人に限る) 5. 設立後5年未満の会社(設立日以前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社に限る) 6. 設立後5年未満の会社(中小企業者である会社から事業の全部または一部を継承して設立された会社に限る) ※市区町村長から、認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は、計画期間が6カ月に拡大されます。	新たに事業を開始しようとする方、もしくは事業開始後間もない方、または過去に自らが営んでいた事業を廃止した経験を有する方、もしくは過去に解散した会社の業務を執行する役員であった方を対象とした保証を行うことにより、事業の実施に必要な資金の円滑化を図ることを目的とした制度です。 <b>【資金使途】</b> 事業資金 <b>【保証限度額】</b> <創業関連保証・再挑戦支援保証> 2,000万円(両保証合算) <創業等関連保証> 1,500万円 <b>【保証期間】</b> 10年以内(据置期間は1年以内) <b>【担保】</b> 不要 <b>【保証人】</b> <創業関連保証・再挑戦支援保証> 原則として法人代表者のみ <創業等関連保証> 法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
<b>経営承継保証</b> [募集期間:随時]	北海道知事の認定を受けた会社または個人事業主	法の認定を受けた中小企業者(会社または個人事業主)の承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 自己株式・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金、その他運転資金等 <b>【保証限度額】</b> 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 <b>【保証期間】</b> 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
<b>特定経営承継関連保証</b> [募集期間:随時]	北海道知事の認定を受けた会社の代表者個人	法の認定を受けた会社の代表者個人の事業承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 自己株式・事業用資産等の取得資金、事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金 <b>【保証限度額】</b> 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 <b>【保証期間】</b> 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として認定中小企業者のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
<b>経営承継準備関連保証</b> [募集期間:随時]	北海道知事の認定を受けた会社または個人事業主	事業承継に伴い、法の認定を受けた中小企業者(会社または個人事業主)の承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 他社株式等の取得資金(総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る)・他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 <b>【保証限度額】</b> 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 <b>【保証期間】</b> 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として会社の代表者または他の中小企業者(会社に限る)のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>特定経営承継準備 関 連 保 証</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	北海道知事の認定を受けた事業を営んでいない個人	法の認定を受けた会社の役員や従業員の事業承継に必要な資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 株式等の取得資金（総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る）・他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 【保証限度額】 普通保証：2億円 無担保保証：8,000万円 【保証期間】 運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む） 設備資金 15年以内（据置期間1年以内を含む） 【担保】 必要に応じ 【保証人】 原則として他の中小企業者のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
<b>事業承継サポート保証</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金を必要としている、次の①～⑤の要件のすべてを満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する事業承継計画を策定していること。 ②純粋持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること、事業持株会社は、自らが行う事業部門の事業活動に加え、事業会社の事業活動を支配することを目的としていること。 ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 ④承継の対象となる事業会社が保証対象業種に属する事業を行っていること。 ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。	持株会社方式による事業承継に際して、事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するため必要となる資金を保証することで、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度です。 【資金使途】 株式取得資金（持株会社が発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する場合に限る） 【保証限度額】 普通保証：2億円 無担保保証：8,000万円 【保証期間】 15年以内（据置期間2年以内を含む） 【担保】 必要に応じ 【保証人】 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク ☎011-241-5605
<b>新企業育成貸付 （新規開業資金）</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	【使途】 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金 【融資限度額】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） 【返済期間】 1. 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内） 2. 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131
<b>新企業育成貸付 （女性、若者/シニア起業家 支援資金）</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	【使途】 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金 【融資限度額】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） ※中小企業事業は限度額が異なります。 【返済期間】 1. 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内） 2. 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>新企業育成貸付 （再チャレンジ支援融資）</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	【使途】 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金及び運転資金 【融資限度額】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） ※中小企業事業は限度額が異なります。 【返済期間】 1. 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内） 2. 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 （事業承継・集約・ 活性化支援資金）</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	事業を承継する方など	【使途】 対象者の方が事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金 【融資限度額】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） ※中小企業事業は限度額が異なります。 【返済期間】 1. 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内） 2. 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>農業競争力強化支援資金</b> [募集期間:随時]	「農業競争力強化支援法」に規定する認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する次に掲げる方(中小企業者に限ります。) ①飲食料品(農産物(花きを含む。)又はその加工品に限る。以下同じ。)の卸売事業者 ②飲食料品の小売事業者 ③飲食料品の製造事業者 ④配合飼料製造事業者	<b>【対象事業】</b> 「農業競争力強化支援法」の規定により農林水産大臣等の認定を受けた事業再編計画に基づいて行う事業再編の実施に必要な事業であって次に掲げるもの ①卸売、小売、製造もしくは加工のための施設の改良、造成もしくは取得 ②①の事業に伴う特許権の取得など ③他の事業者の株式もしくは持分の取得または他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超20年以内(うち据置期間3年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261

(4) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>あさひかわ BizCafe 事業</b> [事業期間:随時] [有料]	起業準備中の方、近い将来起業を考えている方、起業後間もない方、起業に関心のある方、事業承継する予定の後継者の方、第2創業、新分野進出を検討中の方など。年齢、性別、国籍、職業は問いません(高校生、大学生も可)。	起業家を目指す方や起業後間もない方など、自らの夢と希望をビジネスを通じて実現したい方を応援するため、「あさひかわBizCafe」を開講しています。 「あさひかわBizCafe」では、起業に必要な知識やノウハウを学び、志を共にする起業家や創業支援機関との交流ができます。 また、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業のため、一定の要件を満たせば、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されます。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820
<b>中小企業経営セミナー等事業</b> [募集期間:随時] [有料]	創業を目指す方など	<b>【セミナーテーマ】</b> ・創業を目指す方などが直面する課題等 ・起業道場 詳しくは、 <a href="https://seminar.sapporosansin.jp/">https://seminar.sapporosansin.jp/</a>	(一財) さっぽろ産業振興財団 産業振興センター ☎011-820-3122
<b>ビジネスプラン作成スクール</b> [募集期間:7月] [無料]	これから創業予定の方や起業後間もない方、新事業展開等をお考えの企業の経営者や企画担当者など。	創業や事業の推進に必要なビジネスプランの作成手法の習得を目指すセミナー。 <b>【講義・演習(10講座)】</b> 地域の専門家、金融機関、企業経営者などを講師に招き、「マーケティング」「財務」などの講義を行うほか、参加者をグループ分けし、それぞれのグループを企業に見立てた演習を行う。 <b>【発表会】</b> 10講座終了後、各グループのビジネスプランを発表する。	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
<b>実践創業塾</b> [募集期間:12月] [無料]	これから創業予定の方や起業後間もない方、新事業展開等をお考えの企業の経営者や企画担当者など。	これまで数多くの起業家を育成した実績のある専門家による講義・演習のほか、個別相談により問題点を解決し、事業計画のブラッシュアップを図ります。 <b>【前期課程(2日間)】</b> 創業や第二創業に必要な実践的知識を得るための講義・演習および事業計画の課題等の設定 ※前期課程後に各自が事業計画をブラッシュアップ <b>【後期課程(1人あたり1時間程度)】</b> 個別事業相談	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
<b>創業セミナー</b> [有料]	創業予定者や起業間もない方	創業に必要な知識習得を目的に、創業計画の作成の仕方のほか、実際に創業された方の店舗に行き、店舗を見て体験談を聞く体験型セミナーを実施しています。 ※開催地及び実施日は、お問い合わせください。	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102

(5) 施設等提供

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>シェアオフィス「HATTEN BIZ」</b> [事業期間:随時] [有料]	これから起業をめざす方、起業したばかりの方、新たな事業展開をお考えの方	シェアオフィスは、これから起業をめざす方や起業したばかりの方、新たな事業展開をお考えの方、起業や事業に関する情報収集、他のご利用者との交流などを通じて企業発展するのに最適な場です。 インキュベーション・マネージャー等、専門家が事業に関する各種相談に応じます。 <b>【ご利用可能時間】</b> 9:00~21:00(年末年始を除く毎日) <b>【基本料金(月額/税抜)】</b> フリーブース・・・7,000円 専用ブースS・・・15,000円 専用ブース・・・20,000円 <b>【設備仕様】</b> フリーブース8席、専用ブースS2室(6.48㎡)、専用ブース2室(9.72㎡)、インターネット(無線LAN)、カラープリンター(有料)、鍵付きロッカー(有料)、冷暖房、駐車場(無料)等を完備 ※ご利用開始に当たって、事業計画書及び面接による審査がございます。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
旭川リサーチセンター ( A R C ) [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	産業支援サービス業、企業内の研究開発・情報関連・商品企画部門及び地域産業の高度化に波及効果が期待できる企業等で開業間もない方。	インキュベート施設 これから創業するあるいは創業間もない方、さらには新たな事業分野の開拓を図る方々のためのインキュベート施設です。 【施設概要】 地上2階建鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 室タイプ 13.5㎡～95.88㎡まで13室 【賃料】 1㎡当たり 1,500円/月（消費税別） 【共益費】 1㎡当たり 1,500円/月（消費税別） 【敷金】 月額賃料の1か月分 ※ご利用開始に当たって、事業計画書及び面接による審査がございます。	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820
インキュベーション施設 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	研究開発型企業、特に植物系バイオテクノロジー関連起業および個人事業者、その他の業種	【施設概要】 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延べ床面積7,750㎡ 貸室面積7.54～47.24坪（5タイプあり） 【利用できる主な設備】 給排水、ガス、200V電源使用可能な貸室あり 冷暖房完備、駐車場無料割り当てあり 【室料】 坪単価6,150円および共益費同2,500円（いずれも消費税別） ※室料は減免制度あり	恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株) 企画総務課 ☎0123-36-3113 e-mail : soumu@rbp.co.jp
スタートアップ・プロジェクトルーム (インキュベーション施設)の提供 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	起業したての若い会社や創業を目指す個人の方	インキュベート施設 インキュベートルーム（51㎡、27㎡、10㎡の3タイプ）を提供しています。 空き状況や利用料金などについては、ホームページでご確認ください。 <a href="http://www.sapporosansin.jp/spr/">http://www.sapporosansin.jp/spr/</a>	(一財) さっぽろ産業振興財団 産業振興センター ☎011-820-3122
起業家支援事業 [募集期間:空き室がある場合は随時] [ 有 料 ]	次のいずれにも該当することを条件とします。 1. 初めて事業展開する起業家（法人・グループ、個人でも可）で1年以上の入居を希望する方 2. 千歳市の産業振興や地域活性化に寄与することが期待できる方 3. 事業の内容が公序良俗に反していないこと 4. 騒音、振動、臭気、廃液、排出ガス等により周辺に迷惑をかけない事業であること	初めて事業展開する起業家（法人、グループ、個人でも可）を対象とし、1年以上の入居に限り、2か月分の賃借料及び共益費をフリーレントします。 1. 1階ステーションオフィス又は4階18㎡の部屋の賃借料及び共益費の2ヶ月フリーレント。 ※ただし、1年未満で退去する場合は無料とした賃借料及び共益費を納入していただきます。 2. 施設内の会議室利用、ビジネスサポートにおいて、割引料金の適用。 3. 駐車場の無料割り当て。 4. 独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部などを通じ、経営相談の仲介、斡旋。 5. 産業活動に必要な情報提供（国、北海道、千歳市等）。	(株) 千歳国際ビジネス交流センター ☎0123-42-0501
インキュベーション施設等の開放 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	企業等	【対象者】 企業等 【内容】 ・インキュベートルーム全4室（利用想定業種：情報処理サービス業、ソフトウェア業など） ・プレインキュベートルーム全4室（利用想定業種：情報処理サービス業、ソフトウェア業など） ・インキュベータファクトリー全4室（利用想定業種：機械製造業、食品加工業など） ・マルチメディアールーム1室（研究発表や会議等の使用目的として一般開放しています）を提供しています。空き状況や利用料金については、ホームページ（ <a href="https://yoyaku.e-harp.jp/hakodate/">https://yoyaku.e-harp.jp/hakodate/</a> ）でご確認ください。	函館市産業支援センター ☎0138-34-2561
美唄ハイテクセンター インキュベート施設 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	主にIT関連企業、原則として1年以上事業を営んでいるもの（それ以外も対応可）	インキュベート施設 10.44坪、11.41坪、21.82坪、22.82坪、44.64坪、45.45坪 室料月額4,800円/坪（共益費、清掃費、消費税別途）	(株) 美唄ハイテクセンター ☎0126-65-2080
メディア・ミックス札幌 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	・企業・団体等（IT関連など） ・実践指導室（貸室）において、事業を行う企業及び団体	・技術・経営関連情報等の提供等	(株)北海道ソフトウェア技術開発機構 ☎011-816-9700

(6) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<p><b>産業競争力強化法に基づく創業支援</b> [募集期間：随時]</p>	<p>創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村で、市区町村・創業支援事業者が行う経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた者</p>	<p>左記対象者は、以下の支援施策をご利用になれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.登録免許税の軽減 株式会社若しくは合名・合資・合同会社を設立する創業後5年未満の個人は、会社を設立する際、登記にかかる登記免許税が軽減（半額）されます。 ※資本金の0.7%→0.35%</li> <li>2.創業関連保証の特例 創業2月前（会社設立でない場合は1月前）から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば6月前に前倒し。</li> <li>3.日本政策金融公庫の融資制度 創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。</li> <li>4.生涯現役起業支援助成金※厚生労働省の制度 【助成対象】 中高齢の方が起業するに当たって（起業日の年齢が40歳以上）、中高年齢者を雇い入れた場合（60歳以上の方を1名、40歳以上60歳未満の方を2名以上または40歳未満の方を3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出に関する費用の一部を助成。 【助成金額と助成率】 起業者が60歳以上の場合：200万円（助成率2/3） 起業者が40～59歳の場合：150万円（助成率1/2） ※計画期間内（12ヶ月以内）に行った雇用創出措置に要した費用が対象。 生涯現役起業支援助成金の問い合わせは、北海道労働局・管轄のハローワークへ</li> </ol>	<p>北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2577)</p>

## (1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>専門家派遣事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔無料〕	中小企業者等	【一般枠】 中小企業診断士、技術士、税理士などの専門家を派遣し、経営計画、マーケティングなどの課題に対し、課題解決に向けた指導助言を行います。 【派遣期間】 3日以内 【派遣料】 無料 【専門家】 センターに登録されている専門家 【申込方法】 課題の内容により必要に応じて専門家を派遣しますので、まずは右記にご相談ください。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
<b>地域伴走型支援事業</b>	中小企業者等	新たな事業活動にチャレンジしようとする中小企業者に対し、地域の支援機関等と連携し、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、伴走型支援を行います。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
<b>高度化事業診断</b> (設備導入等促進診断事業) 〔募集期間：随時〕	中小企業者等	高度化事業は、中小企業者等が共同して経営体質改善や環境変化への対応を図るために行う集団化や集積整備などの事業です。これら高度化事業の実施にあたって、センターが北海道と連携し、診断助言を行います。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
<b>中小企業・小規模事業者 ワンストップ 総合支援事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔無料〕	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応する「ワンストップ型の経営相談窓口」を運営するとともに、高度・専門的な課題に応じた専門家を派遣します。 1. よろず支援拠点(ワンストップ型の経営相談窓口) 複雑・高度・専門的なものなど様々な経営相談に対して、専任のチーフコーディネーター等が、きめ細かく対応し、解決策の提示/フォローアップを行います。 URL: <a href="http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/business.htm">http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/business.htm</a> 2. 専門家派遣 支援機関からの派遣依頼に基づき、中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題に応じた専門家を派遣し、専門的見地からの支援を行います。 (専門家の派遣は、1企業あたり原則年間3回まで無料) ※事業承継及びIT導入に係る課題の場合に限り原則年間5回まで無料 URL: <a href="https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html">https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html</a>	経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-3140
<b>中小企業アドバイザー 派遣事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔無料〕 ※原則1社1回まで	札幌市内の個人事業主、中小企業者等	幅広い分野の専門家やアドバイザーを派遣し相談・助言を行っております。 訪問日数は最大2日間(2週間以内) 1日あたり相談時間は4~7時間	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌中小企業支援センター ☎011-200-5511
<b>専門家継続派遣事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔有料〕	中小企業者等	マーケティング企画の見直し、業務のシステム化など特定の経営課題から、全社的・グループ経営の視点による経営戦略再構築のような高度なテーマ、また広域展開、グローバル化など、中小企業の方々を抱える様々な経営課題の解決に向けて、多様な支援テーマを提案、最適な専門家を派遣して、課題解決のサポートを実施します。 【期間】6ヶ月~1年間(派遣頻度は2~3日/月程度) 【費用】17,200円/人・日	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援課 ☎011-210-7471
<b>経営実務支援事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔有料〕	中小企業者等	大手企業等のOB人材を短期集中的に中小企業に派遣し、特定の経営課題の解決に必要な実務知識、ノウハウ面からのアドバイスをを行います。 【期間】5ヶ月以内(派遣回数10回以内) 【費用】8,200円/人・日	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援課 ☎011-210-7471
<b>環境マネジメント システム(HES) 導入事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔有料〕	中小企業等	ISO14001を基本とし、コスト面や組織面で中小企業等が取り組みやすい「北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)」の認証登録、情報提供を行い、中小企業等の環境経営を支援します。	エイチ・イー・エス推進機構 (事務局：(一社)北海道商工会議所連合会) ☎011-241-6733
<b>北海道中小企業 再生支援協議会事業</b> 〔募集期間：随時〕 〔無料〕 ※ただし、再生計画の策定支援などにおいて一部費用を負担していただく場合もあります。	過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者	北海道中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき、認定支援機関である札幌商工会議所に設置されている公正中立な公的機関です。 企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けたアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、必要に応じて中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家を活用しつつ、再生計画策定を支援します。 再生計画策定にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。	北海道中小企業再生支援協議会 ☎011-222-2829

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>消費税転嫁対策相談等事業</b> [募集期間:随時] [無料]	・消費税軽減税率制度の導入に伴い対応が必要となる者 ・消費税の価格転嫁が困難な事業者で経営改善を希望する者 ※商工会地域	専門的技術や知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。 【内容】1企業1テーマ3回まで	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会よりお申込み願います。
<b>むらおこし事業</b> [募集期間:随時] [無料]	経営発達支援計画認定商工会	専門的技術や知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。 【内容】1企業1テーマ3回まで	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会よりお申込み願います。
<b>経営安定特別相談事業</b> [募集期間:随時] [無料]	中小企業者（原則、商工会地域）	弁護士又は公認会計士等、専門的知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会よりお申込み願います。

## (2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>リサイクル産業創出事業</b>	・道内に主たる事業所又は事業所を有する者（NPO法人等を含む） ・概ね上記の者で構成されるグループ	リサイクル製品等の事業化に向けた実証実験、市場調査に係る経費の一部を補助します。 【補助率】 対象経費の3/4以内（ただし、大企業の場合は1/2以内） 【補助金限度額】 500万円以内（ただし、市場調査のみの場合は200万円以内）	北海道 経済部産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ ☎011-204-5320
<b>クリエイターと他産業の連携を促進する補助金</b> [募集期間:5月～8月(予定)]	1.申請者：北海道内に本社を有する中小企業または、企業グループ等。ただし、コンテンツ等の事業を主に営む中小企業は除く。 2.連携クリエイター：札幌市内に本社を有するコンテンツ等の事業を営む中小企業者等。	自社の経営課題を解決するために、市内クリエイター等が創り出すコンテンツの力で経営の活性化を目指す中小企業等を応援します。 【対象経費】 クリエイターに対して支払う業務委託費 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を限度。補助金の総額は300万円（予定）  ※2019年度の当補助金の詳細につきましては、HPページ（ <a href="https://www.icc-jp.com/">https://www.icc-jp.com/</a> ）にてご確認ください。	（一財）さっぽろ産業振興財団 インタークロス・クリエイティブ・センター ☎011-817-8911 email: info@icc-jp.com
<b>IT利活用促進事業費補助金</b> [募集期間:4月下旬～7月下旬]	札幌市内に本社を有する中小企業または、企業グループ等。ただし、IT産業の事業を主に営む中小企業は除く。	自社の経営課題を解決するために、札幌市内の中小IT企業とIT利活用を行うために必要な費用の一部を補助いたします。 【対象経費】 市内中小IT事業者との間で発生する、ITの利活用に関する経費（ハードウェア/ソフトウェアの購入費及び利用費、ソフトウェア開発委託費） 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、200万円を限度。補助金の総額は1000万円	（一財）さっぽろ産業振興財団 エレクトロニクスセンター サテライトオフィス TEL: 011-814-5021 email: it-pro@sec.or.jp
<b>専門家派遣助成事業</b> [募集期間:随時]	道央地域（苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町）内の中小企業等	中小企業等が経営改革を図る上で必要な課題の解決を図るため、専門的知識や実務経験を有する者を企業に派遣し、指導及び助言を行います。派遣に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 専門家の技術指導料、交通費、宿泊費 【助成内容】 対象経費の10/10 15万円限度	（公財）道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>経営改善計画策定支援事業</b> [募集期間:随時]	条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者	北海道経営改善支援センターでは、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、計画策定支援に要する費用の総額の2/3（上限200万円）まで負担します。 【認定支援機関（正式名称：経営革新等支援機関）】 ・経営革新等支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧ください。 <a href="http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm">http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm</a>	北海道経営改善支援センター ☎011-232-0217

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(所管:経済産業省)	本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び特定非営利活動法人に限ります。本事業における中小企業者とは【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項、【革新的サービス】で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者をいいます。ただし、次の1～3のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。 1.発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 2.発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 3.大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者	◎事業類型：一般型 ・概容：中小企業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ・補助額：100万円～1,000万円 ・補助率：1/2以内 ・設備投資：必要 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、クラウド利用費 ・その他：複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で1,000万円） ◎事業類型：小規模型 ○設備投資のみ ・概容：小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。 ・補助額：100万円～500万円 ・補助率：1/2以内 ・設備投資：必要 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 ・その他：複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円） ○試作開発型 ・概容：小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発（設備等を伴わない試作開発等を含む）を支援 ・補助額：100万円～500万円 ・補助率：1/2以内 ・設備投資：可能（必須ではない） ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費 ・その他：複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）	北海道中小企業団体中央会 北海道地方事務局 ☎011-522-9300
「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」及び「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」 ①工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業	中小企業者等及び大企業 ※中小企業者等：中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人 ※右記補助率については、中小企業者等が対象 ※大企業については、右記とは別に補助率が定められている。	【補助対象事業】 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業 【対象経費】 設計費、設備費、工事費 【補助率（中小企業者等）】 (1) 省エネ設備導入事業 ①一般事業：1/3以内 ②大規模事業：1/2以内 ③連携事業：1/2以内 (2) 省電力設備導入事業：1/3以内 (3) エネマネ事業：1/2以内 【補助金限度額】 ・上限額15億円/年度、下限額100万円/年度（一般事業、省電力事業、エネマネ事業） ・上限額20億円/年度（大規模事業） ・上限額30億円/年度（連携事業）	一般社団法人環境共創イニシアチブ（設備単位） ☎0570-055-122 (ナビダイヤル) ☎042-303-4185 (IP電話)
「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」及び「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」 ②設備単位での省エネルギー設備導入事業	中小企業者等及び大企業 ※中小企業者等：中小企業者（みなし大企業を除く）、個人事業主、会社法上の会社以外の法人 ※右記補助率については、中小企業者等が対象 ※大企業については、右記とは別に補助率が定められている。	【補助対象事業】 設備単位での省エネルギー設備導入事業 【対象経費】 設備費 【補助率（中小企業者等）】 1/3以内 【補助金限度額】 上限額3,000万円/年度、下限額30万円/年度	一般社団法人環境共創イニシアチブ（設備単位） ☎0570-055-122 (ナビダイヤル) ☎042-303-4185 (IP電話)

(3) 融資・保証等

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付) [募集期間:通年]	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等	事業規模の拡大や経営の効率化などに取り組むことによって、飛躍しようとする事業者の方が利用できる資金です。 【使途】 事業資金 【利率】 [固定金利] 3年以内 年1.3%      5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7%      10年以内 年1.9% [変動金利] 年1.3% (融資期間が3年を超える場合に限り) 【融資金額】 8,000万円以内 【融資期間】 10年以内(うち据置1年以内) 【申込先】 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>中小企業総合振興資金 (ステップアップ貸付)</b> <b>【政策サポート】</b> [募集期間：通年]	1. [食] 食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化に取り組む中小企業者等 2. [国際] 新たに海外展開を図ろうとする中小企業者等又は海外展開を拡大しようとする中小企業者等 3. [環境・エネルギー] 省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等を導入する中小企業者等又は省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化を図る中小企業者等 4. [ものづくり] ものづくりに関し、法令等の認定を受け、新分野進出や新製品の事業化に取り組む中小企業者等又は道外企業との協定に基づく災害時の代替生産などバックアップに資する事業に取り組む中小企業者等 5. [商業] 法の認定を受けた商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等 6. [事業活性化] (1) 経営革新 法に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に係る事業に取り組む中小企業者等 (2) 雇用 新たな雇用に創出する事業、多様な人材の活躍など働き方改革の推進及び労働力の確保等に資する環境整備などに取り組む中小企業者等 (3) 事業承継 現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等 (4) 表彰 表彰を受けた商品や取組の事業化に取り組む中小企業者等	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金 <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.1%      5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5%      10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内 (うち据置1年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (経営力強化貸付)</b> [募集期間：通年]	信用保証協会の経営力強化保証の対象となる中小企業者等 (取扱金融機関及び国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)	国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善を行う「経営力強化保証」の対象となる事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金 (道制度融資の借換に要する資金を含む) <b>【利率】</b> [固定金利] 5年以内 年1.0%      10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 運転資金：5年以内 (うち据置1年以内) 設備資金：7年以内 (うち据置1年以内) 借換資金：10年以内 (うち据置1年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>中小企業総合振興資金 (一般貸付)</b> [募集期間:通年]	中小企業者等	事業者の方の経常的な事業活動に幅広く利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.5%      5年以内 年1.7% 7年以内 年1.9%      10年以内 年2.1% [変動金利] 年1.5%(融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 8,000万円以内 中小企業等協同組合等にあつては、2億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内(うち据置1年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (小規模企業貸付【小口】を含む)</b> [募集期間:通年]	1.従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等 2.【小口】信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者(小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)	担保が不足しがちな小規模企業者の方や「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.3%      5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7%      10年以内 年1.9% [変動金利] 年1.3%(融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 1.5,000万円以内 2.2,000万円以内(既存の信用保証協会の保証付融資残高を含む) <b>【融資期間】</b> 運転資金:7年以内(うち据置1年以内) 設備資金:10年以内(うち据置1年以内) ※短期(融資期間1年以内)資金として利用可(一括償還可) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (経営環境変化対応貸付)</b> [募集期間:通年]	1.最近3か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 2.最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高が前々年度の売上高に比べ減少している中小企業者等 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年に比べ減少している中小企業者等 4.最近3ヶ月の売上高経常利益率が前年同期に比べて減少している中小企業者等	景気の低迷によって売上げが減少するなど、経営に支障を生じている事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.1%      5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5%      10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1%(融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 5,000万円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内(うち据置2年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (経営環境変化対応貸付【原料等高騰】)</b> [募集期間:通年]	1.最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加している中小企業者等 2.最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 3.原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であつて、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの	原料等価格の高騰により経営に影響を受けている事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> (1)、(2)運転資金(道制度融資の借換に要する資金を含む) (3)設備資金 <b>【利率】</b> [固定金利] 5年以内 年1.0%      10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0%(融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内(うち据置2年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>中小企業総合振興資金 (経営環境変化対応貸付) 【認定企業】</b> [募集期間:通年]	1. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの 2. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等	取引先の倒産や取引金融機関の経営破綻など、様々な要因で経営に支障が生じている事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む） <b>【利率】</b> [固定金利] 5年以内 年1.0%      10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0%（融資期間が3年を超える場合に限り） <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内（うち据置2年以内） <b>【申込先】</b> 1. 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 2. 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (経営環境変化対応貸付) 【災害復旧】</b> [募集期間:通年]	1. 災害の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの 2. 地震、大火、風水害及び冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	災害によって経営に支障が生じている事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む） <b>【利率】</b> [固定金利] 5年以内 年1.0%      10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0%（融資期間が3年を超える場合に限り） <b>【融資金額】</b> 運転資金：5,000万円以内 設備資金：8,000万円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内（うち据置2年以内） <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (再生支援貸付)</b> [募集期間:通年]	1. 北海道中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生事業計画に基づいて再生を図る中小企業者等 2. 経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等	北海道中小企業再生支援協議会による支援、又は、経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けて再生を図る事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む） <b>【利率】</b> 金融機関所定の利率 <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内（うち据置2年以内） <b>【申込先】</b> 1. 各商工会議所、各商工会、北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫 2. 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>中小企業総合振興資金 (防災・減災貸付)</b> [募集時期:通年]	事業継続計画（BCP）を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等	事業継続計画（BCP）を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 事業資金 <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.1%      5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5%      10年以内年1.7% [変動金利] 年1.1%（融資期間が3年を超える場合に限り） <b>【融資金額】</b> 1億円以内 <b>【融資期間】</b> 10年以内（うち据置1年以内） <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>中小企業総合振興資金 (防災・減災貸付)</b> <b>【耐震改修対策】</b> [募集期間:通年]	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」の所有者	法定耐震の診断結果を受けて大規模建築物の耐震改修に取り組む事業者の方が利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 設備資金(耐震改修費用) <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.0%      5年以内 年1.2% 7年以内 年1.4%      20年以内 年1.6% [変動金利] 年1.0%(融資期間が3年を超える場合に限る) <b>【融資金額】</b> 16億円以内 <b>【融資期間】</b> 20年以内(うち据置2年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>小口零細企業保証</b> [募集期間:随時]	次の要件を満たす小規模事業者。 1.保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(2に掲げるものを除く) 2.保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のもの 3.事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの 4.保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 5.保証の対象となる事業を行う協業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 6.医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記1～5に掲げるものを除く)	信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業への影響を緩和するため、一定の要件を満たす小規模企業の金融機関からの借入による債務保証を責任共有制度の対象外とすることにより、小規模企業への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 事業資金 <b>【保証限度額】</b> 2,000万円 ただし、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。 <b>【保証期間】</b> 原則として10年以内(措置期間は1年間) ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6カ月以内 <b>【担保】</b> 原則として不要 <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
<b>経営安定関連 (セーフティネット)保証</b> [募集期間:随時]	次の1～8の各号(中小企業信用保険法第2条第5項各号)いずれかに該当し、事業所の所在地を管轄する市区町村の認定を受けた中小企業者(特定中小企業者) 1号:大型倒産の発生により影響を受けている中小企業者 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者 3号:特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む中小企業者 4号:特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者 5号:全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者 6号:金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者 7号:金融機関の支店削減等合理化に伴う貸出抑制により影響を受けている中小企業者 8号:整理回収機構等に貸出債権が譲渡された再生可能な中小企業者 ※認定の手続きは、市町村の窓口となります。 (法人の場合は本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村)	取引企業等の倒産・事業活動の縮小、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている特定中小企業者への資金供給の円滑化を目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 経営の安定に必要な事業資金 <b>【保証限度額】</b> 通常の保証限度額とは別に以下の保証限度額が設けられています 普通保証:2億円(組合4億円) ※6号(金融機関の破綻)の場合は3億円 無担保保証:8,000万円 ※無担保無保証人保証2,000万円を含みます。 <b>【保証期間】</b> 定めなし <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>短期継続保証</b> <small>〔募集期間：2020年3月31日まで〕</small>	次の要件をすべて満たす中小企業・小規模事業者。 (1) 1期（12ヵ月）以上の決算（個人の場合は、確定申告）を行っていること。 (2) 次の条件を満たしていること。 ①法人 直近決算において経常利益を計上していること。ただし、一過性の経常赤字または既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない。 ②個人 貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額200万円以上を計上していること。 ③法人個人共通 直近決算（確定申告）において債務超過ではないこと。ただし、既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない。 (3) 原則として、申込金融機関が主力または準主力として経常運転資金の支援を行っていること。 (4) 既往保証付借入金が返済緩和の条件変更を実施していないこと。	経常運転資金について、一括返済の短期資金を継続してご利用いただくことで資金繰りの安定に繋がり、企業が安心して新たな事業展開や業務拡張に取り組むことを支援する保証制度です <b>【資金使途】</b> 運転資金 ただし、商品用不動産購入資金は対象外 <b>【保証限度額】</b> 3,000万円 ただし、平均月商の2倍以内とし、1企業者1口限りとする。 <b>【保証期間】</b> 12ヵ月以内 ただし、初回保証時の終期は、決算申告（確定申告）期限から概ね2ヵ月以内とし、以降の更新時においては、原則として12ヵ月とする。 <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
<b>経営力強化保証</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 事業計画書に記載された事業計画の実施に必要な資金 <b>【保証限度額】</b> 普通保証：2億円以内（組合は4億円以内） 無担保保証：8,000万円以内 <b>【保証期間】</b> 運転資金5年以内 設備資金7年以内（運転設備併用を含む） ただし、既往借入金の借換を含む場合は10年以内。一括返済の場合は1年以内。据置期間を設ける場合は1年以内。 <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
<b>事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	法や省令に定められた計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	法や省令に定められた計画に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする制度です。 <b>【資金使途】</b> 事業再生の計画の実施に必要な資金 <b>【保証限度額】</b> 普通保証：2億円（組合は4億円） 無担保保証：8,000万円 <b>【保証期間】</b> 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内（据置期間は1年以内） <b>【担保】</b> 必要に応じ <b>【保証人】</b> 原則として法人代表者のみ	北海道信用保証協会 ☎011-241-2231
<b>一般貸付</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	事業を営む方（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方を除く。）	<b>【使途】</b> 運転資金、設備資金、特定設備資金 <b>【融資限度額】</b> 4,800万円（特定設備資金は7,200万円） <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内） （うち据置期間1年以内） 2. 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） 3. 特定設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131
<b>マル経融資（小規模事業者経営改善資金）</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	<b>【使途】</b> 運転資金、設備資金 <b>【融資限度額】</b> 2,000万円 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内（うち据置期間1年以内） 2. 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>新企業育成貸付 (新事業育成資金)</b> [募集期間:随時]	新規性、成長性のある事業を始めておおよね5年以内の方	<b>【用途】</b> 新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 <b>【融資限度額】</b> 6億円 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>新企業育成貸付 (新事業活動促進資金)</b> [募集期間:随時]	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方もしくは図った後、5年以内の方	<b>【用途】</b> 左記対象者に加え、経営革新計画の承認を受けた方、新連携計画・農工商等連携事業計画・地域産業資源活用事業計画・地域産業資源活用支援事業計画・経営力向上計画の認定を受けた方、中小企業等経営強化法に基づく新たな取組を行い2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方、技術ノウハウ等に新規性がみられる方が当該事業を行うために必要とする設備資金及び運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>新企業育成貸付 (中小企業経営力強化資金)</b> [募集期間:随時]	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方	<b>【用途】</b> 左記対象者の方が事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)</b> [募集期間:随時]	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	<b>【用途】</b> 左記の対象者が次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金 (1) 合理化、共同化等を図るための設備の取得 (2) セルフ・サービス店の取得 (3) ショッピングセンターへの入居 (4) 新分野への進出 (5) 販売促進、人材確保(運転資金のみ) (6) 空き店舗への入居 (7) 地域商店街活性化法関連 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は用途の細目や限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 (IT活用促進資金)</b> [募集期間:随時]	情報化投資を行う方であって一定の要件に該当する方	<b>【用途】</b> 情報化投資により設備などを取得するために必要な設備資金およびリース運転資金(国民生活事業)・長期運転資金(中小企業事業)など <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 運転資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)</b> [募集期間:随時]	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など	<b>【用途】</b> 働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金及び運転資金、並びに事業所内に保育施設を取得するために必要とする設備資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)</b> [募集期間:随時]	売上が減少するなど業況が悪化している方	<b>【用途】</b> 社会的要因等により企業維持上、緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 <b>【融資限度額】</b> 4,800万円 ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金8年以内(うち据置期間3年以内) 2. 設備資金15年以内(うち据置期間3年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>セーフティネット貸付 (金融環境変化対応資金)</b> [募集期間:随時]	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	<b>【用途】</b> 設備資金及び金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる運転資金 <b>【融資限度額】</b> 別枠4,000万円 ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金8年以内(うち据置期間3年以内) 2. 設備資金15年以内(うち据置期間3年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>セーフティネット貸付 (取引企業倒産対応資金)</b> [募集期間:随時]	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方	<b>【用途】</b> 売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金および関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要な運転資金 <b>【融資限度額】</b> 別枠3,000万円 ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 8年以内(うち据置期間3年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業再生貸付 (企業再建資金)</b> [募集期間:随時]	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	<b>【用途】</b> 企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1. 運転資金15年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内)(うち据置期間2年以内) 2. 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>挑戦支援資本強化特例制度 (資本性ローン)</b> [募集期間:随時]	創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が見込まれる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	<b>【融資限度額】</b> 4,000万円 ※中小企業事業は限度額が異なります。 ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

(4) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>経営力向上計画の認定および支援 (法人税軽減措置等)</b> [募集期間:随時]	中小企業・小規模事業者・中堅企業等(なお、法人税の軽減措置は、資本金1億円以下、従業員数が1,000人以下の中小企業等のみ)	左記対象者が、経営力向上のための取組を記載した「経営力向上計画」を策定し、その計画が認定されると、以下の税制や金融等の支援措置が受けられるようになります。 1. 中小企業経営強化税制 <b>【対象設備】</b> 160万円以上の機械装置等(新品) <b>【要件】</b> (1) A類型:一定期間内に販売されたモデルで生産性が年平均1%以上向上する設備 (2) B類型:投資利益率が3年平均で5%以上向上する設備投資 <b>【特例措置】</b> ・対象設備の即時償却 ・取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除 2. その他の金融支援 (1) 日本政策金融公庫による低利融資(中小企業者向け) (2) 商工中金による低利融資(中堅・中小企業者向け) (3) 中小企業信用保険法の特例(中小企業者向け) (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例(中小企業者向け) (5) 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット(中小企業者向け) (6) 中小企業基盤整備機構による債務保証(中堅クラス向け) (7) 食品流通構造改善促進機構による債務保証(中堅・中小企業向け) ※金融支援を受ける場合には、計画の認定に加えて別途、各金融機関や信用保証協会における審査が必要となります。	北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-2311 (内線2574)

## (1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
食関連ものづくり産業振興事業費(専門家派遣) [無料]	道内ものづくり企業等	本道が優位性を持つ「食」を支える食関連機械産業の育成・振興を図るため、生産性向上に資する製品開発を行う食関連機械メーカーへの専門家派遣を行う。 ○専門家派遣 生産性向上に資する製品開発に取り組む道内食関連機械メーカーへの専門家派遣による開発支援	北海道経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
ものづくり人材技術力強化事業(専門家派遣・成功事例創出) [無料] [募集時期: 5月~3月(予定)]	道内ものづくり企業等	自動車関連産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求めるQCD対応力の強化など、参入を目指す企業の個々の案件に応じた専門家を派遣し、課題解決に向けた企業の取組を支援する(道総研委託事業)。 ○道内ものづくり企業の課題解決に向けた専門家の派遣 ○課題解決による成功モデル等の成果発表会の開催	北海道経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
ものづくり人材技術力強化事業(ものづくり産業アドバイザー) [無料]	道内ものづくり企業等	道内ものづくり企業の技術力向上を図るため、道内企業の状況に精通した「ものづくり産業アドバイザー」による指導・助言を実施する。 ○「ものづくり産業アドバイザー」による道内企業訪問	北海道経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
航空機関連分野参入促進・人材育成事業(専門家派遣) [無料]	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、参入に必要なノウハウ、技術力を持つ専門人材等の育成を行う。 ○専門家派遣 認証取得や技術的な課題解決を図るため、専門家による技術指導等を行う	北海道経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
製品開発支援事業「札幌ものづくり×デザイナープロジェクト」 [募集期間: 5月~7月] [無料]	さっぽろ連携中枢都市圏の製造業等を営む中小企業者で下記の分野における製品開発に取り組むもの。 1.食関連分野 2.環境関連分野 3.健康・福祉関連分野 4.製造関連分野 5.バイオ関連分野 6.IT関連分野	ものづくりに係る以下の支援事業を行っています。 ・セミナー、勉強会の開催: 色形にとどまらない企画から販売戦略に至るまでのデザイン戦略を取り入れ、成功した製品開発事例等を紹介し、その有効性についての意識啓発を図る。 ・専門家等派遣: 新製品開発や既存品のリニューアルを目指す企業に対し、デザイン、マーケティング、セールス、経営戦略、ブランディング等の専門家及びそれらを統括する製品プロデューサーを派遣し、製品開発等の支援を行う。	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
地域新事業創出支援 [募集期間: 随時]	地域の産品や技術を活かした新商品や新サービスに取り組む中小企業者等	①ビジネスアイデアや新製品の事業性をその分野に精通した専門家、有識者がアドバイス ②高級スーパー・百貨店・大手商社商談会、展示会出展などを通し、商品開発やテストマーケティングをサポート ③中小機構と連携している民間事業者が運営するクラウドファンディングを活用した資金調達をサポート	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 支援推進課 ☎011-210-7472
特許情報等 [募集期間: 随時] [無料]	道内中小企業等	道内中小企業等が特許や実用新案などの産業財産権を活用した事業展開を支援するため、特許流通サポーターが、特許等の流通に関する普及・啓発活動、情報提供の他、企業、大学、研究機関等が保有する開放特許等の導入支援を行っています。	北海道知的財産センター ☎011-747-7481

## (2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
コンサルタント等招へい支援事業(中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング等のコンサルタント等の招へいに要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 コンサルタント料、滞在費、往復の交通費 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
市場対応型製品開発支援事業【一般】(中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査や道外展示会等への出展に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、デザイン開発費、出展料等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 300万円(うち道外展示会出展や市場調査に要する経費200万円)	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】(中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	立地企業との取引参入や新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査や道外展示会等への出展に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、デザイン開発費、出展料等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 500万円(うち道外展示会出展や市場調査に要する経費200万円)	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>市場対応型製品開発支援事業【共同研究開発】(中小企業競争力強化促進事業)</b>	道内の中小企業者等	構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが、大学等と連携して行う、加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、デザイン開発費、市場調査委託費等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 500万円(うち市場調査等に要する経費200万円)	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
<b>地域資源活用型事業化実現事業(北海道中小企業新応援ファンド事業)</b>	道内の中小企業者等	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、出展料等 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 150万円	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
<b>製品開発チャレンジ支援事業(北海道中小企業新応援ファンド事業)</b>	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、外注加工費、試験(検査)依頼費、共同研究費 【助成率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 50万円	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
<b>リサイクル技術研究開発補助事業</b>	道内に事業所を置く事業者(個人又は法人)又はグループ(代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る)	産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る研究開発 【補助率】 対象経費の2/3以内(中小企業以外の場合は1/2以内) 【補助限度額】 1,000万円	北海道環境生活部環境局 気候変動対策課 民間連携グループ ☎011-231-4111 (内線24-319)
<b>国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金(地域産業資源活用事業)</b>	平成28年度以降に中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画(開発・生産型)の認定を受けた中小企業者	北海道が指定する地域資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等)を活用して行う認定地域産業資源活用事業計画に係る新商品・新役務の開発、それに係る試作品の製造、販路開拓等に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 事業費(謝金、旅費、借損料、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費) 販路開拓費(展示会等出展費、マーケティング調査費、広報費、委託費) 試作・開発費(原材料費、機械装置等費(生産設備を除く)、試作・実験費、委託費) 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 ※4者以上の共同申請の場合は、3分の2以内(1回目)、2分の1以内(2～3回目) 【補助金額】 200万円以上500万円以内 ※4者以上の共同申請案件の場合には、200万円以上2000万円以下	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578)
<b>サービス等生産性向上IT導入支援事業</b> [募集期間:5月27日開始予定]	中小企業、小規模事業者等(飲食・宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)	中小企業等の生産性向上を目的に、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するIT導入の費用の一部を補助します。 【対象事業】 (A類型) 下記業務プロセス①～⑧のうち、1つ以上を選択し、①～⑩のうち計2プロセス以上が含まれる事業 (B類型) 下記業務プロセス①～⑩のうち、3つ以上選択し、①～⑩のうち計5つ以上が含まれる事業 (業務プロセス) ①顧客対応・販売支援、②決裁・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④人材配置、⑤業務固有プロセス(実行系)、⑥業務固有プロセス(支援系)、⑦会計・財務・資産・経営、⑧総務・人事・給与・労務、⑨自動化・分析、⑩汎用 【対象経費】 補助金HPに登録・公開されているITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入経費 【補助率】1/2以内 【補助上限額】(A類型)150万円(下限額40万円) (B類型)450万円(下限額150万円)	経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課 ☎011-700-2253

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>戦略的基盤技術高度化支援事業</b>	<p>「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定、又は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく承認を受けた中小企業・小規模事業者と協力者によって構成される共同体</p> <p>※「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」について  <a href="https://www.hkd.meti.go.jp/hokis/mono/sapoin.htm">https://www.hkd.meti.go.jp/hokis/mono/sapoin.htm</a></p> <p>※「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」について  <a href="https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm">https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm</a></p>	<p>本事業は、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援することが目的です。</p> <p>中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発及び試作品開発等、その成果の販路開拓への取組を最大3年間支援します。</p> <p>※12技術分野  <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html</a></p> <p>【研究開発期間】 2～3年度</p> <p>【補助金額】 単年度あたり4,500万円以下、3年間合計で9,750万円以下</p> <p>【補助率】 大学・公設試等の補助対象経費：定額（ただし、補助金総額の1/3以下であること。） 上記以外の補助対象経費：2/3以下</p> <p>【想定採択件数】 全国で110件程度（予定）</p> <p>【補助対象経費】 物品費（設備備品費・消耗品費）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、印刷製本費、会議費、運搬費、技術導入費、通訳・翻訳費、知的財産権関連経費、マーケティング調査費、賃貸借費）、委託費、間接経費</p>	<p>経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部産業技術課 ☎011-709-2311 (内線2587)</p>
<b>小規模事業者持続化補助金</b>	<p>道内の商工会・商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者</p>	<p>本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。</p> <p>【補助対象経費】 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>【補助上限額】 50万円※ ※賃金増・雇用増・買い物弱者対策・海外展開に取り組む場合： 上限100万円 (追加公募では、補助上限額100万円への引き上げはなし) ※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合： 上限100万円～500万円（連携小規模事業者数による）</p> <p>【注意】 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら、事業に取り組むものが対象となります。 ・募集期間や制度概要・内容は、一般型のを記載しています。 ※激甚災害の指定を受けた地方自治体に所在する事業者を対象とする公募（熊本地震対策型、台風激甚災害対策型）が行われました。</p>	<p>経済産業省 北海道経済産業局 産業部中小企業課 ☎011-709-3140</p>
<b>研究開発助成事業 (I型) 夢づくりものづくり支援事業</b> [募集期間：7月]	<p>道北地域（上川・留萌・宗谷の各管内）に主たる事業所を有し、6か月以上事業を行っている中小企業者（個人事業主を含む）・中小企業グループ</p>	<p>新製品・新技術等の開発及び開発後の事業化について明確な構想等があるものについて支援します。可能性調査、ビジネスプランの検討、試作開発、販路拡大など、調査段階から事業化段階のいずれの段階でも対象となります。</p> <p>【対象経費】 報償費、旅費交通費、消耗品費、手数料、原材料費、機械装置費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、負担金等</p> <p>【助成限度】 1案件50万円</p>	<p>(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820</p>
<b>食に関するミニ補助事業</b> [募集期間：未定]	<p>オホーツク管内に主たる事業所を有する自営業、企業、団体（任意団体を含む）</p>	<p>食品に関する研究開発・技術開発等の支援</p> <p>対象経費：備品費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、手数料、原材料費、機材装置費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、出店料及び会場経費、委託料、外注加工費、負担金、他</p> <p>・開催時期はHP等で募集します  <a href="http://www.ohotoku.or.jp/mini_auxiliary/">http://www.ohotoku.or.jp/mini_auxiliary/</a></p>	<p>(公財) オホーツク地域振興機構 ☎0157-33-4581</p>
<b>小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金</b> [募集期間：5月～8月]	<p>札幌市内の製造業等を営む小規模企業者で下記の分野における製品開発に取り組むもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金属・機械関連分野</li> <li>2. 食関連分野</li> <li>3. 環境・エネルギー関連分野</li> <li>4. 健康福祉・医療関連分野</li> <li>5. IT 関連分野</li> </ol>	<p>小規模企業が行う実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発、その開発の前段階の取組（試験、試作、調査等）及び後段階の取組（販路開拓・拡大）に対する補助。</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2</p> <p>【補助額】 上限200万円</p> <p>【補助件数】 5件程度</p> <p>【補助対象経費】 人件費、旅費、原材料・消耗品費、通信・運搬費、機器リース料、施設及び設備等賃借料、外注費、出展費、その他の経費          ※人件費は補助対象経費総額の2分の1以内かつ150万円以下          ※機器購入費は補助対象経費総額の3分の2以内かつ200万円以下</p>	<p>(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062</p>

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>食品開発支援事業②</b> [募集期間:4月～6月]	北海道内の2次産業者と、札幌市内に拠点のある3次産業者によるコンソーシアム。 (詳細は公募要領にて確認ください)	北海道の農水畜産資源を活用した新商品開発等を行う事業に対する補助。 【補助率】 補助対象経費の3分の2 【補助額】 上限400万円 【補助件数】 5件程度 【補助対象経費】 人件費、報償費、原材料費・消耗品費、通信・運搬費、機器リース費、機械購入費、施設及び設備等賃借費、外注費、旅費・交通費、マーケティング調査費、その他の経費 ※人件費については補助対象経費総額の2分の1以内かつ200万円以下 ※機器購入費については75万円を算入上限とする。	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
<b>ITビジネス創出支援事業費補助金</b> [募集期間:6月中旬～8月中旬(予定)]	札幌市内に本社を有するIT産業の事業を主に営む中小企業	ITを活用した新製品やサービスの開発などを目的としたビジネスモデル構築および事業の実施に係る費用の一部を補助いたします。 【対象経費】 報償費、機器費・原材料・消耗品費、機器リース費、旅費・交通費、通信・運搬費、人件費、施設及び設備等賃借料、外注費、広告宣伝費等 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、300万円を限度。補助金の総額は900万円	(一財) さっぽろ産業振興財団 エレクトロニクスセンター サテライトオフィス TEL:011-814-5021 email: it-pro@sec.or.jp
<b>先進的IT技術実証費補助金</b> [募集期間:5月上旬～7月中旬]	札幌市内に本社を有するIT産業の事業を主に営む中小企業※ 或いは、※を含むコンソーシアム	IoTやAIなどの先進的IT技術を用い、将来的なビジネス化や社会実装を視野に入れた実証的な取り組みにおける費用の一部を補助いたします。 【対象経費】 報償費、機器費・原材料・消耗品費、機器リース費、旅費・交通費、通信・運搬費、人件費、施設及び設備等賃借料、外注費、広告宣伝費等 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、500万円を限度。補助金の総額は1000万円	(一財) さっぽろ産業振興財団 エレクトロニクスセンター サテライトオフィス TEL:011-814-5021 email: it-pro@sec.or.jp
<b>IT-バイオ研究開発補助金</b> [募集期間:通年]	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業が、自社の研究・開発等に取り組む費用の一部を、最大3年間補助いたします。 【対象経費】 ウェットラボ入居企業が行う、食・バイオ関連の研究・開発等に取り組む費用 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、1年目上限300万円、2年目上限200万円、3年目上限100万円	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター TEL:011-807-6000 email: info-eleccen@sec.or.jp
<b>バイオIT利活用補助金</b> [募集期間:通年]	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業	札幌市エレクトロニクスセンター ウェットラボに入居する企業が札幌市内のIT企業と連携し、IT技術を活用した共同研究・共同開発、委託開発等に取り組む費用の一部を、最大3年間補助いたします。 【対象経費】 ウェットラボ入居企業と札幌市内IT企業との間で発生する、ITの利活用に関する経費 【補助額及び補助率】 補助対象経費の2分の1以内で、年300万円(最大3年間)	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター TEL:011-807-6000 email: info-eleccen@sec.or.jp
<b>新技術・新製品開発助成事業</b>	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	企業等の技術開発・生産技術の促進を図るため、新技術・新製品等の開発、試作品の製造及び生産工程の合理化・高度化等に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費、実験・試作に要する費用等 【助成内容】 対象経費の10/10以内、150万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>技術開発の芽育助成事業</b>	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	企業等の技術開発の促進を図るため、新技術・新製品等の研究開発を行う上で、課題解決に必要な試作完了までの基礎調査、情報収集及び開発検討に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、機械装置費、外注費、技術指導費、実験・試作に要する費用等 【助成内容】 対象経費の10/10以内、50万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>製品開発助成事業</b>	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	地域技術の応用による製品化や商品化をするため、商品・デザイン開発、情報収集、市場開拓などの事業を行う中小企業者に対し、製品開発に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、機械装置費、外注費、技術指導料、試作に要する経費等 【助成内容】 対象経費の10/10以内 100万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>地域資源活用助成事業</b>	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	道央地域の豊富な産業資源を活用した製品開発の促進を図るため、付加価値の高い新製品、新商品の開発を行う中小企業者等に対し、製品開発に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、機械装置費、外注費、技術指導料等 【助成内容】 対象経費の10/10以内 20万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>地域ものづくり助成事業</b>	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	道央地域で生産される農産品等の素材を原料に、新製品・新商品開発を行う中小企業者に対し、製品開発に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、機械装置費、外注費、技術指導料等 【助成内容】 対象経費の10/10以内 20万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>十勝ものづくり総合支援補助金</b>	十勝管内に主たる事業所がある中小企業又は中小企業者で構成された団体・グループ	1.新製品・新技術・新サービス開発 新製品、新技術、新サービス、製品改良又は生産方法等の改善に関するもの。 【補助率】1/2 【補助限度額】200万円 2.販路開拓（国内外） 自ら開発した製品・技術・サービス等について、十勝の物産の知名度向上や継続的取引に向けた取組等 【補助率】1/2 【補助限度額】200万円 3.上記1、2のうち、特に十勝地域において優位性のある食や農業に関する将来的な産業課題を鑑みた戦略的事業であり、地域への波及効果が期待できるもの 【補助率】2/3 【補助限度額】400万円 ※事業の詳細は次によりご確認ください。 <a href="http://www.tokachi-zaidan.jp">http://www.tokachi-zaidan.jp</a>	(公財) とちか財団 ものづくり支援部 (企業振興グループ) ☎0155-37-8383
<b>研究開発助成事業</b>	函館地域（函館市、北斗市、七飯町）内で製造業又はソフトウェア業を営んでいる者	地域企業の高度技術・新製品の開発に関する試作研究及び基礎研究事業に対し、その研究開発費の一部を助成します。 【対象経費】 原材料費、副資材等の購入経費など 【補助率】 対象経費の2/3以内 【限度】 300万円	(公財) 函館地域産業振興財団 (産業支援課) ☎0138-34-2600
<b>研究開発助成事業 (北洋銀行ドリーム基金)</b> [募集期間: 8月～10月]	北海道内で事業歴のある中小企業者等	新技術・新製品に関する研究開発に対して助成します。 【限度】1研究につき100万円	(公財) 北洋銀行中小企業新技術研究助成基金 ☎011-231-3053 (北海道二十一世紀総合研究所内)
<b>イノベーション創出研究支援事業</b> [スタートアップ研究補助金] [募集期間: 4月中旬～6月中旬]	道内の産学官（または産学、産官）で構成された共同研究グループ	発展的な産学官共同研究や事業化を志向する基礎的・先導的な研究等を推進します。 【対象経費】 直接研究に必要な経費（消耗品費、機器購入費、旅費、研究補助員賃金など） 【補助金額】 200万円以内/1件 【補助率】 補助対象経費の10/10以内	(公財) 北海道科学技術総合振興センター 研究開発支援部 ☎011-708-6392
<b>イノベーション創出研究支援事業</b> [発展・橋渡し研究補助金] [募集期間: 4月中旬～6月中旬]	道内の産学官（または産学、産官）で構成された共同研究グループ	次代の北海道にとって有用な新技術の創出や地域産業の振興につながる可能性が高い研究を推進します。 【対象経費】 直接研究に必要な経費（消耗品費、機器購入費、旅費、研究補助員賃金など） 【補助金額】 400万円以内/1件 【補助率】 補助対象経費の10/10以内	(公財) 北海道科学技術総合振興センター 研究開発支援部 ☎011-708-6392
<b>札幌ライフサイエンス産業活性化事業 (事業化支援補助金)</b>	札幌市内企業（※1）と北海道内（※2）の大学・医療機関等（※3）の研究者等で構成された共同研究グループ ※1) 本社・研究所・工場など、研究開発・試作・製造を行う体制・人員を有する事業活動拠点があること。（営業の拠点のみである場合は原則として不可） ※2) 札幌市内企業が代表者となる場合は、道外の大学等との共同研究グループも対象とする。 ※3) 大学、試験研究機関、医療機関とし、地方公共団体の試験研究機関・病院は経費を使用しない限り可とする。	札幌市内の企業と道内研究機関が共同して行うライフサイエンス分野の研究開発の事業化を促進し、札幌市の産業を活性化することを目的とします。 【補助金額】 1件につき300万円以内 【補助率】 助成対象経費の10 / 10	(公財) 北海道科学技術総合振興センター 研究開発支援部 ☎011-708-6392

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>札幌型ものづくり開発推進事業</b>	札幌市内に本社を有する中小企業者、組合等	札幌市の様々な産業をけん引する「重点分野」及び、札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」において、札幌市内・連携市町村内の中小企業者等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取組を支援することによって、札幌連携中枢都市圏経済の活性化を図っていくことを目的とします。 *連携市町村（想定）：小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 <b>【重点分野】</b> ①食、②健康福祉・医療、③製造、④IT <b>【対象経費】</b> 旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器リース料、機器購入費、施設及び設備等賃借料、外注費 <b>【補助金額】</b> 500万円以内（千円未満切捨て） <b>【補助率】</b> 補助対象経費の1/2以内 （パリアフリーに資する開発は2/3以内）	（公財）北海道科学技術総合振興センター クラスター事業部 ☎011-708-6526
<b>札幌型環境（エネルギー）技術・製品開発支援事業</b>	<b>【技術開発支援】</b> 下記要件を全て満たす圏域内企業等または圏域内企業等を代表として企業・大学等研究機関で構成するコンソーシアム *要件 ①札幌市内・連携市町村内に本社を有すること ②設立後1年以上経過し、事業を継続して実施する見通しがあること ③事業を実施するための経営資源、人材等を有していること <b>【販路開拓・拡大支援】</b> 札幌市内企業等	環境（エネルギー）分野において、札幌市および連携市町村内の企業者等が行う製品・技術開発や販路開拓・拡大の取組を支援することによって、環境（エネルギー）関連産業の活性化や市民生活向上を図ることを目的とします。 <b>【対象経費】</b> 旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器装置等賃借料、機器装置等購入費、外注費 <b>【補助金額】</b> （技術・製品開発支援） 1000万円以内（千円未満切捨て） （販路開拓・拡大支援） 100万円以内（千円未満切捨て） <b>【補助率】</b> 補助対象経費の2/3以内	（公財）北海道科学技術総合振興センター クラスター事業部 ☎011-708-6526
<b>高度加工技術活用マッチング事業</b> [募集期間：4月中旬～12月末まで（予算範囲内）]	高度加工技術（機械）により、農水産物を原料とした新たな商品・素材開発に取り組む道内事業者	高度加工技術（機械）の保有企業と利用企業のマッチングによる、地域素材を活用した高付加価値商品の開発を支援します。 <b>【対象経費】</b> 事業実施に直接必要な経費（製造委託費、分析費、原材料費、消耗品購入費、送料など） <b>【補助金額】</b> 30万円以内/1件 <b>【補助率】</b> 補助対象経費の2/3以内	（公財）北海道科学技術総合振興センター 地域連携支援部 ☎011-708-6526
<b>産学官連携支援事業</b> [募集期間：6月～]（予定）	地域の経済団体や企業、自治体、大学、高専、公設試験研究機関などで組織する地域実行委員会の代表者。なお、構成する機関・団体の負担金及び参加費等による自主財源を有すること	<b>【事業内容】</b> ①研究成果及び共同研究事例等の発表、紹介 ②講演会、各種実務セミナー等の開催 ③産学連携のプロジェクトの紹介・普及 ④産学官の意見交換など ※同一事業内容での助成は3回までとします。 <b>【支援経費】</b> 講師謝金、旅費、会場費、資料作成費、通信費、開催事務費 ※1事業当たり事業額の2分の1以内、かつ30万円以内 ※同一事業で複数回申込の場合は下記の支援額を上限とします。 初回：事務費の2分の1、かつ30万円以内 2回目：初回採択額の85%を上限 3回目：初回採択額の70%を上限	（一社）北海道中小企業家同友会 ☎011-702-3411
<b>ものづくり創出支援事業補助金（検査測定支援事業）</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者	新商品・新製品又は商品・製品の大幅な改善に係る性能検査のために実施する、試験研究機関の検査・測定機器の使用又は試験依頼に関する経費を助成します。 <b>【対象経費】</b> 使用料、手数料（講習受講に係る経費は除く）等 <b>【補助率】</b> 対象経費の1/2以内 <b>【限度】</b> 1社5万円	（公財）室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
<b>ものづくり創出支援事業補助金（開発の芽育成支援事業）</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者、及び任意団体（2/3以上が室蘭市・登別市内の中小企業者）	事業化等の可能性のある製品・技術の新規開発又は大幅な改善に対する調査研究事業又は基礎技術確立事業等（製品の完成/出荷、新技術の確立が認められる場合を除くものとする）の経費を助成します。 <b>【対象経費】</b> 報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料、負担金、労務費等 <b>【補助率】</b> 1年目：対象経費の4/4以内 2年目：対象経費の3/4以内 <b>【限度】</b> 1年目80万円、2年目60万円（室工大との共同研究は42万円以内を加算できる）	（公財）室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ものづくり創出支援事業補助金(製品・技術事業化支援事業)</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者、及び任意団体(2/3以上が室蘭市・登別市内の中小企業)	市場投入の実現性が高い新製品/新技術の開発又は既存製品/技術の大幅な改善を行う研究開発事業等の経費を助成します。 【対象経費】 報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、機械装置費、手数料、労務費等 【補助率】 対象経費の2/3以内 【限度】 200万円(室工大との共同研究は42万円以内を加算できる)	(公財) 室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
<b>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)機能検証フェーズ 試験研究タイプ</b> [募集期間:5月23日~7月23日正午]	大学等の研究者	大学等のシーズが企業ニーズ(企業の抱える技術的課題)の解決に資するかどうか確認するための試験研究を支援 ○研究開発費(間接経費含む):~300万円/課題(Grant) ○研究開発期間:原則1年 ○申請時における特許の要否:不要 ※A-STEPにテーマ設定はありませんが、医療分野は対象外です。	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST) 産業提携展開部 地域イノベーショングループ A-STEP機能検証フェーズ担当 ☎03-6272-4732 e-mail: mp@jst.go.jp
<b>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)機能検証フェーズ 実証研究タイプ</b> [募集期間:5月23日~7月23日正午]	大学等の研究者	企業との本格的な共同研究に進むために必要な実証的な研究を支援 ○研究開発費(間接経費含む):~1,000万円/課題(Grant) ○研究開発期間:原則1年 ○申請時における特許の要否:不要 ※A-STEPにテーマ設定はありませんが、医療分野は対象外です。	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST) 産業提携展開部 地域イノベーショングループ A-STEP機能検証フェーズ担当 ☎03-6272-4732 e-mail: mp@jst.go.jp
<b>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)産学共同フェーズ シーズ育成タイプ</b>	開発実施企業と大学等の研究者(共同申請) ※プロジェクトリーダーは企業	大学等の研究成果に基づく技術シーズの可能性検証及び実用性検証を行い、中核技術の構築を目指す産学共同の研究開発を支援 ○研究開発費(間接経費含む):2,000万円~5億円/課題 ○研究開発期間:2~6年 ○申請時における特許の要否:要(出願中でも可) ※A-STEPにテーマ設定はありませんが医療分野は対象外です。	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST) 産業提携展開部 研究支援グループ ☎03-5214-8994 e-mail: a-step@jst.go.jp
<b>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)企業主導フェーズ NexTEP-Aタイプ</b> 随時(7月末、11月末、3月末の3回/年)	シーズの発明者・所有者の理解を得た開発実施企業	大学等の研究成果に基づくシーズを用いた、企業等が行う開発リスクの大きい開発(実用化開発)を支援 ○研究開発費(間接経費含む):1億円~15億円/課題(開発成功時返済、実施料納付) ○研究開発期間:最長10年 ○申請時における特許の要否:要(出願中でも可) ※A-STEPにテーマ設定はありませんが医療分野は対象外です。	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST) 産学共同開発部 事業推進グループ ☎03-6380-8140 e-mail: jitsuyoka@jst.go.jp
<b>研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)企業主導フェーズ NexTEP-Bタイプ</b> [募集期間:3月11日~6月10日正午]	シーズの発明者・所有者の理解を得た開発実施企業 ※企業フェーズNexTEP-Bタイプは 資本金10億円以下の民間企業が対象です。	大学等の研究成果に基づく実用性が検証されているシーズのうち、研究開発型企業の実用化開発を支援 ○研究開発費(間接経費含む):~3億円/課題(マッチングファンド、実施料納付) ○研究開発期間:最長5年 ○申請時における特許の要否:要(出願中でも可) ※A-STEPにテーマ設定はありませんが医療分野は対象外です。	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST) 産学共同開発部 事業推進グループ ☎03-6380-8140 e-mail: jitsuyoka@jst.go.jp
<b>エネルギー・環境新技術先導プログラム</b>	(1) 企業、大学等による産学連携体制 (2) 大学・公的研究機関のみ(産学連携体制の例外)  【対象技術分野】 エネルギー・環境分野 (公募ごとに研究開発領域・研究開発課題を設定)	省エネルギー・新エネルギー・CO2削減等のエネルギー・環境分野において、2030年以降の実用化を見据えた革新的な技術・システムの先導研究を産学連携の体制で実施します。これにより、革新的な技術の原石を発掘し、将来の国家プロジェクト化への道筋をつけることを目指しています。 【事業形態】委託 【費用】1. 原則5千万円以内 上限1億円以内/年・件 2. 2,000万円以内/件 【事業期間】1. 原則1年(12か月)以内(最長2年) 2. 1年(12か月)以内 【採択件数】27件(2018年度)	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 フロンティアグループ ☎044-520-5174 e-mail: enekan@nedo.go.jp
<b>新産業創出新技術先導研究プログラム</b>	(1) 企業、大学等による産学連携体制 (2) 大学・公的研究機関のみ(産学連携体制の例外)  【対象技術分野】 新産業創出に結びつく産業技術分野(公募ごとに研究開発領域・研究開発課題を設定)	新産業創出に結びつく将来有望な技術シーズを発掘し、先導研究を実施することにより有望な技術に育成して、将来の国家プロジェクトに繋げていくことを目的とします。 【事業形態】委託 【費用】1. 原則5千万円以内 上限1億円以内/年・件 2. 2,000万円以内/件 【事業期間】1. 原則1年(12か月)以内(最長2年) 2. 1年(12か月)以内 【採択件数】12件(2018年度)	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 フロンティアグループ ☎044-520-5174 e-mail: enekan@nedo.go.jp
<b>未踏チャレンジ2050</b>	(1) 企業、大学等による産学連携体制 (2) 大学・公的研究機関のみ(産学連携体制の例外) (大学・研究機関の研究者は40歳未満であること)  【対象技術分野】 省エネルギー・新エネルギー・CO2削減等のエネルギー・環境分野(公募ごとに分野を指定した上で解決すべき技術課題とそれを解決する研究開発内容を募集)	エネルギー・環境分野において、2050年の温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、既存技術の延長線上になく、従来の発想によらない革新的な低炭素技術シーズを探索・創出し、COP21で言及された「2℃目標」の実現に貢献する先導研究を推進します。 【事業形態】委託 【費用】500~2000万円程度/年・件 【事業期間】原則3~5年とし、研究開発の途中段階でステージゲート審査を実施 【採択件数】4件(2018年度)	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 フロンティアグループ ☎044-520-5174 e-mail: enekan@nedo.go.jp

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>Technology Commercialization Program (TCP)</b>	<p>大学等の技術シーズを用いて起業を目指す研究者等</p> <p>【応募対象】「技術」を活用したビジネスプラン</p>	<p>技術シーズの事業化やそのプロセスに関心を有する国内の大学・研究機関等に在籍する研究員、大学院生、学部生であって、将来起業することを視野に入れている方を対象に、ビジネスプラン作成のための研修と、ビジネスプラン発表の機会を提供します。</p> <p>【対象者】大学等の技術シーズを用いて起業を目指す研究者等（企業・大学等の個人）</p> <p>【募集内容】環境・エネルギー、電子・情報通信、バイオ・ヘルスケア、機械システム、ロボット、材料・ナノテクノロジー等の「技術」を活用したビジネスプラン</p> <p>【支援内容】国内外の専門家による助言および研修、活動費の直接的な支援はなし</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: nedo_tcp@nedo.go.jp</p>
<b>N E D O Entrepreneurs Program (NEP)</b>	<p>個人事業主、起業を志す企業の社員、起業を志す研究所の研究者（特定の技術シーズを有する研究機関等又は事業会社に所属する個人、又は自らが特定の技術シーズを有する個人である起業家候補人材を募集の対象とします。）</p> <p>【対象技術分野】経済産業省所管の鉱工業技術（但し、原子力技術に係るものは除く）</p>	<p>技術シーズを活用した事業構想を有する起業家候補人材（個人または研究所の研究機関等や企業等に属する者）に対し、事業化支援人材（カタライザー）による指導・助言の機会提供など、研究開発型ベンチャーを立ち上げるための活動を支援します。</p> <p>【事業形態】助成</p> <p>【委託金額】原則500万円以内（税抜50万円以上の機械装置費等、労務費は対象外）</p> <p>【事業期間】6ヶ月以内</p> <p>【採択件数】20件（2018年度）</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: NEP@nedo.go.jp</p>
<b>シード期の研究開発型ベンチャー (STS) への事業化支援</b>	<p>シード期の研究開発型ベンチャー企業 (STS) (NEDOが認定したベンチャーキャピタル等（認定VC）から出資を受けること)</p> <p>【対象技術分野】経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力に係るものは除く。）</p>	<p>具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、NEDOが認定したベンチャーキャピタル等が出資を行うシード期の研究開発型ベンチャーに対して、事業化のための助成を行います。</p> <p>【事業形態】助成（NEDO負担率：助成対象費用の2/3以下）</p> <p>【助成金額】原則7,000万円以内/事業期間</p> <p>【事業期間】交付決定日から最大1.5年以内</p> <p>【採択件数】18件（2018年度第1回、第2回公募）</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: vc-vb@nedo.go.jp</p>
<b>橋渡し研究開発促進 (CRI) による実用化支援</b>	<p>研究開発型ベンチャー企業（連携する「橋渡し研究機関」と共同開発契約を締結すること）</p> <p>【対象技術】新産業の振興のためのイノベーションの創出に資する新規性・革新性の高い実用化開発で、経済産業省所管の鉱工業技術（但し、原子力技術に係るものは除く）であること。</p>	<p>研究開発型ベンチャー企業が橋渡し研究機関から技術シーズの移転をうけてビジネスにつなげることや、保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、自社の技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを支援します。加えて、上述のような取組みを支援することにより、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを促進します。</p> <p>【応募要件】共同研究先に「橋渡し研究機関」を含み、「橋渡し研究機関」が研究開発の重要な役割を担うこと。</p> <p>【事業形態】助成（NEDO負担率：助成対象費用の2/3以下）</p> <p>【助成金額】1億円以内/事業期間</p> <p>【事業期間】交付決定日から最大1.5年以内</p> <p>【採択件数】新規事業</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: hashiwatashi@nedo.go.jp</p>
<b>企業間連携スタートアップ (SCA) に対する事業化支援</b>	<p>具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、中堅・大企業との共同研究等を実施する研究開発型ベンチャー</p> <p>【対象技術分野】経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力に係るものは除く。）</p>	<p>具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャーに対して、事業化のための助成を行います。</p> <p>【事業形態】助成（NEDO負担率：助成対象費用の2/3以下）</p> <p>【助成金額】原則7,000万円以内/事業期間</p> <p>【事業期間】交付決定日から最大1.5年以内</p> <p>【採択件数】11件（2018年度第1回、第2回公募）</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: vc-vb@nedo.go.jp</p>
<b>AIチップ開発促進のためのイノベーション推進事業</b>	<p>潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等</p> <p>【対象技術分野】人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術</p>	<p>潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等の保有する技術シーズを活用し、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネントの開発に係る研究開発の一部を支援することで、宇宙機器産業の裾野を広げると共に、人工衛星等の高信頼性・低コスト化を実現し、宇宙機器産業の競争力強化を目指します。</p> <p>【事業形態】助成（NEDO負担率：助成対象費用の2/3以下）</p> <p>【助成金額】2,000万円以内/1年間あたり</p> <p>【事業期間】1件あたり3年以内</p> <p>【採択件数】6件（2018年度公募）</p>	<p>(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ ☎044-520-5173 e-mail: ai-startup@nedo.go.jp</p>

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)	潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等(中堅企業、組合等を含む:みなし大企業は除く)  【対象技術分野】 人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術	潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等(以下、中小企業等という)の保有する技術シーズを活用し、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネントの開発に係る研究開発の一部を支援することで、宇宙機器産業の裾野を広げると共に、人工衛星等の高信頼性・低コスト化を実現し、我が国の宇宙機器産業の競争力強化を目指します。  【事業形態】助成(NEDO負担率:助成対象費用の2/3以下) 【助成金額】2000万円以内/件・年 【事業期間】最長3年以内 【採択件数】6件(2018年度公募)	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部プラットフォームグループ ☎044-520-5175
ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業(旧:新エネルギーベンチャー技術革新事業)	中小企業等(フェーズA及びBは、大学等との連携体制による応募が必要)  【対象技術】エネルギー基本計画、新成長戦略等に示される以下の分野 1.太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野 2.再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新技術(燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等)2019年度から自由な発想を支援する「一般枠」と、よりニーズが明確化された「課題設定枠」を下記のように設定。 ①太陽光発電、②洋上風力、③系統対策、④蓄電池(全固体LIB)	本事業は、技術開発のステップによって4つのフェーズ(フェーズA、フェーズB、フェーズC、フェーズD)を設け、中小・ベンチャー企業が保有している再生可能エネルギー分野等の潜在的技術シーズについて、技術や事業化の面での優位性や独自性等の観点から選抜・育成し、事業化を見据えた技術開発支援を行っています。  【フェーズ】フェーズA(FS)、フェーズB(基盤研究)、フェーズC(実用化研究開発)、フェーズD(大規模実証研究開発) 【事業形態】A、B:委託、C:助成(NEDO助成率:助成対象金額の2/3)、D:助成(定額) 【委託・助成金額】A:1千万円以内/件、B:7千5百万円以内/件、C:5千万円以内/件、D:3億円以内/件 【事業期間】A:1年間以内、B、C:1~1.5年間程度、D:1~2年間程度 【採択件数】13件(2018年度)	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部プラットフォームグループ ☎044-520-5171 e-mail:venture29@nedo.go.jp
戦略的省エネルギー技術革新プログラム	企業・大学等(企業必須、大学単独の提案は不可)  【対象技術】 1.国内において「2030年時点で10万kL/年以上(原油換算値)の省エネルギー効果量」が見込めること 2.実用化開発及び実証開発では、省エネ効果量に応じた年間助成対象金額上限を設定します。 3.「省エネルギー技術戦略」に掲げる「重要技術」に係るテーマを優先的に採択。	「省エネルギー技術戦略」で掲げる重要技術を中心として、2030年に高い省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー技術について、技術開発を支援します。  【フェーズ】 1.基本スキーム インキュベーション研究開発フェーズ 2.基本スキーム 実用化開発フェーズ 3.基本スキーム 実証開発フェーズ 4.テーマ設定型事業者連携スキーム  【事業形態】1.2.4:助成(NEDO助成率:助成対象金額の2/3)、3.:助成(NEDO助成率:助成対象金額の1/2又は1/3)  【助成対象金額上限】 1.2千万円以内/件・年 2.3億円以内/件・年 3.10億円以内/件・年 4.10億円以内/件・年 【事業期間】1.2年以内、2.3年以内、4.5年以内 【採択件数】26件(2018年度)	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 省エネルギー部「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局 FAX:044-520-5187 e-mail:shouene@ml.nedo.go.jp
課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	中小企業  【対象技術分野】 ア:「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発 イ:高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発 ウ:高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発 エ:利用者ニーズを的確に反映するため、ユーザー等との緊密な協力・実証体制に基づく福祉用具の開発 オ:高齢者及び障害者に加え、健常者の利便性にも考慮した共用品としての特性を有する福祉用具の開発	健康の増進、心身の機能が低下した高齢者や障害者のQOL向上に資する技術の確立を目指して、福祉用具の実用化開発を行う中小企業に対して助成を行うと同時に、福祉機器のニーズ調査や研究開発に必要な情報の収集・分析・提供を実施します。  【事業形態】助成(NEDO負担率:助成対象費用の2/3、※みなし大企業は1/2) 【助成金額】2,000万円以内/年間(3年間で6,000万円) 【事業期間】最大3年間 【採択件数】新規3件(2018年度)	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部プラットフォームグループ ☎044-520-5175 e-mail:fukushi@nedo.go.jp
研究開発助成金 [募集期間:4月~5月、9月~10月]	原則として設立または創業後もしくは新規事業進出後5年以内の中小企業または個人事業者で、優れた新技術・新製品等を自ら開発し、事業化しようとする具体的計画を持っている者。	【助成対象プロジェクト】 現在の技術から見て新規性があるもので、以下のいずれかに該当し、原則として2年以内に事業化の可能性があるもの。 (1)産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる新技術・新製品及び関連する設備・部品・原材料等の開発に関するもの。 (2)(1)に準ずるもの。 【助成金の使途】 研究開発のために必要な調査研究費、設備費、試験費、試作費等 【助成金額】 1プロジェクトにつき300万円以内かつ研究開発対象費用の1/2以下	(公財)三菱UFJ育成財団 ☎03-5730-0338

### (3) 融資・保証等

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>株式保有事業</b> [募集期間:随時]	当財団の助成金交付または債務保証を過去に受けた中小企業のうち、当財団の助成金交付または債務保証を受けた際のプロジェクトによる新技術・新製品等の開発及び事業化が実施され、成長が見込まれる者。	当事業は、助成金交付または債務保証を過去に受けた中小企業の更なる成長支援を当財団が株主となることで行うものです。 <b>【用途】</b> 事業化・事業拡大等に伴う資金 <b>【保有額】</b> 1社につき500万円以内(対象企業の議決権の過半数を超えない金額)	(公財) 三菱UFJ技術育成財団 ☎03-5730-0338

### (4) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>特許料等の減免制度</b> [募集期間:随時]	1. 中小企業 所定の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること、大企業に支配されていないこと等 2. 研究開発に力を入れている中小企業 試験研究費等比率が収入金額の3%超又は中小企業新事業活動促進法等に基づく認定事業に関連した出願であること等 3. 小規模企業 従業員20人以下の法人であること、大企業に支配されていないこと等 4. 中小ベンチャー企業 設立後10年未満で資本金額等が3億円以下の法人であること、大企業に支配されていないこと等	<b>【制度概要】</b> 一定の要件を満たす中小企業等を対象に、「審査請求料」、「特許料(第1年分から第10年分)」及び「国際出願に係る手数料」等の料金を軽減する制度 <b>【内容】</b> 1. 中小企業 / 2. 研究開発に力を入れている中小企業 審査請求料、特許料(1~10年分)を1/2に軽減 国際出願に関する手数料を1/2に軽減、一部手数料は1/2相当額を交付 3. 小規模企業 / 4. 中小ベンチャー企業 審査請求料、特許料(1~10年分)を1/3に軽減 国際出願に関する手数料を1/3に軽減、一部手数料は2/3相当額を交付	経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部産業技術課 知的財産室 ☎011-709-2311 (内線2586)

## (1) 指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
技術指導 [無料]	企業等	道総研の研究成果や知見等を用いて、技術的な問題の解決に向け指導します。 指導対応曜日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30 出張が必要な場合は旅費をいただくことがあります。	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail : hq-soudan@hro.or.jp
課題対応型支援 [有料]	企業等	簡易短期的な試験、調査等を行って、実効性を高めた技術指導を行います。 指導対応曜日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail : hq-soudan@hro.or.jp
講師等派遣・依頼執筆 [無料]	団体等	セミナー等での講演、委員やアドバイザーとしての助言、刊行物等の原稿執筆を行います。 指導対応曜日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30 出張が必要な場合は旅費をいただきます。	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail : hq-soudan@hro.or.jp
技術審査 [無料]	団体、金融機関等	書面や審査委員会において、技術的な審査を行います。 指導対応曜日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30 出張が必要な場合は旅費をいただきます。	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail : hq-soudan@hro.or.jp
技術開発派遣指導 [有料]	企業等	職員を中長期間にわたり企業等に派遣し、技術的な指導を行います。 指導対応曜日：月～金（祝日除く） 時間：8：45～17：30	(地独) 北海道立総合研究機構 産業技術研究本部工業試験場（ものづくり支援センター） TEL : 011-747-2345 e-mail : iri-sodan@ml.hro.or.jp
現地技術指導 [募集期間：随時] [無料]	渡島・松山管内の企業等	企業等からの依頼により、研究職員等を派遣して現地指導を行っています。 相談事例 賞味期限と保健効果の維持に関する相談 海難救助支援システムを備えた安全衣に関する相談	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
現地技術指導 [募集期間：随時] [無料]	オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る	地域食品企業等からの依頼により、オホーツク圏域に研究員等を派遣して直接的な技術指導を行っています。 (衛生指導、加工指導)	北海道立オホーツク圏域食品加工技術センター [管理運営：(公財) オホーツク地域振興機構] ☎0157-36-0680
講師・アドバイザー等の派遣 [募集期間：随時] [無料]	地域食品企業、関係機関等	地域食品企業や関係機関等からの依頼により、研究員をセミナー講師・技術アドバイザー等として派遣し、専門技術・知識の普及や商品開発支援を実施します。 ○指導テーマ 1. 地域食品開発 2. 食品衛生 3. 機能性食品	北海道立オホーツク圏域食品加工技術センター [管理運営：(公財) オホーツク地域振興機構] ☎0157-36-0680
中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助事業 [無料] [募集期間：2019年4月中旬～2020年2月下旬]	(1) 無料省エネ診断 次のいずれかが対象です。 ① 中小企業（中小企業基本法で規定される事業者） ② 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100kl以上1500kl未満の工場・ビル等 (2) 無料節電診断 ① 原則として契約電力50kw以上の高圧電力または特別高圧電力受電者の工場・ビル等（エネルギー管理指定工場等は除きます） ② 但し、中小企業（中小企業基本法で規定される事業者）に関しては、エネルギー管理指定工場であっても対象になります。 (3) 無料講師派遣 民間団体・自治体・公的機関等が主催する参加費無料の省エネ説明会が対象です。	資源エネルギー庁の中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助事業として、中小企業等の省エネ・節電の推進をお手伝いしています。 「無料省エネ診断」及び「無料節電診断」では、中小規模の工場及びビル等業務用施設に専門家を派遣して、省エネ・節電のための具体的なアドバイスを行います。また、省エネや節電に関する説明会への「無料講師派遣」や、ポータルサイトを通じ、診断事例や診断後の省エネ取り組み実施事例等を広く情報提供しています。 1. 無料省エネ診断の主な診断内容 (1) 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (3) エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (4) エネルギーロスに関する事項 (5) 温度、湿度、照度等の適正化に関する事項等 2. 無料節電診断の主な診断内容 (1) 工場・ビル等における電気の使い方に関する事項 (2) より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項 (3) 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 (4) 温度、照度等の適正化に関する事項等 3. 無料講師派遣 省エネルギーや節電をテーマに含む「省エネ・節電説明会」(セミナー・カンファレンス等)に説明会の趣旨や参加者に応じて講師を派遣します。	(一財) 省エネルギーセンター 北海道支部 ☎011-271-4028

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>現地技術指導</b> [募集期間:随時] [無料]	十勝地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	地域食品企業等からの依頼により、十勝圏域に研究員等を派遣して直接的な技術指導を行っています。 ・製造施設及び工程のチェックによる衛生管理上の原因究明 ・加工食品の安定製造に向けた条件の検討及び工程の確立など	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) 電話0155-37-8383
<b>講師・アドバイザー等の派遣</b> [募集期間:随時] [無料]	十勝地域食品企業、関係機関等	地域食品企業や関係機関等からの依頼により、研究員をセミナー講師・技術アドバイザー等として派遣し、専門技術・知識の普及や商品開発支援を実施します。 <派遣実績例(テーマ)> 「食の安全セミナー」 「ハム・ソーセージ加工技術講座」 「小豆煮汁由来の色素成分を活用した製品の開発」	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) 電話0155-37-8383
<b>技術指導</b> [募集期間:通年実施] [無料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域制限はない)	各企業の当面する技術的課題についてセンターの職員が個別指導形式により指導を行う。	苫小牧テクノセンター ☎0144-57-0210
<b>エキスパート・バンク制度</b> [募集期間:随時] [無料]	従業員が20人(商業又はサービス業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合 は5人)以下の小規模企業者 ※商工会地域	専門的技術や知識をもつ専門家を派遣し、指導を行っています。 【期間】 1企業1テーマ	北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います
<b>エキスパート・バンク制度</b> [募集期間:随時] [無料]	従業員が20人(商業又はサービス業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合 は5人)以下の小規模企業者	実践的な経営、技術、技能について深い知識及び技能の有する者(エキスパート)を直接派遣し、指導を行っています。 [エキスパート派遣の具体的事例] ・経営ビジョンをつくりたい ・事業の転換・多角化をおこないたい ・ITを導入した経営をおこないたい ・社員の教育訓練を指導してほしい ・工場設備の導入・レイアウトを改善したい ・ISOの認証を取得したい ・特許・実用新案・商標を取りたい等 【期間】 1企業1テーマ1回 【費用】 無料(2回目の指導により一部負担有)	(一社)北海道商工会議所 連合会 ☎011-241-6309 ※最寄りの商工会議所 よりお申込み願います

## (2) 依頼試験

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>依頼試験</b> [有料]	試験、分析、測定や調査等を行います。 対応曜日:月~金曜日(祝日を除く) 対応時間:8:45~17:30	(地独)北海道立総合 研究機構 本部連携推進部 TEL:011-747-2900 e-mail:hq-soudan@ hro.or.jp
<b>依頼試験・分析</b> [有料]	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【内容】 合成樹脂(強度・物性試験)、金属材料(強度・物性試験)、木工材料(物性試験)、土石・窯業(強度・物性試験)他	北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 工業試験場(ものづくり 支援センター) ☎011-747-2345
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 一般生菌数、大腸菌群、耐熱性菌数、水分活性測定他 【分析】 灰分分析、たんぱく質分析他	北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター ☎011-387-4116
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 肥料の成分分析、土壌の理化学的的特性の分析、農産物の品質分析、品種のDNA判定他	北海道立総合研究機構 農業研究本部 中央農業試験場 ☎0123-89-2582
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 塩分・栄養成分などの定量分析、細菌検査などの試験または鑑定	北海道立総合研究機構 水産研究本部 中央水産試験場 ☎0135-23-8702
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 種子の実重及び効率の鑑定他	北海道立総合研究機構 森林研究本部 林業試験場 ☎0126-63-4164
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 木材の材質試験(吸水率、硬さ)、木材の強度試験(曲げ、圧縮)、合板の品質試験、木質材料の防腐性能試験、 集成材の性能試験(ブロックせん断、浸せきはく離)他	北海道立総合研究機構 森林研究本部 林産試験場 ☎0166-75-4242
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【分析】 pH測定、COD、クロロフィルa、水銀、炭素成分分析他	北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター ☎011-747-3521
	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 地質調査、物理化学探査、海象調査	北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 地質研究所 ☎011-747-2432

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
依頼試験・分析 [有料]	企業などからの依頼による試験・分析・測定などに応じています。 【試験】 水中凍結融解試験、耐火性能試験、建築材料の熱伝導率試験、開口部材の断熱性能試験、音響透過損失試験他	北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所 ☎0166-66-4218
	企業などからの依頼による試験・分析に応じています。 試験内容、分析内容については次のHPアドレスにてご確認願います。 <a href="http://www.techakodate.or.jp/center/test/">http://www.techakodate.or.jp/center/test/</a>	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
建築性能評価	【対象者】企業等 建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の構造方法や建築材料の性能評価を行います。 対応曜日：月～金（祝日除く） 対応時間：8：45～17：30	(地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 建築性能試験センター 旭川オフィス ☎0166-73-6090 e-mail：nrba@hro.or.jp
構造計算適合性判定	【対象者】企業等 建築基準法に基づき、建築主又はその代理者からの申請等により、建築物の構造計算に係る適合性判定を行います。 対応曜日：月～金（祝日除く） 対応時間：8：45～17：30	(地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 建築性能試験センター 札幌オフィス ☎011-204-5362 e-mail：nrbc@hro.or.jp
依頼試験 [有料]	【対象者】 オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る 【内容】 地域食品企業等からの依頼による食品の試験・分析等に応じています。 【試験】 一般生菌数、大腸菌群、耐熱性菌数、乳酸菌数、真菌数（カビ、酵母）、嫌気性菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ピブリオ菌、サルモネラ菌、セレウス菌、pH測定、粘度測定、デンプン白度測定、屈折率測定、水分活性測定 【分析】 灰分分析、水分分析、たんぱく質分析、脂質分析、食塩分析、アルコール分析、脂肪酸組成分析、アミノ酸組成分析、有機酸分析、無機質分析、ビタミンA・C・E分析、食物繊維分析、糖類分析、X線微小部分分析	北海道立オホーツク圏 地域食品加工技術センター [管理運営：(公財)オホーツク地域振興機構] ☎0157-36-0680
依頼試験 [有料]	【対象者】釧路・根室地域の中小企業者等 釧路根室圏の企業などからの依頼による試験・分析・測定や製品の品質、性能の評価などに応じています。 依頼試験リスト <a href="http://www.senkon-itc.jp/charge/exam.html">http://www.senkon-itc.jp/charge/exam.html</a>	(公財)釧路根室圏産業技術振興センター ☎0154-55-5121
	【対象者】オホーツク地域の中小企業者 材料試験、精密測定、非破壊検査、音量・振動測定等の依頼試験を実施しています。 依頼試験内容 <a href="https://www.kitami-itc.or.jp/?page_id=68">https://www.kitami-itc.or.jp/?page_id=68</a>	(一社)北見工業技術センター運営協会 ☎0157-31-2705
	【対象者】 十勝地域の企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る 【内容】 地域食品企業等からの依頼による食品の試験・分析等に応じています。 (試験) 一般生菌数、大腸菌群、耐熱性菌数、乳酸菌数、真菌数（カビ、酵母）、嫌気性菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ピブリオ菌、サルモネラ菌、pH測定、水分活性測定 (分析) 灰分分析、水分分析、たんぱく質分析、脂質分析、食塩（ナトリウム換算）分析、アルコール分析、アミノ酸組成分析、有機酸分析、無機質分析、ビタミンA・C分析、食物繊維分析、糖類分析  企業などからの依頼による試験・分析・測定や製品の品質、性能の評価などに応じています。 金属材料（強度・物性試験）、パークゴルフ用品試験（クラブ・ボール）	(公財)とかち財団 ものづくり支援部（食品加工技術センターグループ） 電話0155-37-8383  (十勝産業振興センターグループ) 電話0155-38-8850
	【対象者】苫小牧地域を中心とする企業（地域制限はない） 企業などからの依頼により材料試験、精密測定、非破壊検査を行い、成績書を発行します。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210

(3) 設備・施設等利用

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
試験機器・設備・施設等の開放 〔有 料〕	企業、関連団体、個人事業者など	道総研が所有する試験機器等の設備をお貸しします。 ※設備仕様及び使用料は次の設備機器データベースによりご確認ください。 <a href="https://www.hro.or.jp/support/equipment/equipment.html">https://www.hro.or.jp/support/equipment/equipment.html</a>	北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900
	企業・関連団体、個人事業者など	【開放試験機器・設備・施設等】(有料) ピーラー、パルパーフィニッシャー、圧搾機、回転蒸煮釜、フードカッター、融漬機、らいかい機、ふるい振とう機、魚洗機、裏ごし機、プレートヒーター、高圧蒸煮缶、ヒートシーラー、真空フライヤー、ボイル槽、スープクトル、真空包装機、バキュームミキサー、レトルト殺菌機、包装巻締機、解凍機、遠心脱水機、採肉機ミキサー、真空脱気型ミキサー、ガスレンジ、加工機器高圧洗浄機、急速凍結装置ニードラー、クロスビーターミル、テストミル、サンプルミル、チョッパー、麺スタッパー、麺帯機、製麺機、クリームセパレーター、バターチャー、ホモジナイザー、アイスクリームフリーザー、チーズバット、全自動単発式打錠機、一段式パルパー、手廻し式搾汁機	北海道立オホーツク圏 地域食品加工技術センター 〔管理運営：(公財) オ ホーツク地域振興機構〕 ☎0157-36-0680
	企業、関連団体、個人事業者など	【食品加工技術センター】 食品の製品開発や品質改善のための基礎実験や試作をしたい時、製造工程での品質管理データを取得したい時等、各種試験機器や測定機器等を有料で開放しています。 ※設備の仕様及び使用料は次によりご確認ください。 <a href="http://www.tokachi-zaidan.jp/">http://www.tokachi-zaidan.jp/</a>  【十勝産業振興センター】 金属、機械、CAD、電子・電気の測定・計測等に関する各種試験機器を有料で開放しています。 会議室を有料で開放しています。 【開放試験機器・設備・施設等】(有料) ※設備の仕様及び使用料は次によりご確認ください。 <a href="http://www.tokachi-zaidan.jp/">http://www.tokachi-zaidan.jp/</a>	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食 品加工技術センターグ ループ) 電話0155-37-8383  (十勝産業振興セン ターグループ) 電話0155-38-8850
	渡島・松山地域の企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	【開放試験機器・設備・施設等】(有料) ※設備仕様及び使用料は次によりご確認ください。 <a href="http://www.techakodate.or.jp/center/">http://www.techakodate.or.jp/center/</a>	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
	釧路・根室地域の中小企業者等	試験研究、試作品の製作等に必要な各種の加工機械、検査機器、試験測定機器、設計機器などを有料で開放しています。 試験設備機器リスト <a href="http://www.senkon-itc.jp/charge/tool.html">http://www.senkon-itc.jp/charge/tool.html</a> また、会議室を有料で開放しています。 <a href="http://www.senkon-itc.jp/charge/room.html">http://www.senkon-itc.jp/charge/room.html</a>	(公財) 釧路根室圏産業 技術振興センター ☎0154-55-5121
オホーツク地域の中小企業者	木工・製材・機械・金属に関する各種試験機器・設備を有料で開放しています。 各種試験機器・設備開放リスト <a href="https://www.kitami-itc.or.jp/db1/">https://www.kitami-itc.or.jp/db1/</a>	(一社) 北見工業技術 センター運営協会 ☎0157-31-2705	
試験機器・設備・施設等の開放 〔無 料〕	企業、関連団体、個人事業者、起業・ 創業希望者など	当財団が運営する十勝産業振興センターの一部スペースを「ビジネスのためのコワーキングサロン」として開放しています。 サロンでは、フリー Wi-Fi (初回のみ申込が必要。受付は平日の9:00から17:30まで) をご利用いただける他、同センターの無料駐車場 (最大88台) やレストランがありますので、企業同士や支援機関との打合せ、当財団とのご相談等お気軽にご利用ください。 ○利用日 月曜日から土曜日の9:00から20:00まで (但し、祝日を除く)	(公財) とかち財団 総合企画部 (事業創発 グループ) ☎0155-38-8850
試験機器の利用開放 〔募集期間: 通年実施〕 〔有 料〕	苫小牧地域を中心とする企業 (地域 制限はない)	テクノセンター内にある各種試験・測定機器を、企業に利用していた だく。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
インタークロス・ クリエイティブ・ センター施設の利用 〔募集期間: 随時〕 1. 無料 2. イベントごとに異なる 3. 初回無料 4. 有料	(1) クリエイティブ産業に関する事 業を行っている法人、個人、団 体 (2) デザイン、コンテンツまたは 様々なジャンルのクリエイター との新たなビジネスの創出を図 ろうとしている法人、個人、団 体 (3) その他、クリエイティブ産業の 振興に寄与すると認めた法人、 個人、団体	1. クロスガーデン (ワーキングスペース) の利用 2. ICCが主催、共催するイベント、セミナー、ワークショップ等への 参加が可能 3. コンテンツビジネスなどに関するコンサルティング対応 4. クリエイティブルームへの入居 ※1、4は登録制 詳しくは <a href="https://www.icc-jp.com/">https://www.icc-jp.com/</a> をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業 振興財団 インタークロス・クリ エイティブ・センター ☎011-817-8911 e-mail: info@icc-jp. com
札幌市エレクトロニクス センター IT関連企業向けOAフロア 仕様レンタルオフィス(技術 開発室A)の入居 〔募集期間: 随時〕 〔有 料〕	IT関連の研究開発を行う事業者  ※入居を開始する日において法人設 立7年以内の中小企業等につい ては、賃料を半年~1年間免除する 制度あり。	ソフトウェア開発やシステム開発を行うIT系の企業に最適な高セキュ リティの賃しオフィス。  詳しくは、 <a href="https://www.eleceen.jp/develop/summary/">https://www.eleceen.jp/develop/summary/</a> をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業 振興財団 札幌市エレクトロニク スセンター ☎011-807-6000 e-mail: info-eleceen@ sec.or.jp

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
札幌市エレクトロニクスセンター 食・バイオ関連企業向け ウェット仕様レンタルラボ (技術開発室B)の入居 [募集期間:随時] [有料]	食・バイオ関連の研究開発を行う事業者  ※入居を開始する日において法人設立7年以内の中小企業等については、賃料を半年～1年間免除する制度あり。	食品・化粧品等の安全性・有用性評価やバイオに関連する研究開発型企業に最適な高セキュリティのレンタルラボ。  詳しくは、 <a href="https://www.eleccen.jp/develop/summary/">https://www.eleccen.jp/develop/summary/</a> をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター ☎011-807-6000 e-mail: info-eleccen@sec.or.jp
札幌市エレクトロニクスセンター 貸し会議室の利用 [募集期間:随時] [有料]  ただし、利用月の2か月前の月初からの受付。 例)6/15の利用希望の場合、4/1から申込み可能	どなたでもご利用いただけます	貸し会議室・研修室・講堂(体育館)・多目的ホール セミナー、講習会、展示イベント、商談会、会社説明会及び採用面接等、幅広い用途でご利用いただけます。 詳しくは、 <a href="https://www.eleccen.jp/facility/room/">https://www.eleccen.jp/facility/room/</a> をご覧ください。	(一財) さっぽろ産業振興財団 札幌市エレクトロニクスセンター ☎011-807-6000 e-mail: info-eleccen@sec.or.jp

#### (4) インキュベーション施設

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
インキュベーション施設 [事業期間:随時] [有料]	企業等	製品の開発や新規事業展開を目指す方に、インキュベーション施設を貸与します。 対応曜日:月～金(祝日除く) 対応時間:8:45～17:30	(地独) 北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 工業試験場(ものづくり支援センター) TEL:011-747-2345 e-mail: iri-sodan@ml.hro.or.jp 食品加工研究センター TEL:011-387-4111 e-mail: food-sodan@hro.or.jp
北大ビジネス・スプリング [募集期間:未定] [有料]	1.北海道大学等(以下、本項では「大学」という)の研究成果の活用または大学等との連携(連携しようとする者を含む)により、新たな事業展開を図ろうとする者であつて、以下の(1)から(3)の何れかに該当する者 (1)大学発ベンチャー (2)自らの研究成果をもとに起業しようとする大学の研究者、学生 (3)大学研究者等と連携(共同研究や技術指導等)する、もしくは連携しようとする、個人、ベンチャー企業(社内ベンチャー含む)、中小企業等 2.入居者及び地域企業の事業を支援、または、利便を供する個人及び企業	インキュベーション施設 ■北大ビジネス・スプリング 〒001-0021 札幌市北区北21条西12丁目2 TEL:011-728-8686 FAX:011-728-8687 【入居者の募集】 空室状況に応じ随時公募	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 北大ビジネススプリングIM室 ☎011-728-8686
協働研究施設の運営 (北海道産学官協働センター) [募集期間:随時] [有料]	以下の共同研究を実施する事業者等を対象とします。 1.北海道経済に寄与する共同研究であること 2.産学または産学官が参加する共同研究であること 3.実用化/事業化を目指した共同研究であること 4.次の7分野に該当する共同研究であること (1)食品/バイオ系 (2)健康/福祉系(ハード) (3)健康/福祉系(ソフト) (4)食関連機器システム系 (5)環境/リサイクル系 (6)情報通信系 (7)住/生活関連系	【施設の概要】 ・産学官共同研究事業スペースA～Gルーム(7室) ・事業化に関する共同研究スペース(1室) ・交流スペース ・ミーティングスペース(大会議室) ※空室はお問い合わせください。 【経費の負担】 (1)賃料 (2)水道光熱費等の実費相当額	(公財) 北海道科学技術総合振興センター 総務企画部 ☎011-708-6525

## (1) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
企業立地促進費補助金 [募集期間:随時]	製造業などの対象業種(事業)に該当し、道内に一定の要件を満たす工場等を新設又は増設する方、若しくは道外から本社機能の全部又は一部を移転する方	1.投資額の4~10%又は1年間の賃料の2分の1×3年間 限度額:1千万円~15億円 2.雇用増(一定の要件を満たす場合) 50万円/人(6人目から支給) 限度額:5千万円 ※本事業は「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」に基づいて行う事業です。 ※工事着手前90日から工事着手する日まで (本社機能移転事業の場合は雇用増要件を満たす日の60日前から雇用増要件を満たした後30日以内)に立地工場等の住所を保管する各総合振興局・振興局に申請を行うことが必要です。	北海道 経済部産業振興局 産業振興課立地支援グループ ☎011-204-5328 又は各総合振興局・振興局商工労働観光課
2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業)	日本国内の企業、法人等	直交集成板(Cross Laminated Timber(以下「CLT」という。))等に代表される新たな木質部材(以下「CLT等」という。)を用いた建築物の断熱性能を始めとする省エネ・省CO2効果を定量的に評価するために、CLT等を用いた建築物を建設する事業者に対して補助金(補助対象経費の2/3補助1件当たりの上限額5億円)を交付。  詳細、募集期間等はホームページでご確認ください。 <a href="http://www.heco-hojo.jp/cat-01/index.html">http://www.heco-hojo.jp/cat-01/index.html</a>	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573
2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (集合住宅(低層・中層)における低炭素化(ZEH-M)促進事業)	日本国内の企業、法人等	年間一次エネルギー消費量が正味でゼロであることを目指した住宅「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)」の普及促進のため、ZEH-Mの要件を満たした集合住宅の新築及び低炭素化に資する素材の導入をもってCO2削減を行う事業に要する経費の一部を支援することにより、省エネルギー化の促進を通じ集合住宅(低層・中層)の低炭素化を図り、集合住宅からの二酸化炭素の排出量を大幅に抑制すること目的としています。 (補助金額及び上限額) ア 導入必須設備 - 戸あたり60万円/戸(定額) - 住棟あたり上限額:3億円/年、6億円/事業 イ 蓄電システム - 蓄電システムを導入する戸ごとに次の額を加算 ・加算額:初期実効容量1kWhあたり2万円 ・加算の上限額:補助対象経費※の1/3又は20万円のいずれか低い額 ※補助対象経費に工事費を含まない ウ CLT等 - 1㎡あたり10万円/棟 上限額1,500万円 詳細、募集期間等はホームページでご確認ください。 <a href="http://www.heco-hojo.jp/cat-02/index.html">http://www.heco-hojo.jp/cat-02/index.html</a>	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573
2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業)	日本国内の企業、法人等	本補助事業は未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する設備等を導入する事業に対し支援を行い、CO2排出抑制に資することを目的としています。  補助率:補助対象経費の1/2~2/3 補助金上限額:無し(但し事業予算内)  詳細、募集期間等はホームページでご確認ください。 <a href="http://www.heco-hojo.jp/cat-03/index.html">http://www.heco-hojo.jp/cat-03/index.html</a>	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 ☎011-206-1573
HACCP現地指導 [募集期間:随時] [原則半額補助]	水産加工場	【指導回数】1加工場当たり4回まで。 【指導時期】令和2年(2020年)3月まで 【内容】 1「EU・HACCP」「大水HACCP(対米向け)」などHACCP導入に向けた指導 2 一般的衛生管理の向上を目的とした指導 3 現地指導に係る分析試験 ・ 専門家による指導のもと、EU・HACCPにおける衛生検査、HACCP構築に必要な製品検査等の実施 【指導専門家】一般社団法人大日本水産会登録専門家 【費用】原則として半額補助 1 専門家の派遣に必要な経費(専門家手当10万円/日及び旅費等)の1/2 2 分析費用の1/2	一般社団法人大日本水産会 国際・輸出促進部 品質管理課 ☎03-3585-6985

(2) 融資・保証等

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<p><b>小規模企業者等設備貸与事業(割賦販売)</b> [募集期間:随時]</p>	<p>1.小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者。</p> <p>2.小規模企業者以外の中小企業者 常時使用する従業員の数が50人以下の事業者であるもののうち、以下のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高の合計額が4億2,000万円以下であること</p> <p>(2) 直近3年間の各事業年度の経常利益の平均が3,500万円以下であること</p> <p>(3) 会社の発行済株式の総数、出資口数の総数または出資価額の総額の1/3を超える数または額の株式または出資を単独で所有する大企業者がいないこと。</p> <p>3.創業者(小規模企業者に限る) 以下のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>(3) 新たに事業を開始した個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>※風営法規定の一部業種等、対象外となる場合があります。</p>	<p>当センターが販売会社から機械設備を購入し、申込企業に対して分割で販売する制度です。</p> <p><b>【限度額】</b> 100万円～1億円</p> <p><b>【支払期間】</b> 法定耐用年数により、3年～10年(据置期間1年以内を含む) ※商工会・商工会議所を経由して申込の場合、基準とする耐用年数の2年延長可 (10年上限)</p> <p><b>【損料(利率)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割賦期間3～5年 年利1.8%</li> <li>・割賦期間6～8年 年利1.9%</li> <li>・割賦期間9～10年 年利2.0%</li> </ul> <p>※一定条件に該当する企業には、優遇金利(△0.3%)が適用となる場合があります。(割賦のみ)</p>	<p>(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404</p>

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>小規模企業者等設備貸与事業(リース)</b> <small>[募集期間:随時]</small>	1.小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者。 2.小規模企業者以外の中小企業者 常時使用する従業員の数が50人以下の事業者であるものうち、以下のいずれにも該当する者。 (1) 信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高の合計額が4億2,000万円以下であること (2) 直近3年間の各事業年度の経常利益の平均が3,500万円以下であること (3) 会社の発行済株式の総数、出資口数の総数または出資価額の総額の1/3を超える数または額の株式または出資を単独で所有する大企業者がいないこと。 3.創業者(小規模企業者に限る)以下のいずれかに該当する者。 (1) 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開業する具体的計画を有するもの (2) 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの (3) 新たに事業を開始した個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの (4) 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ※風営法規定の一部業種等、対象外となる場合があります。	当センターが販売会社から機械設備を購入し、申込企業に対してリースする制度です。 <b>【限度額】</b> 100万円～1億円 <b>【リース期間】</b> 法定耐用年数に応じ、3年～10年の範囲で選択 ・リース期間3年 (法定耐用年数5年まで) ・リース期間4年 (法定耐用年数7年まで) ・リース期間5年 (法定耐用年数8年まで) ・リース期間6年 (法定耐用年数11年まで) ・リース期間7年 (法定耐用年数13年まで) ・リース期間8年 (法定耐用年数14年まで) ・リース期間9年 (法定耐用年数16年まで) ・リース期間10年 (法定耐用年数18年まで) <b>【月額リース料率】</b> ・リース期間3年 2.955% ・リース期間4年 2.261% ・リース期間5年 1.837% ・リース期間6年 1.562% ・リース期間7年 1.362% ・リース期間8年 1.208% ・リース期間9年 1.093% ・リース期間10年 0.998%	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404
<b>中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付)【観光・企業立地】</b> <small>[募集期間:通年]</small>	1.[観光]道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行う事業者 2.[企業立地]道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う事業者で、北海道が行う企業立地促進費補助金の対象業種に係るもの(対象業種:製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業、製造業))	道内において観光施設の新増設を行う事業者の方や、製造業等の特定の企業が工場や事業所の新増設を行うときに利用できる資金です。 <b>【用途】</b> 1.事業資金 2.設備資金 <b>【利率】</b> [固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える場合に限り) <b>【融資金額】</b> 8億円以内(うち運転資金2億円以内) <b>【融資期間】</b> 観光:運転資金:10年以内(うち据置2年以内) 設備資金:20年以内(うち据置2年以内) 企業立地:設備資金15年以内(うち据置2年以内) <b>【申込先】</b> 各商工会議所、各商工会 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込み、(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能。	北海道 経済部地域経済局 中小企業課金融グループ ☎011-204-5346
<b>環境・エネルギー対策貸付(環境・エネルギー対策資金)</b> <small>[募集期間:随時]</small>	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	<b>【用途】</b> 左記対象者が必要とする設備資金及び運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1.運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2.設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)</b> <small>[募集期間:随時]</small>	自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	<b>【用途】</b> BCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行うために必要な設備資金及び運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1.運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2.設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

施設拡充・設備導入

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>食品貸付</b> [募集期間：随時]	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	<b>【使途】</b> 1 左記対象者の方が必要とする設備資金 2 左記対象者の方が他の食料品等小売業者から営業を譲り受けるために必要な設備資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円 <b>【返済期間】</b> 20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131
<b>中山間地域活性化資金</b> [募集期間：随時]	1. 農林畜水産物を使用して製造・加工を行う事業者 2. 農林畜水産物またはその加工品の販売（飲食提供を含む）の事業を行う一定規模以上の事業者 <b>【求められる要件】</b> 1. 中山間地域内の農林漁業者と安定的な取引契約などを締結すること 2. その地域内から調達する農林畜水産物（またはその加工品）の使用量等が5年間で、おおむね2割以上増加すること	<b>【対象事業】</b> 次の事業に必要な施設や機械の取得などが対象となります（事業地は中山間地域外でも構いません）。 1. 新商品・新技術の研究開発、利用 2. 需要の開拓 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261
<b>特定農産加工資金</b> [募集期間：随時]	1. 特定農産加工業者12業種及びこれらの業者を構成員とする事業協同組合等 2. 関連農産加工業者12業種及びこれらの業者を構成員とする事業協同組合等（特定農産加工業者との事業提携による生産の共同化等を行う場合） <b>【特定農産加工業】</b> 以下の製品の製造業 1. かんきつ果汁、2. 非かんきつ果汁、3. パインアップル缶詰、4. こんにゃく粉、5. トマト加工品、6. 甘しょでん粉、7. 馬鈴しょでん粉、8. 米加工品、9. 麦加工品、10. 乳製品（飲用牛乳を含む）、11. 牛肉調製品、12. 豚肉調製品	<b>【対象事業】</b> 次の事業を行うための、施設や機械の取得などが融資の対象となります。 1 新商品・新技術の研究開発、利用 2 事業の転換 3 事業提携による生産の共同化等 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261
<b>食品産業品質管理高度化促進(HACCP)資金</b> [募集期間：随時]	食品の製造または加工の事業を行う方	<b>【使途】</b> 1 建物の整備 2 衛生管理設備の設置 3 監視制御システムのための機械・設備の装置 4 1～3と併せて、一体的に導入する生産施設 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内または20億円のいずれか低い額 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261
<b>食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設)</b> [募集期間：随時]	食品製造業者又はそれらの組織する法人（事業協同組合等）	食品流通構造改善促進法の規定により、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づく食品製造業者等と農林漁業者等の提携事業が対象となります。 <b>【対象事業】</b> 施設の取得、出資及び関連投資 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261
<b>食品流通改善資金(食品生産販売提携事業施設)</b> [募集期間：随時]	食品販売業者又はそれらの組織する法人	食品流通構造改善促進法の規定により、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づく食品販売業者等と農林漁業者等の提携事業が対象となります。 <b>【対象施設】</b> 集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設、情報処理施設 <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>水産加工資金</b> [募集期間:随時]	水産加工業を営む法人・個人・水産業協同組合、中小企業等協同組合	<b>【対象施設】</b> 1 工場建物、冷蔵庫、製品保管庫の新築、増改築、移転、取得 2 建物建設に伴う敷地の取得、造成 3 加工機械、包装機、運搬機械や残滓・汚水処理施設等の取得、改造、更新等 4 付帯施設（加工場に必要な従業員食堂、更衣室、休憩室等の厚生施設や研修施設、駐車場、工場内事務所等）の整備 5 特別の費用の支出、特許権・実用新案権・営業権の取得、試験研究費・技術導入費など <b>【融資限度額】</b> 負担額の80%以内 <b>【返済期間】</b> 10年超15年以内（うち据置期間3年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261

## (1) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
マーケティング支援事業 (中小企業競争力 強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの市場調査や道外の展示会等への出展に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 市場調査委託費、出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、パンフレット印刷費等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 100万円(国内実施) 200万円(国外実施)	(公財)北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
インバウンド対応ビジネス モデル形成事業	市町村・観光協会・団体や観光事業者で構成する協議会等	外国人観光客の満足度を高める広域観光周遊ルートを形成し、地域への誘客を図るため、複数の地域が連携して取り組む観光地づくりを支援する。 【対象事業】 北海道観光のブランド力向上に資する、地域が連携した先行的でモデルとなる取組 【対象経費】 ・旅行会社、メディア等招へい ・地域のプロモーションツールの制作 など	北海道 経済部観光局 受入体制整備グループ ☎011-204-5303
地域の魅力を活かした 観光地づくり推進事業	観光協会、観光協会が主体となった協議会等	観光協会等が実施する地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げによる観光地づくりや、広域連携による観光振興の取組に対し支援し、地域の活性化を図る。 【助成額】(地域単独)100万円以上200万円以内 (広域連携)50万円以上400万円以内 【助成率】1/2以内 【対象経費】地域の観光資源を活用した商品づくりや二次交通の整備等、地域が取り組む観光地づくりや受入体制の整備に必要な経費	北海道 経済部観光局 受入体制整備グループ ☎011-204-5303
国内・海外販路開拓 強化支援事業費 補助金 (小売業者等連携 支援事業)	(1) 中小企業実施型 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画(需要開拓型)の認定を受けた中小企業者等 (2) 団体実施型 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人	認定事業計画に基づき、中小企業者や一般社団法人等が行う地域資源を活用した商品等に関する市場動向等の情報を製造事業者にフィードバックし、消費者嗜好の商品づくりに繋げるための取り組みに要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 事業費(謝金、旅費、借損料、開発費、維持・管理費、通信運搬費、印刷製本費、雑務費、委託費)、市場調査費・販路開拓費(展示会等出展費、マーケティング調査費、設営費、広報費、委託費) 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助金額】 200万円以上1000万円以内	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578)
食品製造品質・衛生 管理認証取得補助金	・札幌市内に本社(本所)を有する、食品製造業、食関連企業、飲食店及び食品店頭販売店 ・北海道内に本社(本所)を有し、札幌市内に工場を有する食品製造業及び食関連企業。	国内外での販路拡大等を目指して、食品の製造品質・衛生管理についての各種認証を取得する取組及び取得に向け社内体制構築を行う取組に対する補助。 【補助率】補助対象経費の2分の1 【補助額】上限300万円 【補助件数】7件程度 【補助対象経費】認証取得審査費、謝金等、研修費、旅費、機器購入費・修繕費、その他の経費	(一財)さっぽろ産業 振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062
出展支援助成事業 [募集期間:随時]	函館地域(函館市、北斗市、七飯町)に事業所を有し、製造業及びソフトウェア業を営んでいる者	函館地域域外で開催される国内の展示会、見本市、商談会等への出展に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 出展料、展示工事費、滞在費、交通費等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 75万円	(公財)函館地域 産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
ものづくり創出 支援事業補助金 (市場開拓支援事業)	室蘭市、登別市内の中小企業者、及び任意団体(2/3以上が室蘭市・登別市内の中小企業)	1. 製品・技術に関わる展示会等への出展 2. 製品・技術に関わるホームページ又はパンフレットの制作 3. 製品・技術に関わる公的相談会又は同等の商談会等への派遣 【対象経費】 1. 旅費交通費、使用料及び賃借料、出展料、展示工事費、輸送費、印刷費、委託料等 2. 委託料等 3. 旅費交通費等 【補助率】 対象経費の1/2以内(ただし、2項のみ室蘭地域(室蘭市、登別市、伊達市)以外に発注する場合は対象経費の1/3以内) 【限度】 1は50万円、2は30万円、3は5万円	(公財)室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ものづくり創出支援事業補助金(商品化推進支援事業)</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者、及び任意団体(2/3以上が室蘭市・登別市内の中小企業)	1.マーケティング調査、消費者ニーズ調査などの需要調査等 2.新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等 3.食品に関する開発であって、以下のいずれかに該当するもの (1)新商品・新製品の開発 (2)既存商品・製品の大幅な改善 (3)マーケティング調査/デザイン開発を行う調査研究事業 【対象経費】 報償費、旅費交通費、消耗品費、原材料費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料等 【補助率】 対象経費の3/4以内(ただし、3項のうち食品に関するパッケージデザイン開発のみ、室蘭地域(室蘭市、登別市、伊達市)以外に発注する場合は対象経費の2/3以内) 【限度】 1及び2は100万円、3は30万円	(公財) 室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

## (2) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ヘルスケア産業競争力強化推進事業</b>	道内ヘルスケア関連企業等(ものづくり企業含む)	ヘルスケア産業への新規参入及び競争力強化を通じ、良質で安定的な雇用を創出するため、新たなサービス開発や、製造業などの既存のヘルスケア関連産業との連携による活性化、更には専門家を活用した人材育成や体制整備支援などを図り、ヘルスケア産業全体の競争力強化を推進する。 1 アドバイザー派遣・事前研修会(時期未定) 競争力強化のため、専門家を派遣し、個別アドバイスによる人材育成・体制整備支援及び道外展示会に出展する道内企業向けの事前研修会 2 健康経営セミナー・意見交換会(時期未定) 健康経営の啓発、新サービス創出を担う事業者の意見交換会 3 新サービス開発(8月～2月予定) 専門家指導の下、ヘルスケアビジネスプランを開発・実践する研修	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 健康長寿産業グループ ☎011-204-5336
<b>航空機関連分野参入促進・人材育成事業(セミナー・先進企業見学会)</b> [無料]	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、機運醸成に向けたセミナー等の開催を行う。 ○セミナー開催 参入に係る取組や新規参入事例などの先進事例を紹介 ○先進企業見学会 重工系メーカー等に対する視察・意見交換会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>航空機関連分野参入促進・人材育成事業(技術講座)</b> [無料]	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、参入に必要なノウハウ、技術力を持つ専門人材等の育成を行う。 ○技術講座の開催 専門プログラム等を用いた航空機部品加工技術や生産管理等に関する講習会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323

## (3) 取引あっせん

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>取引あっせん</b> [募集期間:随時]	道内の受注企業及び発注企業	ものづくり産業等を対象に、受注を希望する企業と発注を希望する企業との取引をあっせんします。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
<b>ものづくり人材技術力強化事業(マッチングコーディネーター)</b> [募集期間:5月～3月(予定)] [無料]	道内ものづくり企業等	自動車関連分野及び食関連機械分野等への参入を促進するため、企業訪問による取引案件等の開拓を行うマッチングコーディネーターを中京圏及び東北地域に配置する。 ○「マッチングコーディネーター」による企業訪問(道内企業の営業担当者との合同訪問可)	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>食品と機械リエゾンオフィス</b> [募集期間:随時] [無料]	北海道内で展開している食品製造加工業および機械製造・メンテナンスを営む企業	1.食品製造加工企業のニーズに適合する機械製造・メンテナンス企業を仲介し、個々のマッチングを図ります。(登録制・仲介料等無料) 2.登録の有無に係らず、広く北海道内の関係企業を集め、「食品と機械の集い」と題したセミナー及びマッチングイベントを毎年1月に開催しています。	恵庭リサーチ・ビジネスパーク(株) 企画総務課 ☎0123-36-3113 e-mail:soumu@rbp.co.jp
<b>食品開発支援事業①</b> [募集期間:随時] [無料]	札幌市内、北海道内の1次・2次・3次産業者	支援コーディネーターが、札幌市内、北海道内の1次・2次・3次産業者を訪問し、それぞれのニーズ・課題を把握、支援事業の斡旋や個別マッチングを図ります。さらにマッチングイベントを年1回開催する予定です。 マッチングイベント開催予定時期:1月下旬	(一財) さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-820-2062

## (4) 商談会・展示会他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ベンチャーシーズマッチング事業</b> [無料]	中小企業者等	ベンチャー企業や新事業展開を図ろうとする中小企業者等に対し、事業提携、販路拡大、資金調達等による事業展開のチャンスを広げるためのプレゼンテーションの場を提供します。	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ビジネスマッチング 支 援 事 業</b> [ 無 料 ]	中小企業者等	地域の食品メーカーの商品開発や取引拡大を支援するため、地元の信用金庫との共催で、バイヤー・商社等との商談の場を提供します。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
<b>受 発 注 商 談 会</b>	発注企業：道内外企業 受注企業：道内企業等	ものづくり産業等を中心に、道内外の発注企業と道内受注企業との商談会を開催します。 ①開催日 ・2019年7月4日(東京開催)、2019年10月16日(札幌開催)、 2019年11月7日(岩手開催)、2020年2月中旬(帯広開催) ②参加料 ・発注企業：無料 ・受注企業：3,000円/社(東京開催除く) ※(公財)北海道中小企業総合支援センターの会員または、(一社)北海道機械工業会の会員企業は無料 ③対象業種 発注企業：鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 食料品製造業等 受注企業：機械加工、プレス・板金・製缶加工、鋳造加工、組立・メンテナンス等	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
<b>展 示 会 等 出 展 支 援 事 業</b> [ 無 料 ]	中小企業者等	当センターの支援制度を活用して新技術・新製品等を開発した中小企業者等を対象に、道内外で開催される展示会等に当該製品等をPRする展示ブースを設け、販路拡大等を支援します。	(公財) 北海道中小企業 総合支援センター 企業振興部取引支援G ☎011-232-2406
<b>ヘルスケア産業競争力 強 化 推 進 事 業</b>	道内ヘルスケア関連企業等(ものづくり企業含む)	ヘルスケア産業への新規参入及び競争力強化を通じ、良質で安定的な雇用を創出するため、新たなサービス開発や、製造業などの既存のヘルスケア関連産業との連携による活性化、更には専門家を活用した人材育成や体制整備支援などを図り、ヘルスケア産業全体の競争力強化を推進する。 1 道外展示商談会出展(9月、10月、1月) ヘルスケアサービス関連の販路拡大を支援するための道外展示会出展	北海道経済部産業振興局 産業振興課 健康長寿産業グループ ☎011-204-5336
<b>食関連ものづくり 産 業 振 興 事 業 費 ( 展 示 会 出 展 )</b> [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	道内ものづくり企業等	本道が優位性を持つ「食」を支える食関連機械産業の育成・振興を図るため、道内展示会への出展を行う。 ○展示会出展 道内食関連機械メーカーを対象に、道内で開催される展示会への出展	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>自動車関連新分野 参 入 促 進 事 業 (東北地域ビジネスマッチング)</b> [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	道内ものづくり企業等	自動車関連分野への道内企業の参入を促進するため、自動車生産拠点化が進む東北地域でのビジネスマッチングを行う。 ○東北地域におけるビジネスマッチング 東北地域の大手自動車メーカーや関連企業と本道企業とのビジネスマッチングの実施	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>自動車関連新分野 参 入 促 進 事 業 (中部圏等展示商談会)</b> [ 募 集 期 間 : 5 月 ~ 6 月 ] [ 無 料 ]	道内ものづくり企業等	自動車関連分野への道内企業の参入を促進するため、中京圏等において東北各県と連携した展示商談会を開催する。 ○自動車関連展示商談会開催 東北各県と連携した大手自動車メーカーやその一次サプライヤー等に対する中京圏等での展示商談会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>航空機関連分野参入 促 進 ・ 人 材 育 成 事 業 ( 商 談 会 出 展 )</b> [ 無 料 ]	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、航空機関連商談会への出展等を行う。 ○商談会出展 航空機メーカーや重工系サプライヤーが来場する商談会への出展支援	北海道 経済部産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
<b>北海道どさんこプラザ テ ス ト 販 売 制 度</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ]	道内食品製造業者等	新製品を3ヶ月間、北海道どさんこプラザ(東京・札幌・名古屋・シンガポール)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただく制度で、道産加工食品などのテスト販売を実施します。 【制度情報URL】 1. 東京・札幌・名古屋 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm</a> 2. シンガポール <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai_sin.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai_sin.htm</a>	北海道 経済部食関連産業室 マーケティンググループ ☎011-204-5766

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
成長市場向けマーケティング支援事業	道内食品製造業者等	<p>地域の上質な商品を発掘し、成長する首都圏等のアッパー層をターゲットにして磨き上げを行う商談会・相談会を開催するほか、新たな地域ブランドを創設するなど食品製造業の販路拡大及び高付加価値化に取り組む。また、スーパーマーケット向け展示商談会への出展や相談会開催のほか海外販路開拓を図るため食の商談会を開催する。</p> <p>①商品発掘 地域の企業訪問・調査による商品発掘</p> <p>②個別相談・商談会 ・食に係る専門家を招へいし、首都圏等のアッパー層向けの商品展開、商品磨き上げに向けた個別相談・商談会を道内6圏域で実施 ・首都圏・関西圏での展示商談会に合わせ首都圏等でのアッパー層向けの商品展開、商品磨き上げに向けた個別相談・商談会を実施 ・地域等の個別相談・商談会で磨き上げを行った商品やブランド認定商品を対象にさらなる磨き上げに向けた個別相談会を札幌で実施</p> <p>③業務用食材に係る道外食関連事業者とのマッチング ・道外に販路を求める道内食関連事業者と、一次加工品を含む道産原材料の使用に関心のある道外食関連事業者との個別商談を行う（東京、大阪）。 ・一次加工品を含む道産原材料の使用に関心のある食関連事業者を対象として、道内生産現場での視察会を行う。</p>	<p>北海道 経済部食関連産業室 食クラスターグループ ☎011-204-5979</p>
食品製造業のマーケティング力強化事業	道内ものづくり企業等	<p>地域ブランドの認定・情報発信 ・高品質な商品群について、ブランドとして認定する制度を創設し、展示商談会や情報発信によるフォローアップを行う。</p>	<p>北海道 経済部食関連産業室 マーケティンググループ ☎011-204-5766</p>
ビジネスEXPO (北海道技術・ビジネス交流会)	【出展者】 道内外企業・各種団体等	<p>北海道の経済活性化や産業振興のため、新たなビジネスチャンスの創出を目指した北海道最大規模の展示会です。</p> <p>【内容】 総合展示会、学術・試験研究機関コーナー、ビジネスセミナー、出展者パンフレットコーナー、出展者PRステージ、交流レセプション</p> <p>【時期】 平成30年11月上旬</p>	<p>(公財)北海道科学技術 総合振興センター ☎011-708-6525</p>
北の味覚、再発見!! [ 無 料 ] ※条件により有料	従業員が20人（商業又はサービス業のうち宿泊業・娯楽業以外の場合は5人）以下の小規模企業者 ※商工会地域	<p>地域の特産品及び小規模事業者が製造・販売する商品の販路拡大を目的に実施しています。</p> <p>開催日：10月29日 開催場所：ホテル札幌ガーデンパレス 申し込み：7月上旬（予定）</p>	<p>北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います</p>
なまらいっしょ 北海道フェア [ 有 料 ]	商工会・商工会員、商工会議所・会議所会員、市町村・団体	<p>交流・定住人口の拡大や特産品の販路拡大を目的に、商工会と市町村等が連携し、商工会員企業の商品や市町村施策のPRを行っています。</p> <p>開催日 11月3日・4日 開催場所 東京都世田谷区三軒茶屋 申し込み 5月下旬頃（予定）</p>	<p>北海道商工会連合会 ☎011-251-0102 ※最寄りの商工会より お申込み願います</p>
北海道産品取引商談会 [ 有 料 ]	道内で生産・加工等を行っている企業及び取扱企業	<p>道外を中心とした流通業者等（百貨店、スーパー等）と道内製造業等との具体的な取引商談を行う機会を設けています。</p> <p>【実施時期】6月（札幌）、2月（東京、大阪）</p>	<p>(一社)北海道貿易物 産振興会 ☎011-251-7976</p>

## (1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ロシアビジネス活性化推進事業</b> [募集時期:未定] [無料]	道内ものづくり企業等	ITヘルスケア分野をはじめとした道内のヘルスケア産業の振興のため、道内企業が取り扱うヘルスケア関連商品・技術に関する現地アドバイザーの招へい、フェアの開催、輸出コーディネーターの設置により、民間主導による現地「PR・販売拠点」の設置・運営可能性について調査・検討を行い、ロシア極東地域における輸出拡大を促進し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び拡大を図る。 (フェア事業の詳細未定) 参考URL <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kikaku/russiabusinesproposal2019.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kikaku/russiabusinesproposal2019.htm</a>	北海道総合政策部 国際局国際課 ロシアグループ ☎011-204-5343
<b>食品海外販路拡大支援事業</b> [募集時期:随時] [無料]	北海道内の食関連事業者	食関連業者が道産品を輸出する際の総合相談窓口です。 1.海外インポーター、道内エクスポーター、通関業者等の輸出関連業者との連携・調整を行い、輸出業務を円滑に実施できるよう企業支援。 2.輸出可能企業及び輸出可能商品の調査及び商談会や物産展の紹介。 3.輸出に向けた賞味期限の延長化に関する開発支援や表示、パッケージ、味、内容量等、海外市場に対応した商品づくりの支援及び技術・品質問題全体にわたる支援。	(一財)さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-817-7890
<b>中小企業国際化支援アドバイス</b> [無料]	個人事業者・中小企業者等	海外への販路開拓など海外事業展開についての相談を受け付けています。 【無料経営相談】 (独) 中小企業基盤整備機構北海道本部 支援推進課 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階 TEL:011-210-7472 FAX:011-210-7481 北海道本部の他、函館・北見・釧路オフィス及び中小企業大学校旭川校でも定期開催しております。 ※電話、ファックス等による事前予約が必要です。	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 支援推進課 ☎011-210-7472
<b>貿易投資相談</b> [無料]	貿易(輸出/輸入)・海外に会社設立をお考えの日本企業・団体、個人事業主	【制度概要】 世界各地から収集した豊富な情報やノウハウを活用し、貿易・投資に関するさまざまなご相談に応じています。 【業務時間】 平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始を除く) 【貿易アドバイザーによる個別相談(予約制)】 新規に輸出入を始める方、海外取引の拡大をお考えの方などを対象に、アドバイザーによる個別相談を実施しています。 予約制となっておりますので、事前にご予約ください。	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>地域相談窓口(帯広、旭川、函館)</b> [無料]	海外ビジネスにご関心のある帯広、旭川、函館とその周辺企業	【制度概要】 帯広、旭川、函館にジェトロ北海道の相談窓口を設けており、アドバイザーが貿易・投資相談に対応します。 【帯広相談窓口】 〒080-8711 帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル5階(帯広商工会議所内) TEL:0155-20-3076 FAX:0155-20-3077 【旭川相談窓口】 〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階(旭川商工会議所内) TEL:0166-29-1911 FAX:0166-29-1912 【函館相談窓口】 〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル3階 TEL:0138-21-4022 FAX:0138-21-4023 *帯広については4月から暫くの間空席となっております。ご用の際は問合せ先までご連絡ください。	
<b>新輸出大国コンソーシアム</b> [募集期間:随時] [無料]	日EU・EPA、TPP11およびその他のEPAを契機として海外展開(輸出・進出)を目指す中堅・中小企業等	【制度概要】 海外展開を支援する支援機関が結集し、海外展開に関心のある中小企業等へのワンストップの支援サービスを提供します。 【内容】 海外展開支援のための「新輸出大国コンシェルジュ」が、ご相談に応じ、最適なサービスを紹介、コンシェルジュのナビゲートにより、海外展開を目指す企業に、以下の支援を提供します。 1.専門家による支援 計画立案から実行・実現までのノウハウや、各産業分野の専門的な知見、あるいは実務上の個別課題について海外ビジネスに精通した専門家がサポートします。 2.支援機関のサポート 全国1,000超の支援機関が提供する支援メニューを案内します。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/consortium/">https://www.jetro.go.jp/consortium/</a>	
<b>農林水産物・食品輸出相談窓口</b> [無料]	農林水産物・食品の海外への輸出を目指す企業	【制度概要】 ジェトロでは「農林水産物・食品輸出相談窓口」を設置し、農林水産物・食品の輸出をサポートしています。 その他、輸出に関する海外の制度・規則、マーケット情報の提供、セミナーなどジェトロ事業の紹介などを行っています。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html">https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html</a>	

※原則随時受け付けておりますが、支援内容により申込期間が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>バイヤー招聘・商談会 海外ミッション派遣</b> 原則無料(詳細は問い合わせ先まで確認ください)	イベントによって異なりますので、詳細は問い合わせ先に相談ください。	有力なバイヤーを招聘しての商談会開催や、企業単独では入手困難な海外市場情報の入手のためのミッション派遣を実施しています。	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>海外における 支援サービス</b> (海外投資アドバイザー) [無料] [一部お客様負担あり]	海外進出企業(現地法人、支店、駐在員事務所)	ジェトロ海外事務所において現地の経済・産業・制度情報、ビジネス環境等各種情報提供を行っています。アジア主要国では海外投資アドバイザーによる個別面談が受けられます。これから当該国への進出やアジアの企業との取引を検討している日本国内企業の方、または進出企業の本社の方が、現地出張の際等にアドバイザーへの相談をご希望の場合は、事前に海外フリーフィングサービスをお申込みください(無料)。	
<b>海外コーディネーター(農林水産・食品分野)による 輸出相談サービス</b> (無料)	海外展開(輸出)を考える企業(農林水産・食品分野)	ジェトロが海外に配置する専門家(海外コーディネーター)が、現地感覚・目線で相談に対応します。 ※本サービスについては対象国・地域が設定されています。詳細は下記URLにてご確認ください。 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/coordinator.html">https://www.jetro.go.jp/services/coordinator.html</a>	
<b>米国食品安全強化法(FSMA)対応支援 コンサルティングサービス</b> (無料)	企業規模を問わず、企業、業界団体等で日本からの輸出に取り組む事業者	・米国食品安全強化法にかかる規則解釈(規則に関する不明点の分かりやすい解釈) ・米国食品安全強化法に関し、企業側が求められる対応例(米国食品安全強化法への対応としての具体策の提案) 以上の項目にかかる相談にWEBで回答します。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/advice/fsma.html">https://www.jetro.go.jp/services/advice/fsma.html</a>	
<b>海外ビジネスサポート センター(BSC)</b> (有料)	タイ、ベトナム、フィリピン、インド、ミャンマーへの投資、技術提携を検討する日本企業	タイ(バンコク)、ベトナム(ハノイ)、フィリピン(マニラ)、インド(ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ、アーメダバード)、ミャンマー(ヤンゴン)への投資、技術提携を検討する企業に短期の貸しオフィス、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供します。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/bsc/application.html">https://www.jetro.go.jp/services/bsc/application.html</a>	
<b>中小企業海外展開 現地支援プラットフォーム</b> [無料]	1.海外展開(輸出・投資)を検討する中小企業 2.すでに海外に拠点を有する中小企業	<b>【制度概要】</b> 中小企業のビジネス展開への関心が高い国・地域(16の国・地域で22カ所)に設置した「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」に、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、各種相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をします。 <b>【相談内容】</b> 1.輸出・投資等に関する各種相談・質問にお答えします。 2.マッチング支援 現地パートナー候補等の紹介、取次ぎ、アポイント取得、面談、同席、面談後のフォローアップ等を行います(ただし、対応可能なコーディネーターが配置されている箇所のみ)。 3.現地関係機関・各種専門家等の紹介・取次ぎ 現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関や、法律・会計事務所、人材リクルーティング会社等、必要に応じて協力機関や専門家への取次ぎ等を行います。	
<b>高度外国人材活躍 推進ポータルサイト “Open for Professionals”</b> [無料]	高度外国人材の活用に関心がある中堅・中小企業	日本での就労を希望する外国人留学生等と高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の双方の目線に立つ形で、日本の生活・就労環境や入管制度の情報、関係省庁等が実施する高度外国人材関連の各種イベント情報などを横断的に集約・提供。詳細は、下記URLを参照ください。 <a href="https://www.jetro.go.jp/hrportal/">https://www.jetro.go.jp/hrportal/</a>	
<b>国際化促進 インターンシップ事業</b>	高度外国人材の活用に関心がある中堅・中小企業	<b>【制度概要】</b> 日本企業(主に中堅・中小企業)における外国人のインターンシップ受入を通じ、日本企業が海外展開等に取り組む体制の強化を促進します。これまで活用経験のない事業者が優先となります。 <b>【外国人受入インターンシップ】</b> 募集人数:220名程度(2018年度実績) インターン対象者:アジアを中心とした開発途上国出身の外国人材(社会人・学生)。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/intern/">https://www.jetro.go.jp/services/intern/</a> ※最新情報は「制度概要・内容」に記載のウェブサイトで確認ください。	
<b>国際認証等取得の支援</b> [無料]	海外市場への参入をお考えの方、手続きがわからない方	海外市場参入において重要な基準・認証制度の最新動向、専門家によるサポートサービスやセミナー情報を提供します。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/themetop/standards/">https://www.jetro.go.jp/themetop/standards/</a>	
<b>「地域団体商標」の 海外展開支援</b> [無料]	特許庁に対して、地域団体商標の商標登録出願に係る出願料を納付した団体、または地域団体商標を保有する事業団体	「地方発の海外展開」、「商標(ブランド)のプロモーション」を目指し、地域団体商標の登録団体を対象として、各地のジェトロ貿易情報センターやブランド戦略に関する専門家の協力のもと、「海外ブランド推進委員会」の立ち上げから運営支援を行います。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/tiki_support.html">https://www.jetro.go.jp/services/tiki_support.html</a>	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 ☎03-3582-5198
<b>グローバル・アクセラレーション・ ハブ(日本と世界各地の スタートアップ・エコシステム との連携窓口)</b> [無料]	海外のスタートアップ・エコシステムを活用したビジネス拡大を目指す日系スタートアップ等	海外のスタートアップ・エコシステムを活用したビジネス拡大を目指す日系スタートアップ等に対し、提携先のメンターによる現地フリーフィングや事業戦略立案に関するアドバイス提供、およびコワーキングスペースの利用等のサービスを無料で提供しています。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/jhub.html">https://www.jetro.go.jp/services/jhub.html</a>	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) スタートアップ支援課 ☎03-3582-5770
<b>貿易相談と セミナーの開催</b> [募集期間:随時]	道内企業等	道内企業の貿易と海外展開など、海外との経済交流を総合的に支援し、道内経済の国際化と貿易の振興を目的とした「北海道国際ビジネスセンター」の事務局として、道やジェトロ北海道などと連携して貿易相談や各種セミナー等を開催しています。	(一社) 北海道貿易物産振興会 ☎011-251-7976

(2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
中小企業等外国出願支援事業	道内の中小企業者等	海外への事業展開を計画している道内中小企業者等が、既に日本国特許庁に出願を終えている特許・実用新案・意匠・商標を海外に出願する際に、要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 1.一企業に対する一事業年度内の補助金の総額300万円 2.一出願に対する一事業年度内の補助金の総額 (1)特許出願150万円 (2)実用新案出願、意匠出願又は商標出願（冒認対策商標出願を除く）60万円 (3)冒認対策商標出願30万円	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金(JAPANブランド育成支援事業)	中小企業4者以上の連携体、商工会議所、商工会、組合等	【制度概要】 複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、世界に通用するブランド力(JAPANブランド)の確立を目指す取り組みに対して支援を行うものです。 【内容】 (1)戦略策定支援事業 地域中小企業が海外販路の拡大を図るため、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、海外のマーケットで通用するブランド力を確立する目的で、参画する中小企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するもの。 (補助率：定額(2/3以内)、補助金額：50～200万円) (2)ブランド確立支援事業(1～3年目) 地域中小企業が海外販路の拡大を図るため、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、海外のマーケットで通用するブランド力を確立するために必要な試作品開発や展示会出展などを行うもの。 (補助率：2/3以内(1年目、2年目)、1/2以内(3年目)、補助金額：100～2,000万円)	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578)
輸出仕様食品製造支援事業	札幌市内の食関連事業者	輸出に適合した食品の開発や既存商品の仕様変更に関する取組に対する補助。 【補助率】補助対象経費の2分の1 【補助額】上限200万円 【補助件数】10件程度 【補助対象経費】製造費、機器購入費、輸出諸経費、旅費、マーケティング調査費他	(一財)さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 ☎011-817-7890
映像制作助成事業 [募集期間：随時]	1.海外に所在する映像事業者と共同で映像制作を行う札幌市内の映像制作事業者 2.国内の映像制作事業者(制作委員会含む) 3.札幌市内の映像制作事業者を活用して、海外に向けて商品やサービスの販路拡大を図る札幌市内の企業 4.札幌市内映像制作事業者	1.国際共同映像制作助成金 札幌市内の映像制作事業者が海外の映像事業者と連携して、札幌・北海道を舞台とした作品を制作し、海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 2.映画・ドラマ制作助成金 国内の映像制作事業者が札幌市を舞台とした映画やドラマを制作し、国内または海外で放映する場合の映像制作に対する一部助成 3.海外プロモーション映像活用事業助成金 札幌市内の企業が海外市場に向けて、映像を活用して、自社商材のプロモーションを行う場合の映像制作に係る業務委託費の一部助成 4.国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金 ドキュメンタリー制作するうえで、企画提案を行うための予告編(トレーラー)制作に対する助成及びその後の本編を海外に所在する映像事業者と制作する経費に対する一部助成 詳細については <a href="https://www.screensapporo.jp/subsidy/index.html">https://www.screensapporo.jp/subsidy/index.html</a>	(一財)さっぽろ産業振興財団 映像産業振興課 ☎011-817-5711
中小企業出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)	外国への事業展開等を計画している中小企業等	基礎となる出願(特許、実用新案、意匠、商標)と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html">https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html</a> ※最新情報は「制度概要・内容」に記載のウェブサイトでご確認ください	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク Tel: 03-3582-5642
中小企業等海外侵害対策支援事業(模倣品対策支援事業)(防衛型侵害対策支援事業)(冒認商標無効・取消係争支援事業)	・海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業 ・海外で産業財産権にかかわる係争に巻き込まれている中小企業 ・海外で現地企業等に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業	・模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3(上限400万円)をジェトロが負担します。 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html">https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html</a> ・防衛型侵害対策を行おうとする中小企業のために、対策にかかった係争費用の2/3(上限額：500万円)をジェトロが負担します。 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html">https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html</a> ・相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費2/3(上限額：500万円)をジェトロが負担します。 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html">https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html</a> ※最新情報は「制度概要・内容」に記載のウェブサイトでご確認ください	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク Tel: 03-3582-5642

### (3) 融資

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>企業活力強化貸付</b> (海外展開・事業再編資金) [募集期間:随時]	海外展開を図る方など	<p>【用途】 当該事業を行うために必要な設備資金及び運転資金（海外企業に対する転貸資金、海外展開事業の再編のための資金及びこれに伴う債務の返済資金を含む。）</p> <p>【融資限度額】 7,200万円（うち運転資金は4,800万円） ※中小企業事業は限度額が異なります。</p> <p>【返済期間】 1. 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内） 2. 設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。</p>	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221

### (4) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>貿易実務オンライン講座</b> [募集期間:随時] [有料]	貿易実務を自分のペースで学習したい方	輸出入取引に欠かせない知識を体系的に身につけることができます。貿易実務にかかわる人材育成のための研修を行います。詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/elearning/">https://www.jetro.go.jp/elearning/</a>	(独) 日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>セミナー・講演会</b> [募集期間:随時] [有料・無料]	海外展開（輸出・進出）を考える事業者	国・地域別、業種別に海外市場や貿易・投資事情を紹介するセミナー・講演会を開催。セミナー・講演会については下記ウェブサイトにて確認いただけます（検索も可能）。 <a href="https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html">https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html</a>	

### (5) 商談会・展示会他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>海外アンテナショップの支援機能強化による販路拡大推進事業</b>	道内食品製造業等	ASEANにおける道内企業のマーケティングを支援するため、シンガポール及びタイの道産品アンテナショップを活用し、テスト販売制度等のマーケティング支援機能の充実を図るとともに、道産品消費拡大キャンペーンの展開により、道産品のPR及び販路拡大を図る。 1 各振興局を通じ道内小規模企業等から販売希望のあった商品についてテスト販売を実施し、効果的な商品販売方法や現地の嗜好に合わせた改善点などのアドバイスを実施 2 道産品消費拡大キャンペーン 現地百貨店・飲食店等を対象に付加価値の高い道産加工食品や一次産品の魅力を発信する商談会等を実施	北海道 経済部食関連産業室 マーケティンググループ ☎011-204-5766
<b>海外展示会・見本市の情報収集、出展支援</b> [募集期間:随時] (出展費用一部負担)	イベントによって異なりますので、詳細は問合せ先に相談ください。	<p>ジェットロが主催・参加する海外展示会のジャパン・パビリオンへの出展サポートを通じて、日本企業のビジネスチャンスを拡大を支援します。</p> <p>【海外見本市のジャパンブースへの出展支援】 ジェットロが主催・参加する海外見本市・展示会のジャパンブース（ジャパン・パビリオン）へのご出展をサポートします。</p> <p>【募集予定海外展示会・商談会一覧（分野別）】 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list.html">https://www.jetro.go.jp/services/tradefair/list.html</a></p> <p>【現在、出展募集中のもの（イベント情報）】 <a href="https://www.jetro.go.jp/events/tradefair.html">https://www.jetro.go.jp/events/tradefair.html</a></p> <p>【海外の見本市・展示会情報の提供（無料）】 ジェットロ・ウェブサイトの「見本市・展示会データベース（J-messe）」では、世界の見本市・展示会開催情報を業種や開催地ごとに検索できるほか、世界の展示会場、見本市レポート、見本市月間ランキングなど、様々な見本市関連トピックスをご提供しています。その他、ジェットロが参加しない海外展示会についても、可能な範囲で一般的な情報を提供します。</p>	(独) 日本貿易振興機構 (ジェットロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>貿易取引あっせん</b> [募集期間:随時]	道内企業等	貿易取引の促進を図るため、海外の商社等と積極的に情報交換を行い、商談会等を開催します。	(一社) 北海道貿易物産振興会 ☎011-251-7976

### (6) 情報提供

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>道産水産物の輸出手続き</b>	道内食品製造業等	道産水産物を輸出するためには、相手国（中国、韓国、ベトナム、台湾）からの求めに応じ、国や北海道が発行する各種証明書が必要な場合があります。北海道水産林務部水産経営課で発行している各種証明書及び関連する輸出手続きは次のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/dousanyusyutu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/dousanyusyutu.htm</a>	北海道 水産林務部水産局 水産経営課 ☎011-204-5466
<b>ジェットロウェブサイト</b> [無料]	海外展開に関心をお持ちの方	インターネットで国・地域別、目的別にビジネス情報を提供しています。70を超える世界の国・地域のビジネス情報を集めたデータベースから必要な情報が入手可能です。詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/world/">https://www.jetro.go.jp/world/</a>	(独) 日本貿易振興機構 (ジェットロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>知的財産保護</b> (ジェットロウェブサイトでの情報提供) [無料] [(一部お客様負担あり)]	海外取引における知的財産権保護に関する情報をお探しの方、模倣品・海賊版被害関係、外国出願関係、海外での知的財産権に係る相談事項をお持ちの方など	模倣品・海賊版被害相談窓口、外国出願費用の助成（中小企業等外国出願支援事業）、海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の一部助成（防衛型侵害対策支援事業）、海外における知的財産権の侵害調査および権利行使費用の助成、中小企業商標先行登録調査・相談、海外における日系企業知財情報交換グループ（IPG）、韓国知的財産ニュース等 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/">https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/</a>	

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>海外ミニ調査サービス</b> [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	日本国内に所在する日本企業・団体、個人事業主	海外取引の足がかりとしての企業検索や統計資料など、ワンポイント情報収集をオーダーメイドで行います（有料/ジェットロ・メンバーズ会員割引料金あり）。 <b>【4つの調査メニュー】</b> 1. 企業照会（現地企業リストアップ） 2. 制度情報調査（法令等検索） 3. 統計資料検索 4. 店頭小売価格調査 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/quick_info/">https://www.jetro.go.jp/services/quick_info/</a>	(独) 日本貿易振興機構 (ジェットロ) 北海道貿易情報センター ☎011-261-7434
<b>ビジネス短信</b> 無料(但し、メンバーズ会員のみ記事詳細検索が可能)	世界の経済・産業・貿易動向に関心をお持ちの方	70カ所を超えるジェットロ海外事務所の駐在員から送られる国際ビジネス関連情報を、いち早くお届けするニュースサービスです。 ウェブサイトにて新着記事をご覧ください。 <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/">https://www.jetro.go.jp/biznews/</a>	
<b>引き合い案件データベース(TTPP)</b> [ 無 料 ]	海外の仕入先・販路を開拓したい、生産・販売のパートナーを探したい方。海外との取引・法人設立等で、業務を支援してくれる法人を探したい方	ウェブサイト上で海外ビジネス案件の閲覧、ビジネスマッチングが可能です。興味のある商品・サービスやパートナー候補に、TTPP上から問合せができます。 ウェブサイト上で国内外160カ国以上のビジネス案件（国内外企業が登録した商品・サービス情報）が閲覧できるほか、自社のビジネス案件も紹介可能です。 <a href="https://www.jetro.go.jp/tppoas/indexj.html">https://www.jetro.go.jp/tppoas/indexj.html</a>	
<b>海外ブリーフィングサービス</b> [ 無 料 ]	海外出張の際、現地の経済概況、商慣習、現地法人設立手続き、生活環境等をヒアリングしたい方	世界70カ所以上にあるジェットロ海外事務所にて、現地の一般経済情報や産業動向等について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。 <b>【提供内容】</b> 一般経済情報（1時間以内）のブリーフィング 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/services/briefing/">https://www.jetro.go.jp/services/briefing/</a>	
<b>対日投資支援サービス</b> [ 無 料 ] [(一部お客様負担あり)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本進出を考慮する外国・外資系企業</li> <li>外国・外資系企業の誘致に取り組む地方自治体</li> </ul>	外国・外資系企業の日本進出や地方でのビジネス展開に際し、必要な情報を提供します。 また、外国・外資系企業の誘致に取り組む地方自治体をサポートします。 詳しくは、 <a href="https://www.jetro.go.jp/invest/">https://www.jetro.go.jp/invest/</a>	

## (1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道6次産業化サポートセンター [募集期間:随時] [無料]	6次産業化に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする農林漁業者等	6次産業化企画推進員が、6次産業化に関する様々な相談に対応します。また、六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定に向けた計画策定の取り組みなどに対して、6次産業化企画推進員が計画づくりをサポートするとともに、専門的な知識を有する6次産業化プランナーを必要に応じて派遣します。 総合化事業計画認定後の実施段階における様々な課題（商品開発、生産・加工、販路開拓など）に対しても、継続的なアドバイスをを行います。 開設期間：2019年4月8日から2020年3月24日 プランナー派遣：2019年5月15日から2020年2月28日	北海道6次産業化サポートセンター (公財)北海道中小企業総合支援センター内) ☎011-200-0013

## (2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金(農商工等連携事業)	平成28年度以降に農商工連携等促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者	認定農商工等連携事業計画に係る新商品・新役務の開発、それに係る試作品の製造、販路開拓等に要する経費の一部を補助します。 [対象経費] 事業費（謝金、旅費、借損料、連携構築費、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費）、販路開拓費（展示会等出展費、マーケティング調査費、広報費、委託費）、試作・開発費（原材料費、機械装置費等（生産設備を除く）、試作・実験費、委託費） [補助率] 補助対象経費の1/2以内ただし、機械・IT等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業の場合、1回目に限り2/3以内 [補助金額] 200万円以上500万円以内 ※機械・IT等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業の場合、1回目に限り1,000万円	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 ☎011-709-2311 (内線2578、2594)

## (3) 融資・出資

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北洋6次産業化応援ファンド [募集時期:随時]	ファンドの出資対象者は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。 ①農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が6次産業化事業に取り組み、共同で出資された事業者であること ②農林漁業者の主導性が確保されている（農林漁業者の議決権がパートナー企業出資分を超えている）事業者であること ③「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定を取得していること	当ファンドは「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」の規定により農林水産大臣の認可に基づいて設立された地域ファンドで、農林漁業者と2次・3次産業の事業者（6次産業化パートナー企業）とのマッチング等を通じて農林水産物の付加価値向上や地域資源の活用による農林漁業者の6次産業化に寄与し、北海道地域の活性化を図ることを目的としています。 (公財)北海道中小企業総合支援センターが、当ファンドの管理運営を行う無限責任組合員となり、他の出資者である北洋銀行、農林漁業成長産業化支援機構と連携して投資案件の発掘から投資実行までの業務を行うほか、投資先に対するモニタリング、事業計画の実現に向けて経営に関するアドバイスや販路開拓支援などの経営支援を行います。	(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G ☎011-232-2404
農業改良資金(促進事業者・認定中小企業者向け) [募集時期:随時]	1.6次産業化法により認定された総合化事業計画の実施を支援する促進事業者(中小企業者に限ります) 2.農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画の認定を受けた認定中小企業者	【用途】 支援先又は連携先の農業者等の農業経営に必要な施設の装置（農業者等に代わって導入する場合） 支援先又は連携先の農業者等が生産する農畜産物等の加工・販売を行う施設 ※加工・販売施設は、支援先又は連携先の農業者等からの農畜産物の調達量が、農畜産物全体の調達量のおおむね50%を超えることが見込まれる等の要件を満たす必要があります。 【融資限度額】 [個人]5,000万円 [法人・団体]1億5,000万円 【利率】 無利子（お借入の全期間にわたり無利子です） 【返済期間】 12年以内（うち据置期間5年以内） ※詳しい要件（利率等）は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫 札幌支店 農林水産事業 ☎011-251-1261

(4) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>北海道6次産業化人材育成研修会</b> <small>研修会申込期間は別途設定予定</small>	6次産業化に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする農林漁業者等	<p>経営感覚をもって6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、6次産業化に取り組んでいる、又は取り組もうとする農林漁業者を対象として、経営、財務、マーケティング、HACCP等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、販売に関する実践的な経験を得るための販売インターンシップ研修を実施します。なお、受講希望者は、座学研修と販売インターン研修の両方を受講する必要があります。</p> <p><b>【座学研修】</b>                      2019年11月～2020年1月（毎月2日間×3回）                      ※札幌市・旭川市の2地域で開催</p> <p><b>【販売インターンシップ研修】</b>                      2019年11月～2020年1月（毎月2日間×3回）</p>	北海道6次産業化サポートセンター （（公財）北海道中小企業総合支援センター内） ☎011-200-0013

(5) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>農工商等連携事業</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発等に取り組む事業計画 （期間：原則5年以内）	<p>中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品・新サービスの開発・販売促進を行う新規事業を支援します。</p> <p>1. 窓口相談事業計画策定、フォローアップ、事業化達成の支援。                      2. 国（北海道経済産業局及び北海道農政事務所）の認定を受けた事業計画については、以下の支援制度の利用機会があります。</p> <p>①ふるさと名物応援事業補助金                      ②政府系金融機関による低利融資制度等                      ③信用保証の特例</p> <p><b>【窓口相談等】</b>                      随時</p> <p><b>【補助金等】</b>                      北海道経済産業局へお問い合わせください。</p>	経済産業省 北海道経済産業局産業部経営支援課 ☎011-709-2311 （内線2578、2594）
<b>6次産業化・地産地消法総合事業計画認定</b> <small>〔募集期間：随時〕</small>	農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に定める総合化事業を行うに当たり、そのための事業計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。</p> <p><b>【概要】</b>                      農林漁業者等が農林水産物及び副産物（バイオマスなど）の生産とその加工、又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画</p> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農林漁業経営の改善を図ること</li> <li>農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動</li> <li>農林水産物等の価値を高めることを目指したもの</li> </ol> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業改良資金（無利子資金）の償還期間の延長等の特例が適用できる。</li> <li>認定後の事業実施についても、総合的なサポートを行う6次産業化プランナーにフォローアップを受けることができる。</li> </ul>	農林水産省 北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課（6次産業化担当） ☎011-330-8810

## (1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>特別診断指導</b> [募集期間:随時] [有料]	市町村、商工団体、第3セクター、民間企業等	地域振興計画の作成支援や経営診断及び経営計画の策定支援などを有料で行っています。 【指導実績】 (1) 経営診断 ・観光施設(第3セクター)経営診断 ・乳製品加工施設(第3セクター)生産管理診断 ・食肉加工施設(第3セクター)経営診断 ・公共環境施設(町)資金計画診断 ・宿泊施設(共済組合)経営診断 ・木材加工施設経営革新診断等 (2) 計画策定 ・観光地区整備構想策定 ・商店街振興計画策定 ・観光施設整備構想策定 ・中心市街地再生ビジョン策定等	(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援G ☎011-232-2402
<b>トータルプラン作成支援事業 / 地域商店街活性化法認定支援コース</b> [募集期間:原則毎月1日~15日(採択件数に達し次第終了)] [無料]	地域商店街活性化法を活用した事業を検討、計画している商店街。または、既に法の認定を受けている事業計画の計画期間内である商店街。	地域商店街活性化法の認定をめざす商店街を支援するため、専門家を派遣して認定のサポートを行います。 ○地域商店街活性化法認定サポート:地域商店街活性化法の認定をめざす商店街を対象として、認定申請や商店街活性化事業計画作成に必要なノウハウについて研修を実施します。必要に応じて「法人化研修」も実施します。 ○地域商店街活性化法認定フォローアップ:すでに法の認定を受けている商店街に対しては、事業計画の変更申請などに対応し、計画変更に必要な事業計画の運営面での課題や、活性化目標の進捗状況等について分析を行い、新たな事業計画の作成を支援します。	(株)全国商店街支援センター トータルプラン作成支援事業(地域商店街活性化法認定支援コース)担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syououtengai-shien.com/support/15.html">http://www.syououtengai-shien.com/support/15.html</a>
<b>トライアル実行支援事業</b> [募集期間:原則毎月1日~15日] [無料]	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業等 ※原則として、規約等により代表者の定めがあり、年度ごとに事業および収支の計画・報告を行っている組織。	商店街が活性化のビジョンやプランに沿った新規の取組み(トライアル)を行うときに、その実行を支援します。 支援センターは、専門家を派遣してOJT型の支援を行うことで、実施計画づくりからトライアル実行・成果共有まで、商店街が実行性・継続性を高められるようサポートします。 実施計画が採択された商店街と委託契約締結し、トライアルの実行にかかる費用を支援します。	(株)全国商店街支援センター トライアル実行支援事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syououtengai-shien.com/support/07.html">http://www.syououtengai-shien.com/support/07.html</a>
<b>商店街よろず相談アドバイザー派遣事業</b> [募集期間: 令和2年2月10日まで随時募集] [無料]	商店街振興組合、商店街の事業協同組合、法人格を持たない商店街組織、複数の商店街を取りまとめている連合体組織(商店街連合会、商店会連盟等) ※要件の詳細はHPでご確認ください。	商店街からの要請に応じて「商店街よろず相談アドバイザー」を現地に派遣し、商店街が抱える課題の解決やイベント事業の実施などについて、専門的な相談やアドバイスを行います。 「商店街よろず相談アドバイザー」は、一般公募により支援センターに登録された商店街の専門家で、商店街を総合的に支援するために、関係機関と密接に連携して、各種支援策活用などのアドバイスを行います。 本事業は、インバウンドや観光、キャッシュレス化などの課題にも対応しています。	(株)全国商店街支援センター 商店街よろず相談アドバイザー派遣事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syououtengai-shien.com/support/00.html">http://www.syououtengai-shien.com/support/00.html</a>

## (2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>商店街活性化・観光消費創出事業</b> [募集期間:4月2日~9月13日] ※5/17、7/12までに申請があった場合、先行して審査・採択	商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体 ※商店街組織・・・商店街振興組合、事業協同組合等のほか任意の商店街組織も可	近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげます。 1.消費創出事業 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。 【補助率】2/3以内 2.専門家派遣事業 商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。 【補助率】10/10定額 【補助額】上限額200万円 補助額 上記2事業の合計で、上限額2億円、下限額200万円 ※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。 詳細は公募要領をご確認ください。	経済産業省 北海道経済産業局 産業部経営支援課 商業振興室 ☎011-709-2311 (内線2581)

## (3) 融資

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>企業活力強化貸付 (地域活性化・ 雇用促進資金)</b> [募集期間:随時]	承認地域経済牽引事業計画などに 従って事業を行う方または雇用創出 効果が見込まれる設備投資を行う方 など	<b>【用途】</b> 左記の対象者の方が当該事業を行うために必要な設備資金及び運転 資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1.運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2.設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 (観光産業等 生産性向上資金)</b> [募集期間:随時]	「おもてなし規格認証」を取得した 方または訪日外国人観光客の消費需 要を取り込む方など	<b>【用途】</b> 「おもてなし規格認証」を取得した方が合理化、生産および販売能力 の拡大のために必要な設備資金および運転資金、または訪日外国人 旅行者の消費需要の取り込みを図る方が訪日外国人旅行者対応をす るために必要な設備資金および運転資金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) ※中小企業事業は限度額が異なります。 <b>【返済期間】</b> 1.運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2.設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131 中小企業事業 ☎011-281-5221
<b>企業活力強化貸付 (ソーシャル ビジネス支援資金)</b> [募集期間:随時]	社会的課題の解決を目的とする事業 を営む方など	<b>【用途】</b> 左記の対象者の方が事業を行うために必要な設備資金および運転資 金 <b>【融資限度額】</b> 7,200万円(うち運転資金は4,800万円) <b>【返済期間】</b> 1.運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) 2.設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) ※詳しい要件(利率等)は右記までお問い合わせください。	日本政策金融公庫札幌支店 国民生活事業 ☎011-231-9131

## (4) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>トータルプラン作成支援事業／1日 体験コース・実践 コース・ブラッ シュアップコース</b> [募集期間:原則毎月1日～15 日(採択件数に達し次第終了)] [無料]	商店街の活性化をめざしてビジョ ン・プランを作成し、新たな取組み を考える商店街	商店街を取り巻く環境を話し合うことで、それまでの既存の取組みを 見直すとともに、今後3年間を見据えた新たな取組みを考え出すこと を目的とします。知識やノウハウを備えた専門家のサポートのもと、 商店街のメンバーで話し合うワークショップ形式で研修を進めていき ます。 ○1日体験コース:ワークショップを体験し、話し合いの仕方を学ぶ ○実践コース:商店街の現状や今後の取組みについてじっくり話し合 う ○ブラッシュアップコース:実践コースで考え出したプランを実行に 移すため、調査や分析などを行う	(株)全国商店街支援 センター トータルプラン作成支 援事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syoutengai-shien.com/support/14.html">http://www.syoutengai-shien.com/support/14.html</a>
<b>商人塾支援事業</b> 募集期間はお問い合わせくだ さい。 [無料]	商会議所、商工会、中小企業団体 中央会、商店街振興組合連合会、商 店街連合会、協同組合、一般社団法 人、NPO法人等商店街支援組織等 ※過年度受講経験のある商店街の参 加に関しては、要件をHPにてご 確認ください。	商店街の次世代リーダーを発掘・育成するための「商人塾」の運営を 支援する事業です。 商会議所や商工会などが実施機関となり、地域の複数商店街から塾 生を募り、地域の課題に即した独自のカリキュラムを作成して実施す る「商人塾」。本事業では、その「商人塾」のカリキュラムに則り、専 門家や実践者による座学研修や現地調査などを行います。 「商人塾」を通じ、塾生たちは議論を重ね、リーダーとしての資質を磨 くとともに、商店街間、塾生同士のネットワークを構築し、その後の 商店街活動の基盤を形成します。 商店街に属していない方でも研修を受講することができ、より多くの 方が商店街活動への参加のきっかけとなる「商人塾」の実施が可能です。	(株)全国商店街支援 センター 商人塾支援事業担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syoutengai-shien.com/support/06.html">http://www.syoutengai-shien.com/support/06.html</a>
<b>繁盛店づく り支援事業</b> [募集期間:原則毎月1日～15 日(採択件数に達し次第終了)] ※実践コースのみ、店頭での 研修(公開臨店研修)の対象 店舗は1店舗あたり1万円の 受益者負担があります。 その他のコースは無料です。	(1) 応募者が「商店街」または「継 続的に活動している商店街に相 当する団体」であること。 ※振興組合、協同組合、任意の商店 街組織、商工会、商会議所等 (2) 応募者が会社法に規定する会社 (株式会社、合名・合資・合同 会社)ではないこと。 (3) 担当者は商店街または商会議 所等の支援機関であること。	商店街の核となる繁盛店をつくるため、個店の魅力を向上させて集客 力・販売力を高めるノウハウを提供します。それと同時に、繁盛店づく りを自立的・継続的に実行できる人材を育成し、商店街組織の基盤 構築を図ります。店頭での研修や、座学、意見交換会などが実施され ます。 ○1日体験コース:初めて本事業を受講する商店街対象(1日) ○ステップアップコース:バルやまちゼミなどの実績を生かして取り 組む(1日) ○実践コース:じっくり繁盛店づくりに取り組む(約4カ月) ○事業承継・創業後サポートコース:事業承継や創業後の店づくりの 安定化を図る(約3カ月) ○フォローアップコース:実践コースを2期以上受講した商店街対象(1 日)	(株)全国商店街支援 センター 繁盛店づくり支援事業 担当 ☎03-6228-3061 HP▼ <a href="http://www.syoutengai-shien.com/support/08.html">http://www.syoutengai-shien.com/support/08.html</a>

(5) その他

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<p><b>バイオマス産業都市の募集</b>                      [募集期間: 5月～7月]                      [無料]</p>	<p>①: 市町村 (単独又は複数)                      ②: 市町村 (単独又は複数) と当該市町村が属する都道府県の共同体                      ③: ①又は②と民間団体等 (単独又は複数) との共同体</p>	<p>木質、家畜排泄物、食品廃棄物などの地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型の再生可能エネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり、むらづくり (バイオマス産業都市) の構築を推進するため、関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を目指す地域を選定し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり、むらづくりを連携して支援します。</p> <p><b>【事業の仕組み】</b>                      募集要領に基づき提出されたバイオマス産業都市構想の提案書及び提案書に関連した参考資料について審査・ヒアリングを行い、バイオマス産業都市を選定します。</p> <p>バイオマス産業都市に選定された地域には、関係7府省が連携して、地域の構想の実現に向けて、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係7府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含め支援を行います。</p>	<p>農林水産省                      北海道農政事務所                      生産経営産業部                      事業支援課                      (再エネ・バイオマス担当)                      ☎011-330-8810</p>

## (1) 相談・指導・派遣

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道プロフェッショナル人材センター [募集期間:随時] [無料]	道内の中小企業者等	プロフェッショナル人材(※)の活用を希望する企業への相談に対応するほか、民間人材ビジネス事業者へ企業が求める人材ニーズの取次を行い、求職者とのマッチングを支援します。 (※)プロフェッショナル人材とは、マネジメントや販路拡大、生産性向上等に係る職務経験を持ち、企業幹部となり得るような人材をいう。	北海道プロフェッショナル人材センター ((公財)北海道中小企業総合支援センター内) ☎011-232-2002
働き方改革に関する働き方改革支援員の派遣 [募集期間:随時(5月下旬以降)] [無料]	道内の中小企業者等	中小企業等の就業環境改善を促進するため、働き方改革に関する地域企業へのハンズオン支援を実施します。 ①地域連携コース 【内容】 企業からの要請に応じて、振興局職員と働き方改革支援員が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援。 【派遣回数】 3回 ②ワーク・ライフ・バランス(WLB)実現コース 【内容】 従業員のWLBを実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員による従業員アンケート調査を実施し、WLBの現状と課題の見える化をサポート。 【派遣回数】 3回(1回目:企業概要ヒアリング、2回目:従業員アンケート調査、3回目:見える化の報告)	北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室労働環境グループ ☎011-204-5354
能力開発支援 [募集期間:随時] [有料] ※3.人材育成計画の作成支援は無料	1.事業主団体 2.事業主 3.従業員	【制度概要】 1.在職者訓練(能力開発セミナー) 2.指導員派遣・施設設備貸与 3.人材育成計画の作成支援 4.受託・共同研究 5.生産性向上支援訓練 6.基礎的ITセミナー 内容 1.在職者訓練(能力開発セミナー) 「ものづくり分野」のスキルアップのため、企業の従業員、事業主の方等を対象として、2～4日程度(12H～24H)の短期間の訓練を実施しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。 2.指導員派遣・施設設備貸与 事業主・事業主団体が自ら行う従業員の教育訓練等のための指導員の派遣及び施設・設備の貸し出しを行っています。 3.人材育成計画の作成支援 職業能力開発体系を活用し、人材育成プランの作成支援を行います。 4.受託・共同研究 新製品開発、新技術の導入、企業内業務の自動化や効率化など、民間企業等では解決できない技術的な課題について、大学が保有する職業能力開発のノウハウや先端的な設備・機器等を有効に活用して研究・開発等の支援を行っています。 5.生産性向上支援訓練 企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、lot、マーケティング等に関する知識やスキルを習得する訓練コースを用意しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。 6.基礎的ITセミナー 現在入手・利用可能なITを使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結び付けることのできる能力を習得するためのIT理解、ITスキル・活用及びIT倫理に関する訓練コースを用意しています。ご相談によりニーズに合わせた内容に対応いたします。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道職業能力開発促進センター 旭川訓練センター 釧路訓練センター 函館訓練センター 北海道職業能力開発大学校 ※各施設で対応しますので、問い合わせ一覧により最寄りの施設にご相談ください。
介護事業場就労環境整備事業 [募集期間:随時] [無料]	介護分野の事業場 (介護保険の適用・適用外、開業時期を問わない)	高齢化の伸展に伴い、介護分野での起業等が相次いでいるものの、労働基準関係法令等に関する理解が十分でないことなどによる就労環境の整備の立ち遅れが懸念されています。そこで、セミナーを開催するほか、介護業界の実情に詳しい専門家が、あなたの事業場を訪問し、業態等に相応しい就労環境の整備をアドバイスします(無料)。	(公社)全国労働基準関係団体連合会北海道支部 ☎011-747-6141
戦略的CIO育成支援事業 [募集期間:随時] [有料]	中小企業者等	中小企業のIT化推進にあたり、経営戦略に基づいたIT化戦略の策定や実施、またITの人材育成を行う専門家を派遣します。 【期間】 3か月～1年間(派遣頻度は2～4回/月程度) 【費用】 17,200円/人・日	(独)中小企業基盤整備機構北海道本部企業支援課 ☎011-210-7471
若年技能者人材育成支援等事業 [募集期間:随時] [無料]	若年技能者(35歳未満)、技能・技術を学ぶ学生、小中学生	1.若年技能者の人材育成に係る相談・援助 2.ものづくりマイスターの派遣による実技指導の実施 3.地域における技能振興事業の実施 建設業や製造業の若年技能者に対する人材育成についての相談・援助を行うほか、認定されたものづくりマイスターを企業や学校に派遣し、実技の指導やものづくり体験教室(出前授業)を行う。また、技能士を活用し、ものづくり体験など、地域のニーズに応じた技能振興事業を実施する。	北海道職業能力開発協会技能振興部 技能振興課 北海道技能振興コーナー ☎011-825-2387

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
北海道ビジネスサポート・ハローワーク [ 無 料 ]	中小企業者 新規創業者	北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。 1 企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング 2 助成金に関する案内相談、助成金セミナー等の開催（6月から毎月開催予定） 3 経営相談（同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応）	北海道ビジネスサポート・ハローワーク ☎011-200-1622
北海道就業センターの企業支援 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 無 料 ]	道内の中小企業等	【制度概要】 北海道就業支援センター（ジョブカフェ北海道、ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、企業の人材確保や職場定着を支援します。 【内容】 ・人手不足や職場定着に関する企業個別相談（訪問支援） ・社員のキャリア形成のための企業内キャリアコンサルティング	北海道就業支援センター ☎011-209-4510

(2) 補助金・助成金

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
産業人材育成・確保支援事業 [育成事業] (中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う、先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 入学金、授業料、滞在費、往復の交通費 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 50万円（1人当たり）	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
産業人材育成・確保支援事業 [確保事業] (中小企業競争力強化促進事業)	道内の中小企業者等	新分野・新市場への進出等に要する人材確保のために行う、テレワーク（情報通信技術を利用した就業場所や時間にとらわれない働き方）の導入に要する経費の一部を補助します。 【対象経費】 機器購入費、システム構築費、コンサルタント料 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度額】 60万円	(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G ☎011-232-2403
ものづくり産業分野人材確保支援事業 (道外人材確保支援) [ 募 集 期 間 : 未 定 ]	道内ものづくり企業等	道内ものづくり企業の道外人材確保に向けた取組を支援する。 ○道外人材確保支援 ものづくり企業が道外在住の求職者と面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費の一部を助成 ■対象経費 事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費 ■補助金額（上限額） 雇用契約を締結した者1名につき5万円以内（通算限度額は1事業者につき10万円） ■補助率 1/2以内	北海道 経済部産業振興局 産業振興課ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
航空機関連分野参入促進・人材育成事業 (研修派遣支援)	道内ものづくり企業等	航空機関連分野への道内企業の参入を促進するため、参入に必要なノウハウ、技術力を持つ専門人材等の育成を行う。 ○研修派遣支援 道内企業大手航空機部品メーカー等に対して研修派遣を行う経費の一部を助成 ■補助率等 未定	北海道 経済部産業振興局 産業振興課ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
地域戦略産業人材確保支援事業 [ 募 集 時 期 : 5 月 ~ 2 月 ]	ものづくり、IT、食関連、観光関連分野の中小・小規模企業等	1 人材確保に向けた意識改革・生産性向上セミナーの開催（道内6地域） （1）人材募集、生産性向上・業務改善 （2）地域における外国人材の受入環境整備 2 支援コーディネーターの配置・派遣 多様な人材の確保に向けた中小・小規模企業等の取組を支援するコーディネーターを配置し、相談対応を実施 3 人材募集・業務改善等支援 中小・小規模事業者等の人材確保の取組に係る経費を補助（※上記2のコーディネーターの相談を受けた上で必要と判断されたものを対象とする。） 補助率：1/2以内（上限100万円）	北海道 経済部労働政策局 雇用労政課雇用創出グループ ☎011-204-5348
雇用調整助成金	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	○制度概要・内容 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成金を支給する。 ○支給額 【休業・教育訓練】 休業手当等の一部助成2/3（中小企業以外1/2） 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3（中小企業以外1/2）	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター6階 ☎011-788-2294

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>労働移動支援助成金</b>	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>【再就職支援コース】 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成金を支給する。</p> <p>【早期雇入れ支援コース】 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3ヶ月以内に雇入れた事業主に対し助成金を支給する。</p>	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6階 ☎011-788-2294
<b>中途採用等支援助成金</b>	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>【中途採用拡大コース】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用）させた事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【Uターンコース】 東京圏からの移住者を雇入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成。</p> <p>【生涯現役起業支援コース】 中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した雇用創出措置に対して助成。</p>	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6階 ☎011-788-2294
<b>人材確保等支援助成金</b>	中小企業、大企業 (一部中小企業のみ利用可) ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>【雇用管理制度助成コース】 雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取組む事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【介護福祉機器助成コース】 介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取組む介護事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【介護・保育労働者雇用管理制度助成コース】 賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取組む介護・保育事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【中小企業団体助成コース】 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成金を支給する。</p> <p>【人事評価改善等助成コース】 生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成金を支給する。</p> <p>【設備改善等支援コース】 生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善（賃金アップ等）と生産性向上を図る事業主に対して助成金を支給する。 雇用管理改善計画期間1年または3年のいずれかを選択。</p> <p>【働き方改革支援コース】 働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成。</p> <p>【雇用管理制度助成コース（建設分野）】 ①人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）】 ①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成金を支給する。</p> <p>【作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）】 ①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成金を支給する。</p>	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6階 ☎011-788-9132

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>キャリアアップ助成金</b>	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>【正社員化コース】 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【賃金規定等改定コース】 有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し昇給させた事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【健康診断制度コース】 有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定・実施した事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【賃金規定等共通化コース】 有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【諸手当制度共通化コース】 有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【選択的適用拡大導入時処遇改善コース】 労使合意に基づく社会保険の適用拡大措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の賃金上げを実施した事業主に対し助成金を支給する。</p> <p>【短時間労働者労働時間延長コース】 短時間労働者の週所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させた事業主に対し助成金を支給する。</p>	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター 6階 ☎011-788-9071
<b>人材開発支援助成金</b>	中小企業、大企業 (一部中小企業のみ利用可) ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>【特定訓練コース】 OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について実施する事業主に助成金を支給する。</p> <p>【一般訓練コース】 職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対し助成金を支給する。</p> <p>【教育訓練休暇付与コース】 ①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、もしくは ②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成金を支給する。</p> <p>【特別育成訓練コース】 有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【建設労働者認定訓練コース】 ①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【建設労働者技能実習コース】 雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成金を支給する。</p> <p>【障害者職業能力開発コース】 障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成金を支給する。</p>	北海道労働局 職業安定部職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター 6階 ☎011-788-9070
<b>通年雇用助成金</b>	中小企業、大企業 ※他に要件がございますので、詳しくは右記問い合わせ先までご連絡ください。	<p>北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【事業所内就業】 季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合</p> <p>【事業所外就業】 季節労働者を他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ冬期間も継続雇用した場合</p> <p>【休業】 季節労働者を冬期間も継続して雇用し、期間中一時的に休業させた場合</p> <p>【業務転換】 季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し継続して雇用した場合</p> <p>【訓練】 冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合</p> <p>【新分野進出】 季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所設置・整備した場合</p> <p>【季節トライアル雇用】 季節労働者を試行(トライアル)雇用終了後、引き続き常用雇用として雇入れた場合</p>	最寄りのハローワーク にお問い合わせください。 14 お問い合わせ先一覧参照 (P73)

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>高年齢者雇用支援</b> 【65歳超継続雇用促進コース】 [受付期間:随時]	・事業主	65歳超雇用推進助成金 ～65歳超継続雇用促進コース～ <b>【制度概要】</b> 高年齢者の雇用の促進を図るため、定年の引上げ等を行った事業主に対して助成金を支給します。 <b>【内容】</b> ・就業規則等により、旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届出する必要があります。 ・定年の引上げ等を実施する場合は、専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合は、コンサルタントに相談し経費を支出した場合に助成金の対象となります。 <b>【支給額】</b> 「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じた区分により支給額が異なります。(5～160万円) <b>【その他】</b> 詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
<b>高年齢者雇用支援</b> 【高年齢者評価制度等雇用管理改善コース】 [受付期間:随時]	・事業主	65歳超雇用推進助成金 ～高年齢者評価制度等雇用管理改善コース～ <b>【制度概要】</b> 高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。 <b>【内容】</b> 高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置を実施した事業主に助成します。 ○高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善 ○高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入または改善 ○高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善 ○法定外の健康管理制度の導入 等 <b>【助成額】</b> 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費(※1)の額に、次の助成率を乗じた額 生産性要件(※2)を満たした場合 中小企業事業主の助成率 75% 中小企業事業主以外の助成率 60% 生産性要件を満たさなかった場合 中小企業事業主の助成率 60% 中小企業事業主以外の助成率 45% ※1 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費は、雇用管理制度の導入または見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費です。初回に限り30万円とみなします。2回目以降の申請は、30万円を上限とする経費の実費を対象経費とします。 ※2 生産性要件の詳細については、当機構のホームページをご確認ください。 ※3 本助成金の内容は、平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提となり、今後、変更となる可能性があります。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
<b>高年齢者雇用支援</b> 【高年齢者無期雇用転換コース】 [受付期間:随時]	・事業主	65歳超雇用推進助成金 ～高年齢者無期雇用転換コース～ <b>【制度概要】</b> 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成金を支給します。 <b>【内容】</b> 企業内における高年齢者の無期雇用転換を図るため「無期雇用転換計画」を次の(1)～(2)によって実施した場合に受給することができます。 (1) 無期雇用転換計画の認定(当機構の認定を受ける必要あり) (2) 無期雇用転換の措置の実施 <b>【支給額】</b> 対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給。ただし、生産性要件を満たす場合には、対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。 <b>【その他】</b> 詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>障害者雇用支援</b> [受付期間:随時]	・事業主	障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 【制度概要】 事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して助成金を支給します。 【助成金の種類】 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・障害者相談窓口担当者の配置助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金 ・重度障害者多数雇用事業所設置等助成金 ・障害者職場実習支援事業 【支給対象障がい者】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者 ※助成金の種類ごとに対象となる障がい者が異なります。 【その他】 助成金の種類ごとの支給額や詳細な支給要件等については、当機構ホームページをご確認ください。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課 ☎011-622-3351
<b>人材育成助成事業(自主研修事業)</b> [募集期間:随時]	道北地域(上川・留萌・宗谷の各管内)に主たる事業所を有し、6か月以上事業を行っている中小企業者(個人事業主を含む)・中小企業グループ	地域内外の研究者等の招へいなどによる自主研修に対し助成します。 【補助率】 対象経費の1/2以内 【申込期間】 事業開始日の1ヶ月前まで 【対象経費】 講師謝礼費、講師旅費、機材等賃借料、会場使用料等 【助成額】 1人当たり10万円以内	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820
<b>人材育成助成事業(派遣研修事業)</b> [募集期間:随時]	道北地域(上川・留萌・宗谷の各管内)に主たる事業所を有し、6か月以上事業を行っている中小企業者(個人事業主を含む)・中小企業グループ	技術者等を先進企業、試験研究機関、大学等に派遣し、研修を受ける場合に助成します。 【補助率】 対象経費の1/2以内 【申込期間】 事業開始日の1ヶ月前まで 【対象経費】 交通費、滞在費、受講費 【助成額】 1人当たり10万円以内	(一財) 旭川産業創造プラザ ☎0166-68-2820
<b>技能・技術育成研修事業</b> [募集期間:随時]	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	ポリテクセンター北海道(札幌市)・北海道ポリテクカレッジ(小樽市)等が行う能力開発セミナーの受講費の一部を支援します。 【開催時期】2019年4月～2020年3月 【助成内容】受講料の一部を助成	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>技術者等養成研修助成事業</b> [募集期間:随時]	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	地域内企業の研究者や技術者が、高度技術の研究開発に取り組むため、道内外の大学・企業等における研究・研修機関で実施する研修会等に参加する場合に研修に要する経費の一部を助成します。(1企業1名のみ) 【対象経費】 交通費、宿泊費、研修参加費等 【補助率、限度額】 対象経費の3/4以内、10万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>工場等社内研修助成事業</b> [募集期間:随時]	道央地域(苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町)内の中小企業等	企業が工場等で行う社内研修事業であって、対象人員が10名以上で、2日間以上の研修を行う場合に研修に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】講師の招聘経費(交通費・宿泊費・謝金等) 【補助率、限度額】 対象経費の1/2以内、10万円限度	(公財) 道央産業振興財団 業務部 ☎0144-56-5971
<b>技術者等研修助成事業</b> [募集期間:随時]	函館地域(函館市・北斗市・七飯町)に事業所を有し、原則として製造業及びソフトウェア業を営んでいる者	先進企業、試験研究機関、大学、中小企業大学校等への技術者等の派遣に要する経費の一部を助成します。 【対象経費】 交通費、滞在費、受講料等 【補助率】 対象経費の2/3以内	(公財) 函館地域産業振興財団(産業支援課) ☎0138-34-2600
<b>ものづくり創出支援事業補助金(ものづくり資格取得支援事業)</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者	当センターが認める資格の取得に関する経費を助成します。 【対象経費】 旅費交通費、検定料等(講習受講に係る経費は除く)、手数料等 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度】 1社10万円(ただし、前記の補助対象経費は事前申請し、技能検定に合格した者の経費。また、新規取得のみを対象とし、更新は対象外とする。)	(公財) 室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188
<b>ものづくり創出支援事業補助金(ものづくり技術・技能習得研修支援事業)</b>	室蘭市、登別市内の中小企業者、及び任意団体(2/3以上が室蘭市・登別市内の中小企業)	技術・技能・デザイン開発等の習得のための先進企業や試験研究機関への技術者派遣または専門技術者招聘等による人材教育、研修事業に関する経費を助成します。 【補助率】 対象経費の1/2以内 【限度】 40万円 【対象経費】 報償費、旅費交通費等	(公財) 室蘭テクノセンター ☎0143-45-1188

(3) 研修・セミナー

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
ものづくり人材技術力強化事業 (セミナー・研修会等) [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	道内ものづくり企業等	ものづくり企業の技術力を強化するため、研修会やゼミ等の開催によるIoT技術や生産管理などの技術系人材の育成強化を行う（道総研委託事業）。 ○AI・IoTや生産管理・品質管理 AIやIoT、ロボットなどの先端分野や、生産管理、品質管理をテーマとしたゼミ等の開催  ○次世代自動車 EVや燃料電池車などの次世代自動車関連部品の分解・分析会の開催	北海道 経済部産業振興局 産業振興課ものづくり産業グループ ☎011-204-5323
問題解決手法研修会 [ 募 集 期 間 : 5 月・6 月 ] [ 有 料 ]	職場の問題解決・改善を目指す従業員（在職者）等	【制度概要】 地域企業のQCD（品質・価格・納期）対応力強化を目的に、従業員の能力向上に効果的であるQCサークル活動の導入・定着を図るため、QCサークル北海道支部と共催で研修会を開催します。  【内容】 職場の第一線で活躍されている企業の方々を対象に、職場の問題解決や改善に役立つQCサークル活動の基礎を学び、さらにステップアップしていただく研修会を開催します。 QCサークル活動は製造業だけでなく、事務・販売・サービス・医療・福祉など様々な業種や部門においても実践され、顧客満足度や社員の育成・能力の向上など成果を上げております。	北海道 経済部労働政策局 人材育成課産業人材グループ ☎011-204-5098
能力開発セミナー (在職者訓練) [ 無 料 ]	在職者	【制度概要】 在職者に対し、生産技術の進歩等に対処する能力の開発及び管理監督、管理サービスに必要な知識・技能の付与を行うとともに職業能力向上に係る情報を提供し、在職者としての資質向上を図るためのセミナーを実施します。  【内容】 企業内での教育訓練の実施が困難な中小企業等の在職労働者を対象に、当該職種に係る能力の向上等のために、道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校が実施する職業訓練です。 (テキスト代等は実費負担。)	北海道 経済部労働政策局 人材育成課学院調整グループ ☎011-204-5358
向上訓練等推進員による支援 [ 無 料 ]	企業及び在職者	企業における在職者の教育訓練や、労働者の自己啓発など生涯能力開発体制の充実強化を図るため、職業訓練に対する援助及び実施促進の指導・助言等を行います。 (1) 地域の事業主が行う職業訓練に対する援助及び実施促進 ・企業における能力開発のプラン作りについての指導 ・技術革新や高齢化等に応じた能力開発の実施についての指導 ・従業員の自発的な能力開発のための情報提供 ・能力開発に関する各種の情報、資料の収集 ・能力開発に関する各種支援制度の普及広報活動 (2) その他民間能力開発の推進に必要なサービス業務 向上訓練等推進員が設置されている機関は、以下のとおりです。 ・北海道立札幌高等技術専門学院（TEL011-781-5541） ・北海道立函館高等技術専門学院（TEL0138-47-1121） ・北海道立旭川高等技術専門学院（TEL0166-65-6667） ・北海道立旭川高等技術専門学院稚内分校（TEL0162-33-2636） ・北海道立北見高等技術専門学院（TEL0157-24-8024） ・北海道立室蘭高等技術専門学院（TEL0143-44-3522） ・北海道立苫小牧高等技術専門学院（TEL0144-55-7007） ・北海道立帯広高等技術専門学院（TEL0155-37-2319） ・北海道立釧路高等技術専門学院（TEL0154-57-8011） ・北海道立障害者能力開発校（TEL0125-52-2774）	北海道 経済部労働政策局 人材育成課学院調整グループ ☎011-204-5358
認定職業訓練に対する支援 [ 無 料 ]	認定職業訓練を実施する中小企業事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合体	【対象経費】 認定職業訓練のうち集合して行う訓練に要する経費で次のもの (1) 指導員・講師等の謝金、建物の借上及び教材費等の経費 (2) その他管理運営に要する経費のうち特に必要と認める経費  【補助率】 補助対象経費の2/3以内	北海道 経済部労働政策局 人材育成課産業人材グループ ☎011-204-5357 ※募集機関については、各総合振興局・振興局にご相談ください。
多様な人材の安定就業促進事業 (職場定着の促進) [ 無 料 ]	道内の中小企業等	【制度概要】 ものづくり・IT・食・観光関連産業における若者の職場定着の取組強化を支援します。  【内容】 ・企業のメンター能力向上セミナー（6地域） ・好事例発信セミナー（6地域）	北海道 経済部労働政策局 雇用労政課就業支援グループ ☎011-204-5099

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
食品製造業の人材育成事業	道内食品製造業者等	<p>地域資源を有効活用した食品開発・販売に取り組む食のキーパーソンの育成を実施するほか、北海道ブランドとして可能性が高い道産ワインの更なる品質向上を図るため、ワイン造りに携わる者に醸造やマーケティング手法等を習得する機会を設ける。</p> <p>1 北海道食のキーパーソン育成事業</p> <p>(1) 人材育成研修 マーケティング手法と地域資源を有効に活用した商品開発や地域資源を核とした地域ブランドの創出及び「食品づくり」における経営力アップに関する人材育成を実施する。</p> <p>(2) 地域ワークショップ 食のキーパーソンの等の取組について地域で共有し、地域で活躍できる環境づくりに向け、地域ワークショップを開催する。</p> <p>(3) 成果発表会 受講生同士の連携による取組の磨き上げを図るとともに、道や支援機関等と受講生との連携によるフォローアップ体制を構築するため、本人材育成研修の成果発表会を開催する。</p> <p>2 道産ワイン高度人材確保事業</p> <p>(1) 道産ワイン品質強化研修 北海道内でワイン造りに携わる者に対し、栽培・醸造技術等のレベルアップにつながる研修会を開催し、道産ワインの品質及びブランド力向上を図る。</p> <p>(2) 道産ワインブランド力向上事業 道内のワイナリーをはじめとする道産ワイン販売に携わる者に対して、マーケティング等のセミナー及び道内外のトップブランド市場におけるテストマーケティング、並びに外国人観光客等に対するプロモーションを実施し、道産ワインの販路拡大及びブランド力向上を図る。</p>	北海道 経済部食関連産業室 食クラスターグループ ☎011-204-5979
研修会・講習会の開催 [ 無 料 ] (ただし、研修会等に必要な消耗品等の実費をいただくことがある)	企業等	<p>企業等の技術者や地域産業の担い手の皆様を対象とした研修会や講習会を開催します。</p> <p>対応曜日：月～金（祝日除く） 対応時間：8：45～17：30</p>	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail：hq-soudan@hro.or.jp
研修者の受け入れ [ 無 料 ] (ただし、研修等に必要な消耗品等の実費をいただくことがある)	企業等	<p>企業等の技術者や地域産業の担い手の皆様を研修者等として受け入れます。</p> <p>対応曜日：月～金（祝日除く） 対応時間：8：45～17：30</p>	(地独) 北海道立総合研究機構 本部連携推進部 ☎011-747-2900 e-mail：hq-soudan@hro.or.jp
技術講習 [ 無 料 ]	企業等	<p>企業などの技術の高度化を図るため、技術研修会や研究成果発表会等を開催しています。</p> <p>詳細は決まり次第、次のHPアドレスにてご案内いたします。 <a href="http://www.techakodate.or.jp/">http://www.techakodate.or.jp/</a></p>	北海道立工業技術センター ☎0138-34-2600
技術講習 [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	オホーツク地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る	<p>食品加工企業等における技術力の向上を図るため、基礎的技術、新しい製造技術、品質・衛生管理や商品開発などに関する技術講習会を開催しています。</p> <p>今年度の開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏頃：高度食品加工技術講習会</li> <li>・5月～6月：衛生検査実技</li> <li>・未定：表示セミナー</li> </ul>	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター [管理運営：(公財)オホーツク地域振興機構] ☎0157-36-0680
研修生受け入れ [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に限る	<p>地域企業の従業者・技術者の資質向上を目的に研修生を受け入れ、加工技術・品質管理技術に関する技術指導を行っています。</p> <p>昨年度実績：6件 受入技術分野：機器利用技術習得、衛生試験実技習得、食品開発技術習得</p>	
地域技術研究会 [ 募 集 期 間 : 不 定 期 ] [ 無 料 ]	地域の産学官の研究者・技術者など	<p>地域の産学官の研究者・技術者等の交流や、共通課題の検討を図るため、技術・業種別研究会を開催しています。</p> <p>昨年実績及び現在活動している研究会名</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オホーツク公立食品加工施設実務者研究会</li> <li>2. 発酵微生物・酵素利用研究会</li> </ol>	
技術研修 [ 募 集 期 間 : 未 定 ] [ 無 料 ]	釧路・根室地域の中小企業者等	<p>地域企業等の技術力の向上、技術の高度化を図るため、CAD、溶接など基礎的技術に関する講習会や企業経営に関する講習会などを行います。</p>	(公財) 釧路根室圏地域産業技術振興センター ☎0154-55-5121
中小企業経営セミナー等 [ 募 集 期 間 : 随 時 ] [ 有 料 ]	人材のスキルアップを目指す方など	<p>【セミナーテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業が直面している多様な経営課題等</li> <li>・人材の育成を通じた経営力の強化</li> </ul> <p>詳しくは、<a href="https://seminar.sapporosansin.jp/">https://seminar.sapporosansin.jp/</a></p>	(一財) さっぽろ産業振興財団 産業振興センター ☎011-820-3122
研修 [ 募 集 期 間 : 通 年 ] [ 有 料 ]	中小企業者等	<p>中小企業の経営者及び経営管理者等に対する各種研修を実施しています。</p> <p>案内ホームページ <a href="http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html">http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html</a></p>	中小企業大学校旭川校 ☎0166-65-1200

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>技術講習</b> [募集期間:未定] [無料]	十勝地域食品企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	<b>【食品加工技術センター】</b> 食品加工企業等における技術力の向上を図るため、基礎的技術、新しい製造技術、品質・衛生管理や商品開発などに関する技術講習会を開催しています。 <今年度の開催予定(テーマ・時期)> 2019:微生物講習会(初級編・中級編)(5月から) 予定  <b>【十勝産業振興センター】</b> 企業等における技術力の向上を図るため、基礎的技術の習得に関する技術講習会を開催しています。 <今年度の開催予定(テーマ・時期)> 3D-CAD講習会(初級編)(6月頃から)(応用モデリングと構造解析入門編)(11月頃から) 予定	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383 (十勝産業振興センターグループ) ☎0155-38-8850
<b>研修生受入</b> [募集期間:随時] [有料]	企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る	地域企業の従業者・技術者の資質向上を目的に研修生を受け入れ、加工技術・品質管理技術に関する技術指導を行っています。 <b>【過去の受入実績例】</b> 肉製品加工技術、乳製品製造加工技術、豆腐製造に関する技術、衛生管理の基礎等	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383
<b>地域技術研究会</b> [募集期間:不定期] [無料]	地域の産学官の研究者・技術者など	地域の産学官の研究者・技術者等の交流や、共通課題の検討を図るため、技術・業種別研究会を開催しています。 <b>【研究会】</b> 十勝圏ナチュラルチーズ品質管理研究会、十勝圏地域食品加工技術者の会	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (食品加工技術センターグループ) ☎0155-37-8383
<b>オンデマンド型技術セミナー</b> [募集期間:随時] 受講項目及び対象者により、有料もしくは無料となりますので、詳しくはお問い合わせください。	十勝地域の企業等 ※個人の場合、創業・起業予定者に 限る (十勝地域以外の企業等の場合は、日本国内において同様のセミナーを実施している事業者が少ない受講項目のみ対象とする)	希望する時に希望する内容で受講できる、オンデマンド型の技術セミナーを開催しています。下記の6区分について全26の受講項目があり受講生を随時募集しておりますので、どうぞご活用下さい。 <b>【セミナー区分】</b> エレクトロニクス、通信、ソフトウェア、FA、マシンビジョン、機械設計	(公財) とかち財団 ものづくり支援部 (十勝産業振興センターグループ) ☎0155-38-8850
<b>技術研修会・講習会の開催</b> [募集期間:随時] [無料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域制限はない)	企業における技術力の向上や高度化、新技術の普及等を図るため、技術研修会や講習会を開催する。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
<b>新入社員・中堅技術者向け常設研修会の開催</b> [募集期間:随時] [無料]	苫小牧地域を中心とする企業(地域制限はない)	新入社員、中堅技術者等向けの個別対応型技術研修会を開催する。	苫小牧市テクノセンター ☎0144-57-0210
<b>研修生受入れ</b> [募集期間:随時] [有料]	企業等	企業の中堅技術者の資質向上のため、企業等の技術者を研修生として受け入れています。 <b>【費用】</b> 1万円/月	(公財) 函館地域産業振興財団(総務課) ☎0138-34-2600
<b>食品の品質・衛生管理技術研修</b> 当協議会HPの年間スケジュールに適宜記載 [原則有料]	食品の製造・加工・調理・販売等に携わる人、品質衛生管理責任者・関係者等	HACCPに沿った衛生管理の浸透を目的とした研修や、危害要因として最も発生頻度の高い微生物研修会等、食品業界における人材の育成を目的とした研修の実施。 <a href="http://hofia.org/schedule.html">http://hofia.org/schedule.html</a>	(一社) 北海道食品産業協議会 ☎011-241-6447
<b>情報化人材育成事業</b> [募集期間:未定] [有料]	IT企業及びユーザー企業IT部門の社員	・初級から高度まで幅広い技術者の育成とスキルアップのための研修を開催 ・個別企業のご要望に沿ってニーズにマッチした受託研修の企画・開催 ・第4次産業革命スキル習得講座認定「AIエンジニア講座」などのAI人材育成講座の開催	(株) 北海道ソフトウェア技術開発機構 ☎011-816-9700
<b>新入社員研修</b> [募集期間:未定] [有料]	IT企業及びユーザー企業IT部門の新卒者・中途採用者	ビジネスマナー研修、IT基礎および開発技術研修及びフォローアップ研修の開催	

(4) 技能試験

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>ビジネス・キャリア検定試験(公的資格試験)</b> [募集期間:4月から7月] [募集期間:10月から12月]	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。 <b>【対象者】</b> 1級:実務経験10年以上(部門長、ディレクター、相当職を目指す方) 2級:実務経験5年程度(課長、マネージャー相当職を目指す方) 3級:実務経験3年程度(係長、リーダー相当職を目指す方) BASIC級:学生、就職希望者、内定者、入社してまもない方 <b>【内容】</b> 8分野39試験から自分の職種にあった受験が可能です。厚生労働省が定める職業能力開発評価基準に準拠しています。	北海道職業能力開発協会 総務部 総務振興課 ☎011-825-2385
<b>コンピュータサービス技能評価試験(公的資格試験)</b> [募集期間:5月から3月]	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と実務能力の評価を行うことを目的とした試験です。 <b>【対象者】</b> パソコンを使う入門者からエキスパートまでを対象にしたグレード設定(上位から1級(エキスパートレベル)→2級(実務レベル)→3級(入門レベル))をしています。 実務作業を想定した試験内容で、仕事で活用できる能力を評価するため、即戦力の人材を育成、評価できます。 <b>【内容】</b> 基本アプリケーション操作として「ワープロ部門」「表計算部門」、IT社会では必須の「情報セキュリティ部門」の3部門があります。	北海道職業能力開発協会 総務部 総務振興課 ☎011-825-2385

支援制度名	対象者・制度概要・内容	問い合わせ先
<b>技能検定</b> [募集期間:4月、10月、随時 (技能実習生向け)] [有 料]	<p>働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する「国家検定制度」です。</p> <p>技能検定は技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。</p> <p>技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または北海道知事名(2級(随時2級)、3級(随時3級)、基礎級)の合格証書が交付され、技能士と称することができます。</p> <p>なお、平成29年度後期から若者(35歳未満)の受検を促進するため、ものづくり分野の2級及び3級の実技試験手数料が国の措置(負担)により減額されます。</p>	北海道職業能力開発協会 技能振興部 技能検定課 ☎011-825-2386

## (1) 認証

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>北海道働き方改革推進企業認定制度</b> [募集期間:随時] [無料]	国、地方公共団体を除き、道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上を雇用する法人、個人又は団体	働き方改革に取り組む企業を「北海道働き方改革推進企業」として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉に資することを目的とした制度です。 <b>【制度概要】</b> 「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を3つの柱とする「北海道働き方改革推進方策」(平成29年10月策定)に掲げた働き方改革の様々な取組を、幅広く評価項目とした総合的、包括的な認定制度です。 働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレード(ホワイト・ブロンズ・シルバー・ゴールド)で認定し、より高い水準の取組を行っている企業が高い評価を獲得できる仕組みになっています。 認定を受けた企業は ・日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」の利用 ・北海道の中小企業制度融資の利用 ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点点※ (※北海道あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件などを満たしている必要があります。) ・ゴールド認定表彰(ゴールド認定を受けた企業のみ) などのメリットを受けることができます。 詳しくは、以下のアドレスの北海道のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kr/rsf/hatarakikatakaikakuninteiseido.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kr/rsf/hatarakikatakaikakuninteiseido.htm</a>	北海道 経済部労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 労働環境グループ ☎011-204-5354
<b>エゾシカ肉処理施設認証制度</b> [申請期間:毎年7月・8月] [無料]	道内で食肉処理業の営業許可を受け、エゾシカ肉の処理を行っている事業者	次の要件を全て満たす施設からの申請を受け、書類審査及び現地審査を経て、エゾシカ肉処理施設認証検討会で検討後、認証施設を決定し、道のHPなどで紹介します。 1.道内に設置された食肉処理施設であること。 2.エゾシカ肉衛生処理マニュアル(平成18年10月北海道作成)を遵守していること。 3.北海道HACCP(北海道保健福祉部)で評価段階A以上を取得していること。 4.出荷する製品のトレーサビリティを書面上で確認することが可能であること。 5.要綱に定めるカットチャートを遵守していること。 6.要綱に定める表示ラベルの記載事項を遵守していること。	北海道 環境生活部環境局 生物多様性保全課 エゾシカ対策グループ ☎011-204-5988
<b>シカの日参加店登録制度</b> [募集期間:随時] [無料]	道内の飲食店・販売店	次の店舗・期間・参加回数の条件を満たす店舗を、シカの日参加店として登録し、道のHPなどで紹介します。 <b>【店舗条件】</b> ①、②のいずれかに該当 ①「エゾシカ肉処理施設認証制度」による認証施設で処理されたエゾシカ肉や加工品を利用した料理を提供する飲食店 ②上記認証施設で処理されたエゾシカ肉やその加工品を取り扱う食肉販売店 <b>【対象期間や参加回数の条件】</b> ①～③のいずれかに該当 ①10月から3月の毎月第4火曜日「シカの日」に3回以上サービスを提供する店舗であること。 ②「シカの日」を含む連続1週間以上のサービスを10月から3月の間に1回以上提供する店舗であること。 ③「エゾシカウィーク(※)」に参加する店舗であること。 ※毎年2月に開催するエゾシカ肉消費拡大運動	北海道 環境生活部環境局 生物多様性保全課 エゾシカ対策グループ ☎011-204-5988
<b>道産食品独自認証制度(きらりっぷ)推進事業</b> [募集期間:品目毎に設定] [有料]	道産食品(道内で生産された生鮮食品又は主な原材料に道産原材料を使用し、道内で製造加工された加工食品をいう)を製造加工する事業者	道産食品に対する消費者の信頼を確かなものとし、北海道ブランドの向上を図るため、北海道ならではの自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証するものです。 認証品については、オフィシャルブックや道のHPなどで紹介するほか、商談会や各種イベントでのPRを実施しています。 <b>【内容】</b> 知事の登録を受けた認証機関(3団体)が、認証を受けたい事業者からの申請を受け、必要な審査を行い、知事が定めた基準に適合した場合に認証を行います。 (認証機関と所管する認証品目) ・(一財)日本穀物検定協会北海道支部 ①ハム類、②日本酒、③ベーコン類、④ソーセージ類、⑤そば、⑥みそ、⑦ワイン、⑧アイスクリーム、⑨納豆、⑩しょうちゅう、⑪豆腐、⑫しょうゆ、⑬生中華麺、⑭ビール、⑮生ハム ・(一社)北海道水産物検査協会 ①熟成塩蔵さけ、②いくら、③醤油いくら、④熟成塩蔵からふとます、⑤魚醤油 ・(公社)北海道酪農検定検査協会 ①ナチュラルチーズ	北海道 農政部食の安全推進局 食品政策課 6次産業化推進グループ ☎011-204-5432

## (2) 表彰

支援制度名	対象者	制度概要・内容	問い合わせ先
<b>北海道加工食品コンクール</b> 「道産食品の改良・開発、販路拡大の支援」 当協会HPの年間スケジュールに適宜記載 [ 有 料 ]	道産資源を主な原材料として、概ね3年以内に改良・開発を行った、食品製造加工業者	毎年1回、1月～2月の間の1日間にて実施。審査は開発・加工技術関係者、流通小売関係者、品質・衛生管理関係者、消費者団体関係者等の約10名の審査員により行われる。 当コンクールに出品する事により、 ＊審査員から具体的なアドバイスを得られる ＊受賞すれば当該商材だけでなく、企業PRになる ＊最優秀賞受賞商品は、東京で行われる「ふるさと食品中央コンクール」に当協議会から推薦され、より広域市場でのPRに繋がる	(一社) 北海道食品産業協議会 ☎011-241-6447
<b>地方発明表彰</b>	国内の企業・機関、個人等	大正10年に開始した地方発明表彰は、実施されている優れた発明、考案又は意匠を生み出した技術者・研究者を顕彰するものです。 <b>【内容】</b> 全国8地方（北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州）に分けて実施しています。 それぞれの地方から生まれた、優れた発明等を募集しています。技術的に優秀で、かつ実施効果が高い特許、実用新案及び意匠の発明者等を対象に次の各賞を贈呈します。 特別賞（文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞、知事賞、市長賞等）・発明奨励賞他	(一社) 北海道発明協会 ☎011-747-7481
<b>キッズデザイン賞</b> [ 有 料 ] 50,000円(税抜)/1作品につき	応募対象の主たる事業者（生産・販売者、施主、プロジェクトの主催者、そのデザイン・開発・研究などを担当した事業者、個人等）	キッズデザイン賞は、「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」、「子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン」、「子どもたちを産み育てやすいデザイン」の3つのデザインミッションから構成された顕彰制度です。 社会的、文化的な見地から公正な評価を与え、子ども環境の高度化を図ることを目的としています。応募対象は、乳幼児用品や玩具などの子ども用の製品・空間・サービスはもちろん、あらゆる年齢層が使うもので、かつ子どもへの配慮、子ども目線を持った良質な製品・空間・サービス・プログラム・調査研究活動などです。 受賞作品は、「キッズデザインマーク」を使用することができます。応募者は、3つのキッズデザインミッションに基づいた応募部門からいずれか1つと、応募作品のカテゴリーを選択。応募作品全体から最優秀賞（内閣総理大臣賞）や優秀賞（経済産業大臣賞など各大臣賞）などが授与される。 <b>〈カテゴリー〉</b> プロダクト/アプリケーション・サービス/建築・空間/コミュニケーション/調査・研究	特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会 ☎03-5405-2141
<b>グッドデザイン賞</b> [ 有 料 ]	応募対象の提供に主たる責任を有する法人及び個人（商品の生産・販売者、建築施設の施主、コミュニケーションメディアの提供者、サービス事業の提供者、事業と活動の主催者など）並びにデザイン事業者	1957年に経済産業省（旧通商産業省）によって創立された「グッドデザイン商品選定制度」を（公財）日本デザイン振興会が承継し、1998年度より同団体が主催している総合的デザイン評価・推奨制度です。 応募対象のうち、優れていると認められるものについて、「グッドデザイン賞」、さらに特に優れているものについては「グッドデザイン大賞」「グッドデザイン金賞」「グッドフォーカス賞」などの特別賞を贈呈します。 グッドデザイン賞を通じ、受賞による高い社会的評価が得られるなど、産業や中小企業への振興が図られます。また、次世代デザインへの取組や若手デザイナーの育成が図られるなどの効果が期待されます。	(公財) 日本デザイン振興会 グッドデザイン賞事務局 ☎03-6743-3777 e-mail : info@help.g-mark.org

No	支援機関名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			相 情 報 提 供	創 事 業 承 継	経 営 新 ・ 安 定 化	新 製 品 ・ 新 技 術	開 発 ・ 事 業 化	技 術 課 題 解 決	施 設 備 導 入	市 販 路 開 拓	海 外 事 業 展 開	6 農 商 業 工	地 域 活 性 化	人 材 育 成
1	(公財) 北海道中小企業総合支援センター													
	経営支援部	経営支援G	○		○							○		
	企業振興部	助成支援G		○		○				○	○		○	
		取引支援G							○					
		金融支援G		○					○			○		
	北海道よろず支援拠点		○											
	北海道6次産業化サポートセンター		○								○			
	北海道プロフェッショナル人材センター		○										○	
	プッシュ型事業承継支援事業担当			○										
2	北海道													
	総合政策部	国際局国際課								○				
	経済部	地域経済局中小企業課	○	○	○			○						
		産業振興局産業振興課				○		○	○				○	
		産業振興局環境・エネルギー室			○									
		産業振興局科学技術振興室	○											
		労働政策局	○										○	○
		観光局							○					
	環境生活部	食関連産業室						○	○				○	
		環境局生物多様性保全課												○
	農政部	環境局気候変動対策課				○								
		食の安全推進局												○
	農政部	食品政策課												○
	水産林務部	水産局水産経営課								○				
3	(地独) 北海道立総合研究機構		○				○						○	
4	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター		○				○						○	
5	北海道立工業技術センター		○				○						○	
6	北海道立市民活動促進センター		○											
7	経済産業省北海道経済産業局													
	産業部	中小企業課		○	○	○								
		経営支援課・商業振興室		○		○			○	○	○	○		
	地域経済部	製造・情報産業課				○								
		産業技術課・知的財産室				○								
8	北海道農政事務所										○	○		
9	厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金センターさっぽろ												○	
10	ハローワーク												○	
11	(一財) 旭川産業創造プラザ			○		○							○	
12	R&Bパーク札幌大通サテライト (HinT)		○											
13	恵庭リサーチ・ビジネスパーク (株)			○					○					
14	(公財) オホーツク地域振興機構		○			○	○						○	
15	(一社) 北見工業技術センター運営協会						○							
16	(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター						○						○	
17	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構												○	
18	(一財) さっぽろ産業振興財団													
	産業振興センター			○									○	
	販路拡大支援部		○			○			○	○				
	インタークロスクリエイティブ・センター				○		○							
	エレクトロニクスセンターサテライトオフィス				○	○								
	映像産業振興課									○				
	札幌中小企業支援センター		○	○	○									
	札幌市エレクトロニクスセンター					○	○							
19	(一財) 省エネルギーセンター北海道支部						○							
20	(公社) 全国労働基準関係団体連合会北海道支部												○	

No	支援機関名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		相 情 報 提 供	創 業 承 継	経 営 早 新 ・ 安 定 化	新 製 品 ・ 新 技 術	開 発 ・ 事 業 化	技 術 課 題 解 決	施 設 備 拡 充	市 販 場 開 拓	海 外 事 業 展 開	農 業 ・ 商 工 業	地 域 ・ 活 性 化	人 材 ・ 確 保
21	(株) 千歳国際ビジネス交流センター		○										
22	(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部	○		○	○	○			○			○	
23	中小企業大学校旭川校											○	
24	(公財) 道央産業振興財団			○	○							○	
25	(公財) とかち財団												
	総合企画部	○	○			○							
	ものづくり支援部 食品加工技術センターグループ	○				○						○	
	ものづくり支援部 十勝産業振興センターグループ	○				○						○	
	ものづくり支援部 企業振興グループ他	○			○								
26	苫小牧市テクノセンター	○				○						○	
27	日本弁理士会北海道会	○											
28	(独) 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター								○				
29	函館市産業支援センター		○										
30	(公財) 函館地域産業振興財団		○		○			○				○	
31	(株) 美唄ハイテクセンター		○										
32	(公財) 北洋銀行中小企業新技術研究助成基金				○								
33	(公財) 北海道科学技術総合振興センター	○			○	○		○					
34	(公財) 北海道環境財団						○						
35	北海道経営改善支援センター			○									
36	北海道就業支援センター											○	
37	北海道事業引継ぎ支援センター		○										
38	(一社) 北海道食産業総合振興機構	○											
39	(一社) 北海道商工会議所連合会			○		○							
40	北海道商工会連合会		○	○		○		○					
41	北海道職業能力開発協会											○	
42	(一社) 北海道食品産業協議会											○	○
43	北海道女性の活躍支援センター	○											
44	北海道信用保証協会		○	○									
45	(株) 北海道ソフトウェア技術開発機構		○									○	
46	北海道知的所有権センター	○			○								
47	(一社) 北海道中小企業家同友会				○								
48	北海道中小企業再生支援協議会			○									
49	北海道中小企業団体中央会			○									
50	(一社) 北海道発明協会	○											○
51	北海道ビジネスサポート・ハローワーク											○	
52	(一社) 北海道貿易物産振興会							○	○				
53	(公財) 室蘭テクノセンター		○		○			○				○	
54	(国研) 科学技術振興機構 (JST)				○								
55	(一社) 環境共創イニシアチブ			○									
56	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会												○
57	(一社) 大日本水産会							○					
58	(国研) 新エネルギー・産業技術総合研究機構 (NEDO)				○								
59	(株) 全国商店街支援センター										○		
60	(独) 中小企業基盤整備機構	○											
61	(公財) 日本デザイン振興会												○
62	(独) 日本貿易振興機構								○				
63	(公財) 三菱UFJ技術育成財団				○								
64	日本政策金融公庫												
	国民生活事業		○	○			○		○		○		
	中小企業事業		○	○			○		○		○		
	農林水産事業		○				○		○				

※○印は、その該当する区分の支援制度が本書に掲載されていることを示しています。

## (公財) 北海道中小企業総合支援センターと北海道及び北海道の出先機関

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX	
1	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	☎ (011) 232-2001 FAX (011) 232-2011	
	経営支援部		経営支援G	☎ (011) 232-2402
	企業振興部		助成支援G	☎ (011) 232-2403
			取引支援G	☎ (011) 232-2406
			金融支援G	☎ (011) 232-2404
	北海道よろず支援拠点		☎ (011) 232-2407 FAX (011) 232-2011	
	北海道6次産業化サポートセンター		☎ (011) 200-0013 FAX (011) 232-2011	
	北海道プロフェッショナル人材センター		☎ (011) 232-2002 FAX (011) 232-2011	
	プッシュ型事業承継高度化事業		☎ (011) 232-2012 FAX (011) 232-2011	
	道南支部		〒041-0801 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内	☎ (0138) 82-9089 FAX (0138) 34-2601
	十勝支部		〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	☎ (0155) 67-4515
	釧路支部		〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	☎ (0154) 64-5563
	道北支部		〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	☎ (0166) 68-2750 FAX (0166) 68-2828
オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内	☎ (0157) 31-1123		
日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	☎ (0143) 47-6410		
2	北海道			
	北海道庁	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	☎ (011) 231-4111	
	空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	☎ (0126) 20-0200	
	石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	☎ (011) 231-4111	
	後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	☎ (0136) 23-1300	
	胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	☎ (0143) 24-9900	
	日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	☎ (0146) 22-9030	
	渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	☎ (0138) 47-9400	
	檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	☎ (0139) 52-6500	
	上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	☎ (0166) 46-5900	
	留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	☎ (0164) 42-8404	
	宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	☎ (0162) 33-2516	
	オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	☎ (0152) 41-0603	
	十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	☎ (0155) 26-9005	
	釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	☎ (0154) 43-9100	
	根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	☎ (0153) 24-0257	
	道内各高等技術専門学院			
	北海道立札幌高等技術専門学院	〒065-0027 札幌市東区北27条東16丁目1-1	☎ (011) 781-5541	
	北海道立函館高等技術専門学院	〒041-0801 函館市桔梗町435番地	☎ (0138) 47-1121	
	北海道立旭川高等技術専門学院	〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	☎ (0166) 65-6667	
	北海道立旭川高等技術専門学院稚内分校	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎4階	☎ (0162) 33-2636	
北海道立北見高等技術専門学院	〒090-0826 北見市末広町356-1	☎ (0157) 24-8024		
北海道立室蘭高等技術専門学院	〒050-0084 室蘭市みゆき町2丁目9-5	☎ (0143) 44-3522		
北海道立苫小牧高等技術専門学院	〒053-0052 苫小牧市新開町4丁目6-10	☎ (0144) 55-7007		
北海道立帯広高等技術専門学院	〒080-2464 帯広市西24条北2丁目18-1	☎ (0155) 37-2319		
北海道立釧路高等技術専門学院	〒084-0915 釧路市大楽毛南1丁目2-51	☎ (0154) 57-8011		
国立北海道障害者職業能力開発校	〒073-0115 砂川市焼山60番地	☎ (0125) 52-2774		

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX	
3	(地独) 北海道立総合研究機構			
	本部連携推進部 (総合相談窓口)		〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目	☎ (011) 747-2900
	農業研究本部	中央農業試験場	〒069-1395 夕張郡長沼町東6線北15号	☎ (0123) 89-2001
		上川農業試験場	〒078-0397 上川郡比布町南1線5号	☎ (0166) 85-2200
		道南農業試験場	〒041-1201 北斗市本町680番地	☎ (0138) 77-8116
		十勝農業試験場	〒082-0081 河西郡芽室町新生南9線2番地	☎ (0155) 62-2431
		北見農業試験場	〒099-1496 常呂郡訓子府町字弥生52	☎ (0157) 47-2146
		酪農試験場	〒086-1135 標津郡中標津町旭ヶ丘7番地	☎ (0153) 72-2004
		畜産試験場	〒081-0038 上川郡新得町字新得西5線39番地1	☎ (0156) 64-0623
		花・野菜技術センター	〒073-0026 滝川市東滝川735番地	☎ (0125) 28-2800
	水産研究本部	中央水産試験場	〒046-8555 余市郡余市町浜中町238番地	☎ (0135) 23-7451
		函館水産試験場	〒040-0051 函館市弁天町20番5号	☎ (0138) 83-2892
		釧路水産試験場	〒085-0027 釧路市仲浜町4番25号	☎ (0154) 23-6221
		網走水産試験場	〒099-3119 網走市鱒浦1丁目1番1号	☎ (0152) 43-4591
		稚内水産試験場	〒097-0001 稚内市末広4丁目5番15号	☎ (0162) 32-7177
		栽培水産試験場	〒051-0013 室蘭市舟見1丁目156番3号	☎ (0143) 22-2320
		さけます・内水面水産試験場	〒061-1433 恵庭市北柏木町3丁目373番地	☎ (0123) 32-2135
	森林研究本部	林業試験場	〒079-0198 美瑛市光珠内町東山	☎ (0126) 63-4164
		林産試験場	〒071-0198 旭川市西神楽1線10号	☎ (0166) 75-4233
	産業技術研究本部	工業試験場	〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目	☎ (011) 747-2321
		食品加工研究センター	〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4	☎ (011) 387-4111
環境・地質研究本部	環境科学研究センター	〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目	☎ (011) 747-3521	
	地質研究所	〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目	☎ (011) 747-2420	
建築研究本部	北方建築総合研究所	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	☎ (0166) 66-4211	
4	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター [管理運営：(公財) オホーツク地域振興機構]	〒090-0008 北見市大正353-19	☎ (0157) 36-0680	
5	北海道立工業技術センター	〒041-0801 函館市桔梗町379番地	☎ (0138) 34-2600	
6	北海道立市民活動促進センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル (かでの2・7) 8階	☎ (011) 261-4440	

### 国及び国の出先機関

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX
7	経済産業省北海道経済産業局	〒060-0808 札幌市中央区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	☎ (011) 709-2311
8	北海道農政事務所	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル	☎ (011) 330-8810
9	厚生労働省北海道労働局 (雇用助成金さっぽろセンター)	〒060-8566 札幌市中央区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	☎ (011) 788-9071
10	ハローワーク		
	札幌 ☎011-562-0101	ハローワークプラザ札幌 ☎011-242-8689	
	函館 ☎0138-26-0735	ハローワークプラザ函館 ☎0138-45-8609	
	八雲 ☎0137-62-2509	江差 ☎0139-52-0178 旭川 ☎0166-51-0176	富良野 ☎0167-23-4121
	帯広 ☎0155-23-8296	ハローワークプラザ帯広 ☎0155-26-1810	
	池田 ☎0155-72-2561	北見 ☎0157-23-6251 美幌 ☎0152-73-3555	遠軽 ☎0158-42-2779 紋別 ☎0158-23-5291
	小樽 ☎0134-32-8689	余市 ☎0135-22-3288 滝川 ☎0125-22-3416	深川 ☎0164-23-2148 砂川 ☎0125-54-3147
	釧路 ☎0154-41-1201	しごとプラザ釧路 ☎0154-23-8609	室蘭 ☎0143-22-8689
	ハローワークプラザ中島 ☎0143-47-8103		伊達 ☎0142-23-2034
	岩見沢 ☎0126-22-3450	稚内 ☎0162-34-1120 岩内 ☎0135-62-1262	倶知安 ☎0136-22-0248 留萌 ☎0164-42-0388
	名寄 ☎01654-2-4326	士別 ☎0165-23-3138 浦河 ☎0146-22-3036	静内 ☎0146-42-1734 網走 ☎0152-44-6287
	苫小牧 ☎0144-32-5221	ハローワークプラザ苫小牧 ☎0144-35-8689	根室 ☎0153-23-2161 中標津 ☎0153-72-2544
	札幌東 ☎011-853-0101	江別 ☎011-382-2377 札幌北 ☎011-743-8609	ハローワークプラザ北24 ☎011-738-3163
	千歳 ☎0123-24-2177	夕張 ☎0123-52-4411	

お問い合わせ先一覧

道内産業支援機関

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX
11	(一財) 旭川産業創造プラザ	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター	☎ (0166) 68-2820
12	R & Bパーク札幌大通サテライト (HinT)	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル1階	☎ (011) 219-3359
13	恵庭リサーチ・ビジネスパーク (株)	〒061-1374 恵庭市恵み野北3丁目1-1	☎ (0123) 36-3113
14	(公財) オホーツク地域振興機構	〒090-0008 北見市大正353-19	☎ (0157) 33-4581
15	(一社) 北見工業技術センター運営協会	〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4	☎ (0157) 31-2705
16	(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター	〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2番23号	☎ (0154) 55-5121
17	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部		
	北海道職業能力開発促進センター 生産性向上人材育成支援センター	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号	☎ (011) 640-8828
	高齢・障害者業務課	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号	☎ (011) 622-3351
	旭川訓練センター	〒079-8418 旭川市永山8条20丁目3番1号	☎ (0166) 48-2327
	釧路訓練センター	〒084-0915 釧路市大楽毛南4丁目5番27号	☎ (0154) 57-8114
	函館訓練センター	〒041-0841 函館市日吉町3丁目23番1号	☎ (0138) 52-0323
	北海道職業能力開発大学校	〒047-0292 小樽市銭函3丁目190番地	☎ (0134) 62-3553
18	(一財) さっぽろ産業振興財団		
	産業振興センター		☎ (011) 820-3122
	販路拡大支援部		☎ (011) 820-2062
	インターネット・クリエイティブ・センター	〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1	☎ (011) 817-8911
	エレクトロニクスセンターサテライトオフィス		☎ (011) 814-5021
	映像産業振興課		☎ (011) 817-5711
	札幌中小企業支援センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階	☎ (011) 200-5511
	札幌市エレクトロニクスセンター	〒004-0015 札幌市厚別区下野幌7-1丁目1-10	☎ (011) 807-6000
19	(一財) 省エネルギーセンター 北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル6階	☎ (011) 271-4028
20	(公社) 全国労働基準関係団体連合会北海道支部	〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37山京ビル2階	☎ (011) 747-6141
21	(株) 千歳国際ビジネス交流センター	〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3-1 千歳アルカディアプラザ	☎ (0123) 42-0501
22	(独) 中小企業基盤整備機構北海道本部	〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階	☎ (011) 210-7470
23	中小企業大学校旭川校	〒078-8555 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1	☎ (0166) 65-1200
24	(公財) 道央産業振興財団	〒059-1362 苫小牧市字柏原32番地の27 苫小牧市テクノセンター内	☎ (0144) 51-2770
25	(公財) とかち財団	〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-9	☎ (0155) 38-8808
26	苫小牧市テクノセンター	〒059-1362 苫小牧市字柏原32番地の27	☎ (0144) 57-0210
27	日本弁理士会北海道会	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル3階	☎ (011) 736-9331
28	(独) 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター (ジェトロ北海道)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	☎ (011) 261-7434
29	函館市産業支援センター	〒041-0801 函館市桔梗町379番地32	☎ (0138) 34-2561
30	(公財) 函館地域産業振興財団	〒041-0801 函館市桔梗町379番地32	☎ (0138) 34-2600
31	(株) 美唄ハイテクセンター	〒079-0261 美唄市茶志内町3区	☎ (0126) 65-2080
32	(公財) 北洋銀行中小企業新技術研究助成基金	〒060-8640 札幌市中央区大通西3丁目11番地 (株) 北海道二十一世紀研究所内	☎ (011) 231-3053
33	(公財) 北海道科学技術総合振興センター	〒001-0021 札幌市北区北21条西12丁目 コラボほっかいどう	☎ (011) 708-6525
34	(公財) 北海道環境財団	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤・加藤ビル4階	☎ (011) 206-1573
35	北海道経営改善支援センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル6階	☎ (011) 232-0217
36	北海道就業支援センター	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階	☎ (011) 209-4510
37	北海道事業引継ぎ支援センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル5階	☎ (011) 222-3111
38	(一社) 北海道食産業総合振興機構	〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル8階	☎ (011) 200-7000
39	(一社) 北海道商工会議所連合会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階	☎ (011) 241-6309
40	北海道商工会連合会	〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 4階	☎ (011) 251-0102
41	北海道職業能力開発協会	〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	☎ (011) 825-2385
42	(一社) 北海道食品産業協議会	〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階	☎ (011) 241-6447
43	北海道女性の活躍支援センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 6階 道立女性プラザ内	☎ (011) 272-0008
44	北海道信用保証協会	〒060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1	☎ (011) 241-2231
45	(株) 北海道ソフトウェア技術開発機構	〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 メディアミックス札幌	☎ (011) 816-9700
46	北海道知的所有権センター	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階 北海道発明協会内	☎ (011) 747-7481

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX
47	(一社) 北海道中小企業家同友会	〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター 8号館	☎ (011) 702-3411
48	北海道中小企業再生支援協議会	〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル6階	☎ (011) 222-2829
49	北海道中小企業団体中央会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階	☎ (011) 231-1919
50	(一社) 北海道発明協会	〒060-0807 札幌市中央区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階	☎ (011) 747-7481
51	北海道ビジネスサポート・ハローワーク	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	☎ (011) 200-1622
52	(一社) 北海道貿易物産振興会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階	☎ (011) 251-7976
53	(公財) 室蘭テクノセンター	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28-1	☎ (0143) 45-1188

#### 道外産業支援機関

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX
54	(国研) 科学技術振興機構 (JST)	〒322-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル	☎ (048) 226-5601
	研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)	〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町	☎ (03) 5214-8994
55	(一社) 環境共創イニシアチブ	〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階	☎ (0570) 055-122
56	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル7階	☎ (03) 5405-2141
57	(一社) 大日本水産会	〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9-13 三会堂ビル8階	☎ (03) 3585-6681
58	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) [イノベーション推進部]	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミュージアム川崎セントラルタワー (総合受付16階)	☎ (044) 520-5170
59	(株) 全国商店街支援センター	〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11 ACN八丁堀4階	☎ (03) 6228-3061
60	(独) 中小企業基盤整備機構	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	☎ (03) 3433-8811
61	(公財) 日本デザイン振興会	〒107-6205 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー 5階	☎ (03) 6743-3777
62	(独) 日本貿易振興機構	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル	☎ (03) 3582-5511
63	(公財) 三菱UFJ技術育成財団	〒105-0014 東京都港区芝2丁目4番3号 三菱東京UFJ銀行芝ビル2階	☎ (03) 5730-0338

#### 金融機関

No	機関・団体名	住所	TEL/FAX	
64	日本政策金融公庫			
	札幌支店	国民生活事業	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル (3階: 国民生活事業) (4階: 農林水産事業) (5階: 中小企業事業)	☎ (011) 231-9131
		農林水産事業		☎ (011) 251-1261
		中小企業事業		☎ (011) 281-5221
	札幌北支店	国民生活事業	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル	☎ (011) 726-4221
	函館支店	国民生活事業	〒040-0065 函館市豊川町20-9	☎ (0138) 23-8291
		中小企業事業		☎ (0138) 23-7175
	小樽支店	国民生活事業	〒047-0032 小樽市稲穂2-1-3	☎ (0134) 23-1167
	旭川支店	国民生活事業	〒070-0034 旭川市四条通9-1704-12 (朝日生命旭川ビル)	☎ (0166) 23-5241
		中小企業事業		☎ (0166) 24-4161
	室蘭支店	国民生活事業	〒050-0083 室蘭市東町2-9-8	☎ (0143) 44-1731
	釧路支店	国民生活事業	〒085-0847 釧路市大町1-1-1 (道東経済センタービル)	☎ (0154) 43-3330
		中小企業事業		☎ (0154) 43-2541
	帯広支店	国民生活事業	〒080-0010 帯広市大通南9-4 (帯広大通ビル)	☎ (0155) 24-3525
		農林水産事業		☎ (0155) 27-4011
	北見支店	国民生活事業	〒090-0036 北見市幸町1-2-22	☎ (0157) 24-4115
農林水産事業		☎ (0157) 61-8212		

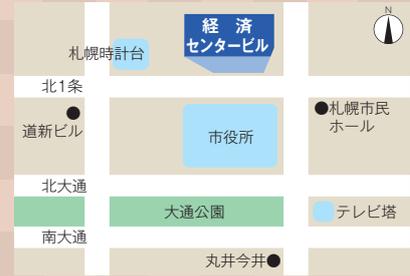
## 支援制度ナビ

### ホームページから支援制度を検索できます

(公財) 北海道中小企業総合支援センターでは、支援制度データベース「支援制度ナビ」を当センターのホームページ上で公開しています。

「支援制度ナビ」は、道内の創業者、中小企業者等が利用できる各種支援制度を「利用目的別」等で検索できるシステムです。どうぞご利用ください。

[URL] <https://www.hsc.or.jp/navi/>



**公益財団法人**  
**北海道中小企業総合支援センター**  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目  
経済センタービル9階  
TEL011-232-2001 FAX011-232-2011



#### 道南支部

〒041-0801 函館市桔梗町379番地  
北海道立工業技術センター内  
TEL0138-82-9089 FAX0138-34-2601



#### 十勝支部

〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地  
帯広商工会議所内  
TEL・FAX0155-67-4515



#### 道北支部

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号  
旭川リサーチセンター内  
TEL0166-68-2750 FAX0166-68-2828



#### 釧路支部

〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号  
釧路商工会議所内  
TEL0154-64-5563



#### 日胆支部

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号  
室蘭テクノセンター内  
TEL0143-47-6410



#### オホーツク支部

〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地  
北見商工会議所内  
TEL0157-31-1123



**公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター**